

特66

795



改正
刑法
法問答講義



緒言

我帝國ノ臣民ニシテ法律ノ一日モ欠クヘカラサル事勿論ナリ而シテ刑法即チ刑罰法ニ於テハ吾人が貴重ナル生命身體名譽財産ヲ保護スル社會重要ノ法律ナレバ總シテ刑法ハ一般人民ノ心得置クヘキ事亦勿論ナリ嗚呼澆季ノ世人情輕薄ニシテ殆ト底止スル所ヲ知ラズ人智ノ進歩スルニ從ヒ巧智ハ奸智トナリ法網ヲカケリ道德ハ地ニナチ精神ノ腐敗今日ヨリ甚ダシキハナシ爲ニ刑法ノ改正セラレタル所以ナリ茲ニ著者見ル所アリ本書ハ立法ヲ精神條文ノ意義ヲキハメテ通俗ヲ旨トシ親切丁寧ニ解説

シ而シテ解説ハ言文一致ニシ且又一々要點ヲ
 問答トシ尙法文ノ熟字、法語等ニハ註釋ヲ附
 シタレバ法律ノ何タルヲ知ラサル人々ニテモ
 一讀以テ其意義ヲ了得スヘキナリ

著 者 識

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル刑法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治四十年四月二十三日

内閣總理大臣	侯	西園寺公望
陸軍大臣	寺內正毅	
農商務大臣	松岡康毅	
海軍大臣	齊藤實	
大藏大臣	法學博士 阪谷芳郎	
逓信大臣	山縣伊三郎	
司法大臣	松田正久	
內務大臣	原敬	
文部大臣	牧野伸顯	
外務大臣	子爵 林董	

法律第四十五號

刑法別冊ノ通リ之ヲ定ム

此法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

明治十三年第三十六號布告刑法ハ此法律施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

朕刑法施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治四十一年六月二十七日

内閣總理大臣	西園寺公望
陸軍大臣	寺內正毅
農商務大臣	松岡康毅
海軍大臣	齊藤實
大藏大臣	松田正久
內務大臣	原敬
文部大臣	牧野伸顯
外務大臣	林野
司法大臣	千家尊德
逓信大臣	堀田正養

勅令第六十三號

刑法ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

改正 刑法問答講義目次

第一編 總則

第一章	法則	一
第二章	刑	一七
第三章	期間計算	三七
第四章	刑ノ執行猶豫	四〇
第五章	假出獄	四五
第六章	時效	四九
第七章	犯罪ノ不成立及刑ノ減免	五四
第八章	未遂罪	六六
第九章	併合罪	六八
第十章	累犯	七九
第十一章	共犯	八四

目次

目次

第十二章 酌量減輕……………九〇
 第十三章 加減例……………九三

第二編 罪……………九九

第一章 皇室ニ對スル罪……………九九
 第二章 内亂ニ關スル罪……………一〇四
 第三章 外患ニ關スル罪……………一二二
 第四章 國交ニ關スル罪……………一二一
 第五章 公務ノ執行ヲ妨害スル罪……………一二八
 第六章 逃走ノ罪……………一三二
 第七章 犯人藏匿及ヒ證據湮滅ノ罪……………一三八
 第八章 騷擾ノ罪……………一四一
 第九章 放火及ヒ失火ノ罪……………一四五
 第十章 溢水及ヒ水利ニ關スル罪……………一六〇
 第十一章 往來ヲ害スル罪……………一六五
 第十二章 住居ヲ侵スル罪……………一七三

目次

第十三章 秘密ヲ侵スル罪……………一七七
 第十四章 阿片煙ニ關スル罪……………一八一
 第十五章 飲料水ニ關スル罪……………一八五
 第十六章 通貨偽造ノ罪……………一九〇
 第十七章 文書偽造ノ罪……………一九七
 第十八章 有價證券偽造ノ罪……………二一二
 第十九章 印章偽造ノ罪……………二一六
 第二十章 偽證ノ罪……………二二一
 第二十一章 誣告ノ罪……………二二四
 第二十二章 褻褻姦淫及ヒ重婚ノ罪……………二二六
 第二十三章 賭博及ヒ官錢ニ關スル罪……………二二九
 第二十四章 禮拜所及ヒ墳墓ニ關スル罪……………二四三
 第二十五章 瀆職ノ罪……………二四七
 第二十六章 殺人ノ罪……………二五六
 第二十七章 傷害ノ罪……………二六一
 第二十八章 過失傷害ノ罪……………二六六

目次

第二十九章	墮胎ノ罪	二六九
第三十章	遺棄ノ罪	二七五
第三十一章	逮捕及ヒ監禁ノ罪	二七七
第三十二章	脅迫ノ罪	二七九
第三十三章	略取及ヒ誘拐ノ罪	二八三
第三十四章	名譽ニ關スル罪	二九〇
第三十五章	信用及ヒ業ニ對スル罪	二九四
第三十六章	窃盜及ヒ強盜ノ罪	二九五
第三十七章	詐欺及ヒ恐喝ノ罪	三〇五
第三十八章	横領ノ罪	三一二
第三十九章	贓物ニ關スル罪	三一六
第四十章	毀棄及ヒ隱匿ノ罪	三一八

目次終

改正 刑法問答講義

法典講習會著

第一編 總則

第一章 法例

コノ第一編ニハ、スベテノ罪ニ通シテアテハメル規則ヲ集メテ書キノセタルモノデアアル

スベテ法律ヲサダムルニハ、第何編ハ何何、第何章ハ何何ト、編ヤ章ニラケテ定メテ、ソノ内ニ條ヤ項ヤチコシラヘ、ソレデアコレハ皇室ニ關スル罪デアルトカ、コレハ内亂ニ關スル罪デアルトカ、アルヒハ期間ノ計算ハドウデアアル、刑ノ執行猶豫ハイカ、デアアルナドト、種類チコトニスルモノデアアルカラ、コレニ通シテアテハメルモノガナカツタナラバ、ソノ種類ガチガゴトニ、コレニアテハメル法律例規ヲ定メネバナラヌ、例ヘバ文書偽造ノ罪ガアルトスルカ、第百五十四條ヨリ第百六十一條マデハ皆ソノ規定

第一編 總則

デアツテ、ソノ刑モ懲役ニ處セラル、モノアリ罰金ヲ附加サル、モアリ、若シクハ禁錮モアルトイフヨウニ、ソノ犯情ニヨツテ輕イモアレバ重イモアル、マタ未遂罪ニツイテノ規定モアルトイフヨウニ、種種サマシクテアルチ、ソノ一條毎ニ懲役ハドウデアアル、禁錮ハドウデアアル、附加刑トハ何ゾ、未遂罪トハ何ゾト、一一書キアラハスコトハ實ニ煩ラハシイコトデアアル、マシテ四十章、百九十餘條ノ多クノ箇條ニ、一一コレヲ書キアラハスコトノデキルハズガナイ、ソコデコノ煩雜チハブクタメニ、法律ノ全體ニ通ジテ用フベキ例規ヲ定ムベキ必要ガアル、コノ總則トイフノガスナハチソレデアツテ

コノ第一章ニハ先ヅモツテ法例ヲ示シタノデアアル。

コノ法例トイフハ、刑罰ノ法ニハ特別法トイフモノガアル、コノ特別法ハ刑法トノ關係ハイカナモノデアアルカ、コノ刑法ガ内國ハ勿論外國ニ及ボス效力ハイカナル程度ニオヨボスベキモノデアアルカ、コレヲ示サネバナラヌカラシテ、コノ法例トイフモノチ第一章トシテ擧ゲタモノデアアル、猶ホコノ詳細チ書クト議論ニラタツテ、本書ノ旨趣デハナイカラ、コレチハブクコトニスルデアラウ、猶ホコノ以下モスベテ議論ニラタルコトハ略スルデアラウ。

第一條 本法ハ何人ヲ問ハス帝國内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

帝國外ニ在ル帝國船舶内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ付キ亦同シ

〔字解〕 何人ヲ問ハス ○帝國内ニツボシ ○適用 ○船舶

コノ條ハ刑法ヲ適用スベキ範圍ヲ示シタモノデアアル
 コノ刑法ノ全體ハ日本人タルト外國人タルトノ、タレカレノワカチナク何人タリトモ
 アガ日本帝國ニオイテ罪ヲオカシタモノニハ、コレチアテハメルコトデアアル。
 マタ日本帝國ノ外ニアルモノデモ、日本帝國ノ船ノ内テ罪ヲオカシタモノニツイテモ、
 コノ刑法チアテハメテ罰スルノデアアル。

問 帝國外ニアル帝國ノ船トハイカナナル船デアアルカ。
 答 ソノ船ハ日本帝國ノ船舶ニアルモノデ、今ワガ日本帝國ノ土地チハナレテ内國ノ領

海又ハ公海ニアルトキハ、ソノ日本ノ領海ニアルトキハ勿論、公海ニアルトキデモ
 ソノ罪チ犯シタル日本人タルト外國人タルトチ問ハズ、日本ノ刑法チ支配スベキモ

第一編 總則

四

ノデアアル船舶ハ國際公法ニオイテソノ所屬ノ一部分ト看做シテアルカラノコトデア
ル。

問 公海トハイカナルコトデアアルカ。

答 世界萬國ノ共同ノ海上トイフコトデアアル。

問 領海トハイカナルコトデアアルカ。

答 ムカシカラ色色トカハリマシタガ、タダ今デハ國際公法協會ニオイテソノ國ノ沿
岸ノ波際カラ六海里トイフコトニナツテナル。

問 船舶トイフト軍艦モソノ内デアアルカ。

答 軍艦ハソノ本國ノ公權ノ一部チノセルモノデアアルカラ、別ニ海軍ノ刑法ガアツテ支

配スルコトニナツテナル、ソシテタトヘ外國ノ領海内ニオイテオカシタ罪ニツイテ

モ外國ノ刑法チアテハメルコトハナラヌコトデアアル。

問 然ラバ軍艦以外ノ船舶ガ外國ノ領海ニテオカシタル罪ハソノ國ノ法律ニシタカフノ

デアアルカ

答 イカニモソノ船内ノコトニツイテハソノ本國ノ法ニ從カフノデアアルガ船カラアガツ

タトキノ如キ、スベテ船ノ外部ノコトハソノ領海本國ノ法ニシタガハネバナラヌコ
トデアアル。

第二條 本法ハ何人ヲ問ハス帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シ

タル者ニ之ヲ適用ス

一 第七十三條乃至第七十六條ノ罪

二 第七十七條乃至第七十九條ノ罪

三 第八十一條乃至第八十九條ノ罪

四 第四百四十八條ノ罪及ヒ其未遂罪

五 第五百五十四條第五百五十五條第五百五十七條及ヒ第五百五十八條

ノ罪

六 第六百六十二條及ヒ第六百六十三條ノ罪

七 第六百六十四條乃至第六百六十六條ノ罪及ヒ第六百六十四條第二

項第六百六十五條第二項第六百六十六條第二項ノ未遂罪

コノ條モ特別法テ、コノ刑法ハ帝國ノ臣民ハモトヨリ外國人デアツテ、帝國外ニオイテ次ノ各號ニアル罪ヲオカシタモノニモアテハメルトイフノデアアル、チヨツトオモフト外國テ外國人がオカシタ罪ヲガ國ノ刑法テ罰スルハチカシナヨウデアアルガ、タトヘバ皇室ニ對シテノ罪ヲオカシタゴトキ、外國人デアアルカラ關係ガナイトイフコトハナラヌコトデアアルソコデアコノ條ノヨウニサダメタモノデアアル、ソノ各號ノ罪ハ、第二編ノ罪トイフトコロニオイテ説クコト、シテ、ソノ概略ダケチ左ニシルステアラウ。

一ハ第一章ノ皇室ニ對スル罪テ、天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、又ハ皇太孫オヨビソノ他ノ皇族ニ對シテ危害ヲ加ヘ、又ハ加ヘントシタルモノ、不敬ノ行爲アリタル者、神宮又ハ皇陵ニ對シテ不敬ノ行爲アリタルモノ、罪。

二ハ内亂ニ關スル罪、スナハチ内國ニオイテノ騷動チオコサントセシ罪。

三ハ外患ニ關スル罪テ、敵國ソノ他スベテ外國ニ通シ又ハクミシテラガ國ト戰爭チヒフカセ又ハ敵國ノ味方チスル行爲ニカ、ル罪。

四ハ通用ノ貨幣ナドチ偽造シタリ、ニセモノチコシラヘタリスル罪、オヨビソノ未遂罪。

五ハ文書チ偽造スル罪テ、國璽、御名、公務所又ハ公務員等ノ文書チ印章チ偽造シオヨビ變造シタルモノチナドニカ、ル罪。

六ハ有價證券チ偽造シタリ變造シタリスル罪。

七ハ印章チ偽造セシタメノイロイロノ罪。

コノ各條ノ罪ハ後ノ各本條ノトコロニ説明スルカラ、煩雜チハブクタメニコ、ニハ略シタノデアアル。

第三條 本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル帝國臣民ニ之ヲ適用ス

- 一 第百八條、第百九條第一項ノ罪、第百八條、第百九條第一項ノ例ニ依リ處斷スヘキ罪及ヒ此等ノ罪ノ未遂罪
- 二 第百十九條ノ罪
- 三 第百五十九條乃至第百六十一條ノ罪
- 四 第百六十七條ノ罪及ヒ同條第二項ノ未遂罪
- 五 第百七十六條乃至第百七十九條第百八十一條及ヒ第百八十

四條ノ罪

- 六 第九十九條第二條ノ罪及ヒ其未遂罪
- 七 第二百四條及ヒ第二百五條ノ罪
- 八 第二百十四條乃至第二百十六條ノ罪
- 九 第二百十八條ノ罪及ヒ同條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪
- 十 第二百二十條及ヒ第二百二十一條ノ罪
- 十一 第二百二十四條乃至第二百二十八條ノ罪
- 十二 第二百三十條ノ罪
- 十三 第二百三十五條第二百三十六條第二百三十八條乃至第二百四十一條及ヒ第二百四十三條ノ罪
- 十四 第二百四十六條乃至第二百五十條ノ罪

十五 第二百五十三條ノ罪

十六 第二百五十六條第二項ノ罪

帝國外ニ於テ帝國臣民ニ對シ前項ノ罪ヲ犯シタル外國人ニ付キ亦同シ

コノ條ハ帝國外スナハチ外國ニアル日本帝國ノ臣民ガ、コノ條ノ一號カラ十六號マデノ罪チオカシタトキニハ、タトヒ外國ニアツテモコノ法ニヨツテ罰スルトイフノデアアル、スナハチ帝國外ニオイテモ生命、身體、自由、財產マタハ信用ニカ、ル罪チオカシタモノハコレチモ本刑法ニヨツテ罰スルトイフノデアアル。

第二項ノ外國人が帝國臣民ニ對シテオカシタツミモコノ法テ罰スルトイフノハ、保護上ヨリカクノ如ク定メタモノデアアル、ソノ條項ノ罪目ハ、各本條ニオイテ一一説明スルデアラウガ、ソノ要目バカリチアケレバ次ノ通りデアアル、

- 一ハ放火スナハチツケ火ニカ、ル罪。
- 二ハ溢水ノ罪デ、水チアフレサセテ人ノ住居ソノ他チ害シタル罪。
- 三ハ文章圖畫ナドチ偽造又ハ變造シテ他人ノ權利チ害シタル罪。

第一編 總則

一〇

- 四ハ他人ノ印章ヲ署名ヲ偽造シタルモノ、又ハコレヲ偽造シテ不正ノコトニ使用セントセシ未遂罪。
- 五ハ猥褻姦淫オヨビ重ネテ婚姻セシ罪。
- 六ハ人チコロシタ罪オヨビソノ未遂罪。
- 七ハ人ノ身體ヲソコナフ罪。
- 八ハ婦女ノタノミチウケ又ハ受ケズシテ醫師産婆ナドガ墮胎セシメタル罪。
- 九ハ老人幼者ナドヲ遺棄スル罪。
- 十ハ不法ニ人ヲ監禁シタリ逮捕シタリスル罪。
- 十一ハ未成年者ヲカドワカシタリナドスル罪。
- 十二ハ人ノ名譽ヲソコナヒシモノ、罪。
- 十三ハヌスビトオヨビオシイリニカ、ル罪。
- 十四 人チダマシ又ハオドシテ財物チカタリトル罪。
- 十五ハ他人ノ物チヨコドリスル罪。
- 十六ハ贓物ノトリアツカヒチジタモノ、罪。

以上ガソノラマシテアルガ、ソノ詳細ハ一ツノ本條ノ註明ニツイテ具ネバナラヌコトデアアル。

第四條 本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル帝國ノ公務員ニ之ヲ適用ス

- 一 第一百一條ノ罪及ヒ其未遂罪
- 二 第一百五十六條ノ罪
- 三 第九十三條、第九十五條第二項、第九十七條ノ罪及ヒ第九十五條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪

コノ條ハ公務員ガ外國ニオイテ犯シタ罪ニツイテコノ刑法チ適用スベキコトヲ定メタモノデアアル、公務員ノコトハ次ノ第七條デアカル、ソノ罰スベキ罪ノ箇條ハ次ノ一號ヨリ三號ニイタルモノデアアル。

コノ一號カラ三號マデノ各罪目ニツイテノ說明ハ後ニスルコト、シテ、ソノ目ダケチア

ゲルト左ノ通りデアル。

一、ザイニシヨウ罪人ヲ護送スルトキニ、ソノ途中トチウデニガシタ罪。

二、コウシ行使ノ目的モクテキテ文書圖畫ヲ變造シタリ、ヘンゾウマダハウソノモノヲ作ツタ罪。

三、シヨクム第二十五章ニアル職務ヲケガシタ罪。

第五條

外國ニ於テ確定裁判ヲ受ケタル者ト雖モ同一行為ニ付キ更

ニ處罰スルコトヲ妨ケス但犯人既ニ外國ニ於テ言渡サレタル刑ノ

全部又ハ一部ノ執行ヲ受ケタルトキハ刑ノ執行ヲ減輕又ハ免除ス

ルコトヲ得

〔字解〕

確定裁判 ○同一行為ニ於テ ○更ニ ○處罰

○妨ゲス ○全部 ○減輕 ○免除

コノ條ニオイテハ日本人ガ外國ニテ罪ヲオカシ、日本ノ刑法デモ罰セラルベク、外國ノ刑法デモマタ罰セラルベキコトガラデアツタトキニハ、コノ犯罪者ハ兩國ノ内ニテイツレノ裁判ヲ受クベキモノデアアルカトイフコトニツイテ定メタモノデアアルガコレニハツ

ギノ三ツガアル。

一、外國ニテオカシタ罪ガソノ國ノ法律デ罰セヌトキハ日本ノ法律バカリデ罰スルモノ。

二、外國ニアオカシタ罪ガソノ國ノ法律デ罰セラル、モ日本ノ法律ニテハコレヲ罰スル規定ノナイモノハ、外國ノ法律バカリデコレヲ罰スル。

三、外國ニテオカシタ罪ガ、日本及ビ外國ノ法律ニフル、トキハ日本オヨビ外國ハ二國トモソノ國ノ法律デ罰スルコトノデキルモノ。

ソコデハ、條ノ如ク外國ニオイテ確定裁判ヲウケタモノデモ、ソノ同一事件ニツイテ同一ノ犯人ニ對シ更ニ罰ヲオコナフコトモ妨グルモノデナイトイフコトヲ示シタ、デア
ルサレド一ノ犯人ガ一ノ事件デ二度處分ヲ受ケルトイフハ、アマリニ不幸ノヨウデア
カラコノ條ノ但書ニオイテ、外國ノ確定裁判ニヨツテ、ステニソノ刑ノ全部又ハ一部
ノ執行ヲウケタモノニツイテハ、ソノ刑ノ執行ヲ減シカルタスルカ又ハ免除スルコトガ
デキルトイフコトニシタノデアアル。

第六條

犯罪後ノ法律ニ因リ刑ノ變更アリタルトキハ其輕キモノヲ

適用ス

〔字解〕 變更ヘンコウ ○適用テキヨウ メテハ

コノ條ハ法律ノ時ニオヨボス效力ヲ示シタモノデアロ。

スベテ法律ハソノ執行以前ニ生ジタ行爲ニハ適用スベキモノデチイカラダダ犯罪後ノ法

律ニヨツテ、刑ニカハリガアツタトキ、タトヘバ舊刑法デハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルベ

キモノデアツタモノガ新刑法ニオイテハ罰金ニ處セラル、コトカハツタトキハ、ソノ

輕イモノヲ適用スルトイフデアロ。

問 然ラバステニ禁錮ノ刑ヲウケタモノガ、ソノ後ニ法律ガカハツテ罰金トナツタトキ

ソノ禁錮チカヘテ罰金ニセラル、ノデアロカ。

答 左様デハナイ、犯罪後トイフハ罪チオカシタ後デ、裁判ノ確定シタ後トイフコトデ

ハナイ、タトヘバ禁錮ニアタル罪チオカシタモノガアツテ、コレガトラヘラレヌ前、

マタハステニ裁判中デアルニ、ソノ法律ガカハツテ罰金トイフコトニナツタトキハ

ソノ犯罪ハ法律ノ變更前デアツテモ、刑ハ後ノ輕イ罰金トスルデアロ

問 若シ前ニハ罰金ニ處セラル、法律デアツタニ、後ノ法律ハ禁錮以上ト、カハツタト

キハ後ノ法律ニヨルデアロカ。

答 カナラズ前ト後トニヨラズシテ、輕キニヨツテ處分スルトイフガコノ條ノ定メデア

ル。

第七條

本法ニ於テ公務員ト稱スルハ官吏、公吏、法令ニ依リ公務

ニ従事スル議員、委員其他ノ職員ヲ謂フ

公務所ト稱スルハ公務員ノ職務ヲ行フ所ヲ謂フ

〔字解〕 公務員コウムイン ○従事ジュウジ ○職員シヨクイン

コノ條ハ公務員ト公務所ノコトヲ定メタモノデアロ。

コノ刑法ニオイテ公務員トイフモノハイカナルモノデアロカ、官吏スナハチ大臣チハジ

メ屬官、書記ナドニイタルモノ、公吏トイフハタトヘバ水道事務所ノ吏員ナドモソレデ

アル、マタ法律ヤ命令ニヨツテ公務チアツカフ、各種ノ議員マタハ委員ナドノ職員ハミ

ナ公務員デアロ。

ソノ公務員ガ事務チアツカフトコロガ公務所トイフデアロ。

問 議員ハ衆議院議員モ府縣會又ハ市町村會ノ議員モスベテ公務員デアルカ。

答 ソノ議員ガ公務ヲ行フ間ガ公務員デアアル、スナハチ議會ノ開ケテテテ間オヨビ議員

ノ肩書ヲモツテ出張又ハ巡回スル間ナドニ限ルノデアアル、

問 市區役所ノ雇員ヤ町村役場ノ雇ナドモ職員デアアルカ。

答 コレモ公務員デアアル、シカシ臨時ノ雇人ナドハ公務員トイフベキモノデアハナイ

第八條

本法ノ總則ハ他ノ法令ニ於テ刑ヲ定メタルモノニモ亦之ヲ適用ス但其法令ニ特別ノ規定アルトキハ此限ニ在ラス

〔字解〕 特別ノ規定ニ在ラス ○此限ニ在ラス

コノ條ハ總則ノ適用ニツイテ定メタルデアアル。

コノ刑法ノ總則ハ、タダ刑法バカリニハトゞマラヌ、刑法以外ノ法律命令ニオイテ刑ヲ

定メタルモノ即チ他ノ規則ニ本法ニ、ソムキタルモノハ禁錮ニ處ス、又ハ罰金ニ處スナド

ト定メタルモノガ多クアル、ソノ刑ヲ定メタルモノニモコノ總則ハ適用スルトイフノデアアル

但書ノ特別ノ規定アルトキトハ、コノ刑法ハ普通法トイツテ一般ノ犯罪者ニ適用スベキ

モノデアアルカラ陸軍刑法、海軍刑法ノゴトキ特別法ノアルモノハ、コノ總則ヲ適用スベキノ限デアハナイトイフノデアアル。

第二章 刑

刑トハシオ、キトイフコトデコノ章ニハ刑ノ種類ヲサダメタルデア、刑ノ名ヲ明カニシタモノデアアル。スナハチ刑トイフノハ罪ヲオカシタル人ニ對シテ、裁判ヲモツテイヒラタストコロノ刑罰スナハチシオ、キデアアル、コノ刑罰トイフコトニツイテ知ツテチラネバナラヌコトガ三ツアル、一ハ一ツノ罪ニツイテ二度罰セラル、コトノナイコト、二ハ同時ニ二ツ以上ノ罪ガアフハレタトキハ、ソノ中ノ重イ罪ニヨツテサバカレルコト、三ハ刑罰ハ罪ヲオカシタル本人バカリニカカルコトデ、何モ知ラヌソノ子孫ナドニカカルモノデアハナイ、デアアルカラ、ソノ人が死ンダトキハ、ソレト同時ニソノ罪ハキエテシマフモノデアアル。

第九條

死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及ビ科料ヲ主刑トシ沒收ヲ附加刑トス

〔字解〕

死刑

懲役

禁錮

罰金

拘留

科料

六ツ

ハ次ノ解

デワカルカラココニ字解ハ略シテオク、主刑

附加刑
○没收
○没收

コノ條ハ刑罰ノ種類ヲワケサダメタモノデアアル、主刑トハオモナル刑ヲ獨立シタモノデア
アツテ、罪ガアルトイフ以上ハカナラズ重イト輕イトニカカハラズ言ヒラタスモノデア
ル、附加刑トイフハコノ主刑ガアツテ、ソレニトモナフ罰デアアルカフ、罪ガアツタトテ
カナラズ附加刑ガツグベキモノデハナイ、デアアルカラ主刑ト附加刑トチアハセテ言ヒラ
タサルトモ、決シテ一ツ罪ニツイテ二重ニ罰スルトイフモノデハナイ。
死刑……死刑トイフハ、刑罰ノ中デハ最モ重イモノデアツテ、ソノ罪人ノ生命ヲ斷ツノ
デアアル、コレハ監獄ノ内ニオイテ行ハレルコトデ、人ノ見ル場所テ行ハル、モノデハナ
イ、ソノシカタハ絞首トイツテ、首ヲシメテイノチヲ絶ツノデアアル。
死刑ノ言ヒ渡シテ受ケテモスグニ執行フコトハデキヌアル日數ハ監獄ニトメオイテ、
司法大臣ノ命令ヲ待テハジメテ執行フノデアアル、マタタトヘ大臣カラ命令ガアツテモ

大祭日(元始祭、紀元節、天長節、祝日(孝明天皇祭、神武天皇祭、皇靈祭
神嘗祭、新嘗祭)等一月一日二日、十二月三十一日トハ執行フコトハデキマセ
ン(監獄法第七十一條)又死刑ノ宣告チケケタ婦人が懐妊デアルトキハ、一時コノ執行
チヤメテ、兒ガウマレテ百日タツタ後デナケレバ執行スルコトハナラヌコトデアアル。
懲役……コレハアル役目チキメテ、ソノ罪人チ苦シマセ、ソノ役目ノツラサニ懲リテ、
フタタビ惡事チセヌヨウニ改心サセルトイフガ目的デアアル。
禁錮……コレハ懲役トハチガツテ、定ツタ役目チサセズイマシメテオクノデアアル。
罰金……コレハ身體ノ自由チカラマレルコトハナク、ソノ罪ニヨツテソレダケノ金チ出
スノデアアル。
拘留……コレハ禁錮ト似タモノデア、何ノ仕事チサセラレルデナクモ、拘留場ニトメテホ
カレルノデハ、禁錮トクハラベテハヨホド輕イモノデア違警罪ノ主刑デアアル
科料……コレハ違警罪チオカシタモノガ科セラレルモノデアアル。
問 舊刑法トハヨホドソノ種別ガチガツタヤリデスガ、ソノチガツタトコロチ早ク見
アケルコトガデキマスカ。

答 イカニモ大イニチガヒマス、シカシ舊刑法ノ徒刑、懲役、重禁錮ヲ合セテコノ刑法テハ懲役トナリ、流刑、禁獄、輕禁錮トイツタノガ、コノ刑法テハ禁錮トナツタノデアリマス。

第十條

主刑ノ輕重ハ前條記載ノ順序ニ依ル但無期禁錮ト有期懲役

トハ禁錮ヲ以テ重シトシ有期禁錮ノ長期有期懲役ノ長期ノ二倍ヲ

超ユルトキハ禁錮ヲ以テ重シトス

同種ノ刑ハ長期ノ長キモノ又ハ多額ノ多キモノヲ以テ重シトシ長

期又ハ多額ノ同ジキモノハ其ノ短期ノ長キモノ又ハ寡額ノ多キモ

ノヲ以テ重シトス

二個以上ノ死刑又ハ長期若クハ多額反ヒ短期若クハ寡額ノ同ジキ

同種ノ刑ハ犯情ニ依リ其輕重ヲ定ム

字解 輕重ケイジュウカモイトカモイト○記載キザイカキカキ○無期ムキカガリカガリ○有期イウキカガリカガリ○同種ノ刑ドウシュノケイカガリカガリ○

多額タカガオホイオホイ○短期タンキカガリカガリ○寡額カカカガリカガリ○犯情ハンセイツミナオカシツミナオカシダ

コノ第十條ニハ、主刑ノ輕イト重イトチキメルメドチ示シタモノデアアル

第一項ハ各種ノ刑ニツイテ定メタモノデ、死刑が一バン重ク、ソノ次ガ懲役、ソノ次ガ

禁錮、ツギハ罰金、ツギハ拘留テ、料料が一バン輕イ主刑トナツテナル。サレト無期ノ

禁錮ト有期ノ懲役トデアリマヘ無期ノ禁錮ガ重イトシテアル、モツトモ有期ノ禁錮

デモ、ソノ期限ガ有期ノ懲役ノ期限ヨリ長イトキニハ、ソノ場合ニヨツテ有期ノ懲役ヨ

リモオモキモノトスルトイフコトヲ明カニシタモノデアアル、又第二項ト第三項トハ、同

シ種類ノ刑罰ニツイテ定メタモノデ、更ニ刑期ノ長イト短カイト、金高ノ多イト少ナイ

トニチガヒノアル同シ種類ノ刑ト、サウデナイ同シ種類ノ刑トニツケテ、ソノチガヒノ

アルモノニツイテハ第二項ノメドニヨリ、チガヒノナイモノニツイテハ第三項ノメドニ

ヨツテ、ソノ輕イト重イトチ定メルコト、シタモノデアアル、

問 コノ説明テアカリハシタモノ、手短カクワカルコトハアリマセンカ。

答 ツマリ刑ノ輕イト重イトハ、死刑ノ外ハ期限ノ長イト短カイトニヨルモノトシタノ

デアアル。

ルノデアリマスカ。

答 刑ノ性質カライフト、無論懲役ガ禁錮ヨリ重イモノデアレド、其ノ刑期ガ長イトキハ懲役ヨリ、禁錮ナオモイトシタノデアアル、ソシテソノ期限ノ長イ程度ガドチラモ有期デアルトキニハ、禁錮ガ懲役ヨリ二倍ヨリ以上テナケレバ、禁錮チ重イトスルコトハナラヌコトデアアル。

第十一條

死刑ハ監獄内ニ於テ絞首シテ之ヲ執行ス

死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ其執行ニ至ルマデ之ヲ監獄ニ拘留ス

〔字解〕

絞首シテ○執行トナフ○拘留トナフ

死刑ノコトハ前ニ説イタ通りデアアルガ、前項トコトハ監獄法第七十一條ニアルヤウニ監獄内ニコシラヘデアアル在置場テ行ナフコトデ、ソノトキハ刑事訴訟法第三百十八條ノ二ニヨツテ検事及裁判所書記ノ立會テスルコトデ、執行ニカカルモノ、外ハ検事又ハ監獄長ノ立會シテ得タモノテナケレバ、何人モソノ場所ニ入ルコトハナラヌコトデアアル猶監獄法第七十二條ニアル如ク、首チシメテカラ、イヨイヨ死ンダトイフコトガ知

レテモソノ上五分時間ナスギネバ、ソノ繩ヲトクコトハナラヌコトデアアル。

又死刑ノ言渡チウケタモノハ、監獄法第一條ニアルヤウニ拘留監ニトラヘテオクベキコトデアアル。

問 死刑ニ處セラレタモノノ死體ハイカニスルカ

答 コレハ監獄法ノ第七十三條、第七十四條及ビ第七十五條ニヨツテ取扱フモノデアアル、スナハチ假ウメテスルカ、火葬ニスルカ、又親類ナドカラ申出タトキハコレニ下ヲタスカ、命令ニヨツテ解剖ノタメニ病院ヤ學校ナドニオクルノデアアル。

第十二條 懲役ハ無期及ヒ有期トシ有期懲役ハ一月以上十五年以下

トス

懲役ハ監獄ニ拘留シ定役ニ服ス

〔字解〕 有期ガアリ○無期ガナク○拘留トナフ○定役サダマツ○服スイヒツケン

コノ條ノ一項ハ懲役ニ有期ト無期ノ二ツガアルコト、ソノ有期ノ期間ハ一月カラ十五年マデノ間デ、ソノ罪ニヨツテ處分セラレルコトチ示シタノデアアル。

二項ハ懲役トハイカナルコトヲスルモノカトイフコトヲ定メタモノデアアル、スナハチ懲役ノ刑ニ處セラレタモノハ内地ノ地方監獄ニアル懲役場ニトラヘテオイテ、定メラレタ業ニツカハレルモノデアアル。

コノ定役トイフハ、モト懲役ノ目的トシテ苦シク難儀ナ業ヲサセフタタビ惡イコトナセヌヤウニ懲シメルトイフノデアアルカラ、石炭山ヤ銅山ナドヲ掘ツタリ、荒レタ土地ヲ開イタリサセルガ適當トオモハレルケレド、多クノ懲役人チノコラズ石炭山ヤ銅山ニヤリ又ハ土地チヒラカセルトイフコトモナラヌカラ、ソノ地方ノ監獄ニヨツテ、種々ノ工業ヲサセルノデアアル。

問 ソノ定役ニ服シテ得タ賃金ハ罪人ニモラタスノデアリマスカ、

答 コレハ監獄法第二十七條ニヨツテ、作業ノ收入ハスベテ國庫ノモノニナルコトデアルガ命令ノ定ムルトコロニヨツテ賞與金トシテソノ罪人ニワタサレルコトニナツテナルソノ高ハ罪人ノ行狀ヤ、仕事ノデキフデキナドニヨツテチガフコトデアアル、猶ソノ仕事ノタメニキズナウケタリ病ニカカツタリスルトキハ同法ノ二十八條ニヨツテソレソレノ手當ヲサレルコトニナツテアル。

問 ソノ業務ハ營業テハアリマセンカ

答 勿論營業ノ目的デハナイ、シカシ利益ニハカマハントイフコトニハナラヌカラ、地方ノ工業ヲサマタゲヌカギリハ、ナルベク利益ノ上ルコト、ソシテ罪人が出獄シテ後ノ正業ヲイトナムタメニナルヤウナモノヲエラントサセルコトデアアル。

第十三條

禁錮ハ無期及ヒ有期トシ有期禁錮ハ一月以上十五年以下

トス

禁錮ハ監獄ニ拘置ス

コノ條ハ禁錮ノ刑ノコトヲ明カニシタモノデアアル。

禁錮ハイマシメテオクノデアアルカラ、定役ニ服セシメヌコト懲役トハ大イニチガフトコロデ、一寸見ルトソノ刑ハカルイヤウデアアルガ、ソノ罪人ノカラダチヌクメデアアルコトガ長イカラ却ツテ重イ刑トナルデアアル、コレハ監獄法第一條ニアル禁錮監トイフニ入ラセテイマシメテオクノデアアル。

問 禁錮ニ處セラレタ人ハ仕事ヲスルコトハナラヌモノデアリマスカ。

答 監獄法第二十六條ニヨツテ、本人が仕事ヲシタイトイッテ願ヒ出ルトキニハ、本人ガエラプトコロノ仕事ニヨツテユルサレルコトニナツテナル。

第十四條 有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ加重スル場合ニ於テハ二十年ニ至ルコトヲ得之ヲ減輕スル場合ニ於テハ一月以下ニ降スコトヲ得

〔字解〕 加重^{テウエキ}モクソヘオ^{イウキ}○減輕^{ゲンケイ}ルヘラシカ^{ニヒキサゲル}○以下ニ降ス^{ソレヨリシダ}

コノ條ハ懲役、禁錮ノ有期ノモノハ第十二條ト第十三條トテソノ期限ノ間ガ定メテアルケレモ若シソノ罪ノアリサマニヨツテ有期ノ刑ニスベキモノテ十五年テハナラズ、マタ一月テハ重イカラ少ナクセネバナラヌトイフヤウナ場合ガタクサンニアル、ソノトキニハ之ヲ外ノ刑ニ處スルノデアアルカ、ソレハ決シテユルサヌコトデアアル、ソコテ十五年トイフ期限ハアレド、コレテ二十年マテニ加ヘオモクスルコトガデキ、又一月トイフ期限モソノ以下ニ減シ輕クスルコトガデキルトイフコトヲ定メタモノデアアル。

第十五條 罰金ハ二十圓以上トス但之ヲ減輕スル場合ニ於テハ二十圓以下ニ降スコトヲ得

コノ條ハ罰金刑ノ最モヒカイ高チサダメタノデアアル。

スベテ罰金ノ刑ハ、ソノ犯罪ニヨツテチガフモノデアアルカラ、前以テコレチサダメルトイフコトハナラヌモノデアアル、又トヘバ刑法第百五十二條ニ、偽造又ハ變造ノ貨幣デアルトイフコトヲ知ツテコレチツカツタモノハ、ソノ名價三倍以下ノ罰金ニ處スルトシテアルガ如ク、ソノツカツタ貨幣ノ高ニヨツテソノ罰金ノ高モチガフコトガアリ、マタ特別法ノ酒造税法デアアルハ、醬油税法デアアルハトイフヤウナ法律デアハ、無論罰金ノ高チキマラヌカラ、本條ノ如ク二十圓以上トシテソノ一パンヒクイ高チ示シタノデアアル、モットモコレニモ加重減輕ノ場合ガアルカラ、前條ト同ジラケカラシテ二十圓以下ニクダスコトモデキルトイフ但書チツケタモノデアアル。

第十六條 拘留ハ一日以上三十日未滿トシ拘留場ニ拘留ス

〔字解〕 未滿^{ミマン}ナラヌコト○拘留場^{コウリウジョウ}ニシヨ

コノ條ハ拘留ニカカルアツカヒ方チ定メタノデアアル。拘留トイフハ違警罪チ處分スル刑デアアルガ、ソノ刑ノ期限、一日ヨリハ少カラズ、三十日ヨリハ多カラザルモノトシタノデアアル、何故ニ三十日未滿トシタカトイヘバステニ有

期ノ懲役ト禁錮トが一月以上トナツテナルカラ、ソレトカサナラヌヤウニシタノデア
ルソシテコソニハ輕減加重ノキマリハナイノデアアル。

間 拘留ハ定役ニ服スルノデハナイカ、又本人ヨリネガフトキハ仕事ヲスルコトヲ
サレルモノデアアルカ。

答 定役ニハ服スルモノデアナイ。サレド願ヒニヨツテハ監獄法第二十六條ニアルヤウニ
許サレルモノデアアル。

第十七條 科料ハ十錢以上二十圓未滿トス

コノ條モ違警罪ニツイテノ刑デアツテ科料ノ高チ定メタモノデアアル、コノ意味ハヨクワ
カツテナルカラ説明スルニハオヨブマイ。

問 科料ト罰金トハ金高ガチガフバカリデア外ニチガフコトハナイカ。

答 科料トイフモ罰金ニハチガヒハナイカ、ソレガ罰金ト科料トニツニシテアルノハ、
科料ハタダ違警罪ニカギツテ科セラルベキモノデアツテ、ソノ刑ガ輕イモノデアアル

スナハチ性質ガチガツテナル、デアアルカラ第十五條ノ但書ニヨツテ罰金ヲ減ジテ二
十圓以下ニヒキサゲタトテモソレデ科料トスルコトハナラヌ、ドコマデモ罰金ハ罰
金デア、ソノ刑ハオモイコトデアアル。

余デア、ソノ刑ハオモイコトデアアル。

第十八條 罰金ヲ完納スルコト能ハザル者ハ一日以上一年以下ノ期

間之ヲ勞役場ニ留置ス

科料ヲ完納スルコト能ハザル者ハ一日以上三十日以下ノ期間之ヲ

勞役場ニ留置ス

科料ヲ併科シタル場合ト雖モ留置ノ期間ハ六十日ヲ超ユルコトヲ
得ズ

罰金又ハ科料ノ言渡ヲ爲ストキハ其言渡トトモニ罰金又ハ科料ヲ完
納スルコト能ハザル場合ニ於ケル留置ノ期間ヲ定メ之ヲ言渡ス可
シ

罰金ニ付テハ裁判確定後三十日内科料ニ付テハ裁判確定後十日内
ハ本人ノ承諾アルニ非サレバ留置ノ執行ヲ爲ズコトヲ得ズ

罰金又ハ科料ノ言渡ヲ受ケタル者其幾分ヲ納ムルトキハ罰金又ハ科料ノ全額ト留置日數トノ割合ニ從ヒ其金額ニ相當スル日數ヲ控除シテ之ヲ留置ス

留置期間内罰金又ハ科料ヲ納ムルトキハ前項ノ割合ヲ以テ殘日數ニ充ツ

留置一日ノ割合ニ滿ザル金額ハ之ヲ納ムルコトヲ得ス

【字解】 完納オホサ ○能ハサルナラズ ○勞役場ホネナリハ ○留置オク ○裁判

確定サイバンガイヨイ ○承諾オウケ アルニ非サレハシヨウチシタウ ○幾分ソノウチ ○全額オホサ

ハタ ○相當アタ ○控除オコソク ○殘日數ヒカズ ○充ツソノウチ ○滿オホサ ○滿オホサ ○滿オホサ

コノ條オホサ デハ罰金オホサ 科料オホサ 納ムルコトノデキオホサ モノハ、勞役場ホネナリハ スナハチ、作業場オホサ ニトメ

オイテ、一方ニハソノ身體カラダ ノ自由セイヨウ 制限セギン スルト共ニ、一方ニハソノ仕事シゴト シテ得オホサ タモノサ

モツテ、罰金又ハ科料ノ幾分オホサ ニカアテヤウトスルノデアアル、ソコオホサ デソノ取扱オホサ ヒ方オホサ ニツイ

テ定メオホサ タモノデアアル。

コノ法オホサ 文オホサ ハヨクオホサ カツタコトデアアルガ、先オホサ 第一オホサ 項オホサ ニオイテハ、罰金オホサ 言オホサ ヒリオホサ サレタ

モノガ、財産サイザン ナモタヌタメニ、コレオホサ チノコラズオホサ 納ムルコトガデキオホサ ムトキハ、ソノ罰金オホサ ノ

高オホサ ニヨツテ一月オホサ ヨリ少オホサ ナカラス一年オホサ ヨリ多オホサ カラヌ間、勞役場ホネナリハ ニ留オホサ メ置オホサ イテハタラカセ

ルノデアアル。第二オホサ 項オホサ ノ科料オホサ チオサメルコトノデキオホサ ムモノモ、コレオホサ ト同オホサ ジコトデ一日オホサ 以上

三十日オホサ 以下ノ期間オホサ 内オホサ デ、相當オホサ スルオホサ タケノ日數オホサ チ勞役場ホネナリハ ニ留オホサ メオクコトデアアル。

第三オホサ 項オホサ ハ罪オホサ ニヨツテ留置オホサ ニ處セラレタモノガ科料オホサ モ共ニ言オホサ ヒヲサレタモノガアルトキ

ハ、ソノ拘留オホサ ノ日數オホサ ト、科料オホサ ナ納メヌタメニ留置オホサ ルル日數オホサ トチ合セテ、六十日オホサ ヨリ上ノ

日數オホサ ニナルコトガデキオホサ ムトイフノデアアル。

第四オホサ 項オホサ ハ、裁判オホサ 所オホサ デ罰金又ハ科料ノ言渡オホサ シチスルトキニハ、ソノ言渡オホサ ト共ニ、コノ罰

金又ハ科料オホサ ナ納ムルコトガデキオホサ ムトキハ、ソノ罰金又ハ科料ノカハリニ何日ノ間留置オホサ メガ

クトイフ、ソノ日數オホサ 定メテ言渡オホサ スベキコトデアアル、コレオホサ ハソノ罪オホサ ノ性質オホサ ニヨツテチガ

フカラデアアル。

第五オホサ 項オホサ ハ、罰金ノ刑オホサ ニツイテハ、裁判オホサ ガイヨイヨ定マツテヨリ後オホサ 三十日ノ内、マヌ科料

ニツイテ十日オホサ ニナラヌ内ニハ、ソノ本人オホサ ガ承知オホサ シタウヘデナケレバ留置オホサ ノアツカヒチヌ

第一編 總則

三一

ルコトハナラヌ、何トナレバ罰金ヤ科料ヲ言渡サレタモノハ、誰モ同シコトテ勞役ニ服スルコトハイヤデアアルカラ、ソノ金高チ納メル分別チツケネバナラヌ、ソゴテソノ金策チスルニ要スル日數トシテ、斯ク猶豫ノ日數ヲ定メタモノデアリマス。

第六項ハ、罰金ヤ科料ノ言渡チウケタモノガ、例ヘバ百圓ノ罰金チ言ヒワタサレタトルカ、ソレガ五十圓ダケ納メタトキハ、半數デアアルカラ、ソノ半數ハ第四項ニヨツテ裁判ノ言渡ノトキ、コノ百圓チ納ムルコトガデキメトキハ百五十日ノ間留オクト言渡サレトシテ見ルト、五十圓納メタタメニ、半數ノ七十五日ハスンデナル割合デアアル、ヨツテ残りノ五十圓ニアタル日數ノ七十五日ヲトメオクトイフコトヲ示シタノデアアル、科料モ

マタ同シコトデア六圓ノ科料ニ處セラレテ、コレチ納メメトキハ十日間ノ留置トイフ言渡ノトキニ圓ハ納メタガ四圓ハオサメルコトガデキメトイフ場合ニハ、六圓チ十日デア割ルト一日ガ六十錢ノ割合デアツテ、二圓ハ三日分ノ一圓八十錢ト二十錢アマリガアル、コノ二十錢ハ第八項ニヨツテ納ムルコトガデキメカラ一圓八十錢チ納メテ残りノ七日間留置スルトイフコトニナルノデアアル。

第七項ハステニ留置セラレタ後ニモ、ソノ期間内ニ罰金又ハ科料チオサメタトキハ第六

項ノ割合デア残りノ日數ニアテルトイフノデアアル、コレハ本人ガ留置セラレタ後ニソノ家族ナドカラヨク金策シテ納メルコトガアルカラ、カク定メタモノデアアル、ソノ計算ノ割合ハ前項ノ例デヨクワカルデアアラウ。

第八項ハ、罰金又ハ科料ノ全額ト、留置日數ノ全日數トノ割合ガ、第六項ノ說明中ノ前ノ例ノヤウニ、ハシタガナケレバヨケレド、後ノ例ノヤウニハシタガアツテハ、計算ガデキメカラ、金高ト日數トノ割合チシテ一日ノ金額ニナラヌモノハ納メルコトガナラヌト定メタモノデアアル

問 コレマデハ一日チ一圓ニ換ヘルコトニナツテアツタノデスガ、コノ刑法ニテハソノ高ガチガアノデアリマスカ。

答 無論チガフノデス、ソノ罪ニヨツテ裁判所デキメルコトデアアル、コレハ舊法ハ一日一圓ニ換ヘテ禁錮ニ處スルコトニナツテアツタガ、モト罰金オヨビ科料ハ金額チ取り立テルガ目的デアアルカラ、留置場ニ入レテ相當ノ勞働チサセ、ソノ工賃テ罰金ニアテルトイフガコノ刑法ノ趣意デアアルノデ、カネテ一日チ幾何トキメテオク必要ガナイノデアアル。

第十九條 左ニ記載シタル物ハ之ヲ沒收スルコトヲ得

- 一 犯罪行為ヲ組成シタル物
 - 二 犯罪行為ニ供シ又ハ供セントシタル物
 - 三 犯罪行為ヨリ生シ又ハ之ニ因リ得タル物
- 沒收ハ其物犯人以外ノ者ニ屬セサルトキニ限ル

〔字解〕

沒收ボウシュ 沒收ボウシュ 沒收ボウシュ ○犯罪行為ケツミノケイ 組成ケツミ 組成ケツミ ○供シケツミ 犯人以外ケツミ

コノ條ケツミ 官ニトリアゲルコトヲ得ベキモノニツイテ定メタノデアアル。

第一ノ犯罪行為ヲ組成シタル物トハ、タトヘバ偽造ノ貨幣、偽造ノ印ヤ文書ナドノ如ク、コレガアルタメニ罪ガテキルモノ、コトデアアル。

第二ノ犯罪行為ニ供シ又ハ供セントシタル物トハ、タトヘバ、人ヲ殺スニ用ヒタル刀劍、出刃庖刀ノゴトキ、竊盜ノタメニ用ヒタル梯子ノゴトキモノ、又ハコレカラ用ヒントシテ用意シタモノ、タトヘバ人ノ家ニオシ入ラントシテ用意シタ 鋸、カギノ類又ハ八チ

シメ殺シモシクハ毒殺センタメニ用意シタ繩モシクハ毒藥ノゴトキモノデアアル。

第三ノ犯罪行為ヨリ生シ又ハ之ニヨリテ得タル物トハ、産出輸入口禁シタルモノヲ産出シタリ輸出シタリシタ場合、オヨビ犯罪ガモト、ナツテ、犯人ガ不當ノ利ヲ得タモノ、如キナイフノテ、彼ノ官吏ガ賄賂トシテ受ケタモノ、盜賊ガ無理取リチシタモノ、ナドデアアル、モットモコレハ直接ニ得タモノデナケレバナラヌ、タトヘバ官吏ガ賄賂トシテ受ケタ金デ衣服ヲコシラヘテナルトキノ如キ、ソノ衣服ヲトリアゲルトイフコトハデキヌコトデアアル。

又沒收ハ犯人ニ對シテデナケレバ言ヒタヌコトハデキヌ、デアアルカラ犯人ガ死ンダトキハ沒收スルコトハデキヌモノデアアル、モットモステニ裁判ガ確定シテカラ後ニ犯人ガ死ンダトキハ、コレヲ沒收スベキハ勿論ノコトデアアル。

第二十條 拘留又ハ科料ノミニ該ル罪ニ付テハ特別ノ規定アルニ非

サレバ沒收ヲ科スルコトヲ得ス但前條第一項第一號ニ記載シタル物ノ沒收ハ此限ニアラス

〔字解〕

此限ニアラス

スカナラズコトホリニセネ

コノ條ハ拘留又ハ科料ニアタル罪ヲオカシタモノニツイテノ没收ノコトヲ定メタモノデアアル。

スベテ拘留ナリ科料ナリハ、罪ノコトガラガ輕イモノデアアルカラ、コレ等ニツイテハ別段ノキマリノアルモノノ外ハ没收スベキ必要ガナイ、ソコデコノ條ヲ設ケタモノデア

アルガ、タダ第十九條ノ「犯罪行為ヲ組成シタル物」トイフニツイテ、若シ拘留又ハ科料ニカカル罪ヲ組タタセルコトモアツタ物デアレバ、没收スルコトガアルトイフコトヲ示シタノデアアル。

第二十一條

未決拘留ノ日數ハ其全部又ハ一部ヲ本刑ニ算入スルコトヲ得

〔字解〕

未決拘留 ○全部ソノヒカズ ○算入イザレハ

コレ 裁判確定ノ前ニオケル拘留ノ日數ヲ、裁判ガスンデイヨイヨ何又ハ何月ト刑期ガ定マツタトキ、ソノ日數ヲ刑期ニ入レルカ否カトイフコトニツイテ定メタモノデア

アル。

サイバンカクタイセン スベテ裁判確定前ノ拘留日數ハ刑期ニ算入セヌトイフガアタリマヘデアアルケレドモ、
スアヒ 場合ニヨツテソノ日數ノコラズカ又ハソノ日數ノドレダケカチ、本刑ノ刑期中ニ入レル
コトガテキルトイフ例外ヲ示シタモノデアアル。何トナレバ刑事ノ被告人トナツテ、マダ
サイミンサダ 裁判ガ定マラヌニ拘留監ニ拘留セラレルハ、被告人ノタメニ苦痛チアタヘタモノデア
ルカラデアアル

第三章

期間計算

ケイキ ケイサン ヨノ章ニハ、刑期ノ計算ノシカタト、時効ノ期間ノ計算ノシカタトヲ示シタモノデアアル
キウケイホウ ケイキ 舊刑法ニハ刑期計算トシテアツタノデアアルガ、時効ノ期間ニツイテノ計算法ガナイノ
デ、新二期間計算トシタノデアアル。

第二十二條

期間ヲ定ムル二月又ハ年ヲ以テシタルトキハ曆ニ從ヒ

テ之ヲ計算ス

〔字解〕

曆 ○計算ヘル

コノ條ハ期間ノ年又月トイフ定メ方ヲ示シタノデアアル。
期間ヲ曆ニヨツテ計算スルトイフノハ、一年トイフハ十二ヶ月、一月トイフハ三十日トシタノデアアル。

問 シテ見ルト月ニハ大小ハナイノデスカ。

答 ナイノデス、モシソレガアルトスルト、同シ一ヶ月ノ禁錮ニ處セラレタモノデモ一月ニ處セラレタモノハ三十一日、二月ニ處セラレタモノハ二十日トイフヨウナ不公平ガデキルカラ、一月ハ三十日トイフ曆法ニヨツタノデアアル。

第二十三條

刑期ハ裁判確定ノ日ヨリ起算ス

拘禁セラレサル日數ハ裁判確定後ト雖モ刑期ニ算入セス

〔字解〕

起算(キサン)シテハジメト○拘禁(コウキン)メテオクコト

コノ條ハ刑期ノカヅヘカタキ定メタノデアアル。

ココテ裁判確定ノ日トイフコトナイハネバナラヌ、裁判確定ノ日トイフハ、第一審ノ裁判テハマダ控訴スルコトガエルシテアリ、第二審ノ控訴ニツイテハ更ニ上告スルコト

トガエルシテアル、控訴ノ期間ハ五日デ、上告ノ期間ハ三日デアアルガ、コノ期間テスレテ控訴モセズ、又ハ上告モセメトキハ、ハジメテ裁判ガ確定スルモノデアアル、ソコテ期間ハソノ裁判ガイヨイヨ確定シテハジメテソノ日カラ算スルモノダトイフノデアアル。
拘禁セラレヌ日數トハ、裁判ガ確定シテ後ニモ種々ノ事ニヨツテ、事實上拘禁ナシケヌモノニ對シテハ、タトヘ裁判ガ確定シタトテ、刑期ノハジマルモノデハナイ、タトヘバ缺席判決ヲケケテ裁判ノ確定シタモノナドハコレデアアル。

第二十四條

受刑ノ初日ハ時間ヲ論セス全一日トシテ之ヲ計算ス時

効期間ノ初日亦同シ

放免ハ刑期終了ノ翌日ニ於テ之ヲ行フ

〔字解〕

受刑(ウケケル)ウケル○初日(ハジメ)○時間ヲ論セス(ソノトキガハヤク)○全一日(ニマル)

○放免(チユル)チユル○終了(オハ)○翌日(ルビ)

コノ條ハヨクワカツタコトデ、刑ヲケル初ノ日ハソノ時ガ朝テアツテモ晩デアツテモソレニカカハフズ全ク一日トシテカヅヘル、マタ第六章ニアル時効期間ノ初日トイフ

モコレト同ジコトデアアル、
罪人が刑ニ服シテ、ソノ刑期ガオハツタトキニハ、ソノ翌日ニオイテコレヲ放免スルコトデアアル。

問 翌日トイフノミデソノ時ニ定リハナキカ。
答 ナシ、監獄ノ都合ニヨツテ放免スルノデアアル。

第四章

刑ノ執行猶豫

コノ章ニハ、刑ガ確定シテ、ソノ刑ヲ執行スルコトヲ猶豫スルコトニツイテ定メタモノデアアル。

スベテ刑罰トイフモノハ社會ノ秩序ヲ維持スルタメノモノデアツテ、必ズシモ犯罪者チタルシメネバナラヌトイフモノデハナイ、ソコデ同ジ犯罪者デモ、ソノ情狀ノ斟酌スベキコトモアリ、マタソノ犯罪ガソノ人ノ初メデモアリ、マタソノ罪モカルヒモノデ、ツマリ一時ノデキ心カラ罪ヲオカシタトイフヤウナハ、ソノ人ノ良心トシテ罪ハオカシナガラモ、アルアルイコトヲシタト、ステニ後悔シテナルモノモアル、カタノ

ゴトキチ犯罪者デアアルカタトイツテ刑ヲ執行スルト、ガハツテソノ善良ノ心ヲアルクナラセルヤウナコトハ多クアルコトデアアル、ソコデソノ罪ニ對シテ刑ヲ宣告ハシテモ、アル期間内ソノ刑ヲ執行スルコトヲ待テ、自ラ悔イテ善良ノ人ニナラシメントスルタメニ設ケタモノデ、ツマリ特殊ノ恩典チアタヘル法制ヲ設ケタモノデアアル。

第二十五條

左ニ記載シタル者二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受

ケタルトキハ情狀ニ因リ裁判確定ノ日ヨリ一年以上五年以下ノ期間内其執行ヲ猶豫スルコトヲ得

- 一 前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者
- 二 前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトアルモ其執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ七年以内ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者

〔字解〕 記載セルニ○情狀トガテ○猶豫ニベルシ○免除ニベルシ

コノ條ハ刑ノ執行猶豫ヲスベキモノハイカナルモノデアルトイフコトヲ示シタノデア
ル。

コノ條ニヨツテ猶豫ノ恩典ヲアタヘラルベキモノハ、次ノ二ツニアタルモノニカギラレ
テアル。

一ハコレマデニ禁錮ヨリ上ノ刑罰ヲ受ケタコトノナイモノ。

二ハコレマデニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタモノデモ、ソノ刑ノ執行チオハルカ、又ハソ
ノ執行チアルコトガラヨリシテ免除セラレタ日カフ七年ノ間ニ、フタ、ビ禁錮以上ノ
刑ニ處セラレタコトノナイモノニモ、コノ恩典ヲアタヘラレルコトニナツテナル。

コノ第二ノ場合ハ畢竟例外デアツテ、七年トイヘバ隨分長イ間デアルガ、ソノ
間ニ罪ヲ犯サネバ、行狀ガアラタマツテ善良ノ人トナツタモノト看ナサレルカナ
デアル。

コノ二ツニアタルモノハ一年以上五年以下ノ期間内ニオイテ執行チ猶豫サレルノデア
ルシカシコレモ罪ノ次第ニヨツテデアツテ、イカナルモノモ猶豫セラル、モノデナイトイ
フノハ、本又ノ「精狀ニ因リ」トイフテ字テ定メテアルコトデアル。

問 前ニ禁錮以上云々トアルガ、舊刑法ノ禁錮トイフノデアアルカ。
答 舊刑法ノ禁錮チ云フノデハナイ、デアアルカラ舊刑法ニツイテイフト、一年以下ノ禁
錮又ハ六月以下ノ懲役ノ言渡チウケタモノニ對シテハ猶豫セラル、コトデア
ル。

第二十六條

左ニ記載シタル場合ニ於テハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取
消ス可シ

- 一 猶豫ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 二 猶豫ノ言渡前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ處セラ
レタルトキ

- 三 前條第二號ニ記載シタル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ付
キ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコト發覺シタルトキ

〔字解〕 更ニタラ○除ク外○發覺シタルハ

コノ條ハステニ執行猶豫チ言渡サレタモノガ、ソノ言渡チ取消サル、場合ガアルコトチ

示シタモノデアル。

第二十五條ニヨツテ猶豫ヲアタヘラレタモノモ、次ノ三ツノコトガラガアル以上ハソノ猶豫ノ恩典ヲ取消サル、モノデアル。

一 執行猶豫ヲ得タ期間内ニアツテ、アラタニ罪ヲオカシ、ソノ罪ガ禁錮以上デアツテソノ刑ニ處セラレタトキ。

二 猶豫ノ言渡ヲ受ケル前ニオカシタ、外ノ罪ノタメニ、猶豫ノ期間内ニ禁錮以上ノ刑ヲ言渡サレタトキ。

三 猶豫ノ言渡ヲ受ケタ後ニナツテ、猶豫ノ言渡ヨリ前ニスデニ禁錮以上ノ罪ヲ犯カシタコトガアツタチカクシテ居タモノガ、タママアラハレタモノデ、即チ第二十五條ノ第一號ニアタラヌモノデアアルコトノ知レタトキ。

以上ノ三ツノ場合ニオイテハステニ言渡ヲ受ケタ恩典モ無効ニナツテ、取消サレテシマフノデアアル。

第二十七條

刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消サル、コトナクシテ猶豫ノ期間ヲ經過シタルトキハ刑ノ言渡ハ其効力ヲ失フ

【字解】

經過(コソリ) ○効力(チカカ) ○失フ(ナク)

コノ條ハ刑ノ執行猶豫ノ効力ニツイテ定メタモノデアアル。

第二十五條ニヨツテ何年間カ執行ヲ猶豫セラレタモノガ、ソノ間ニ第二十二條ニヨル事故ガナウテ猶豫ノ言渡ヲ取消サル、コトガナカツタトキニハ、刑ノ言渡ハソノ効力ガナクナツテ、全ク罪ノナイ無垢ノ人トナルノデアアル、サレド罰金ニツイテハコノ猶豫ノ恩典ガナイノデアアル。

問 刑ノ執行猶豫ノ言渡ハイカニシテスルモノデアアルカ。

答 刑法施行法第五十四條ニアルヤウニ、裁判所テ檢事ノ請求ニヨルカ又ハ裁判官ノ職權テ、刑ノ言渡ト共ニ言渡サル、コトデアアル。

問 若シ控訴スルカ上告スルカノ場合ニハ、ソノ言渡チウケテモソレハ効力チ失フコトデアアルカ。

答 決シテ効力チ失フコトハナイ、モットモ前ノ判決ヲ取消サル、カ又ハ破毀セラレタトキハソノ効力ハオノヅカラ失フモノデアアル、サレド控訴院又ハ大審院

テ新タニ執行猶豫ノ言渡ヲスルコトガデキルコトハ刑法施行法第五十五條ニアルト

ホリテアル。

第五章

假出獄

コノ章ニハ假出獄ニカ、ルコトヲ定メテモノデアアル、假出獄トイフハ、マツダツミメン全ク罪ヲ免除シテ監獄カラ出サセルトイフデハナイガ、ソノ情狀ニヨツテ假ニ出獄サセルモノデアツテ、ソノ次第トシテハ次ノ條文ノ通りデアアル。

第二十八條

懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者改悛ノ狀アルトキハ有

期刑ニ付テハ其刑期三分ノ一無期刑ニ付テハ十年ヲ經過シタル後
行政官廳ノ處分ヲ以テ假ニ出獄ヲ許スコトヲ得

〔字解〕

改悛ノ情ケイブツチウケテアラ ○經過トホリ ○行政官廳シホウ ○處分トリス

コノ條ハ假リニ出獄スルコトヲスルスベキ恩典ヲ示シタモノデアアル。

スベテ罪人チシテ刑罰ニ行フトイフノハ、ソノ間ニアヤマチチアラタメテ、善良ノ人トナラセルトイフノガ本意デアアルカラ、懲役又ハ禁錮ニ處セラレタモノデ、イカニモ

アルカツタト後悔シテアヤマチチ改タムルマコトノヨウスガ見ユル以上ハ、コレヲシテ
刑期ノアラン限リ獄内ニイマシメテオカネバナラヌトイフワケハナイ、ソコデ本條ノ如
ク有期刑ノモノニツイテハソノ期間三分ノ一、無期ノモノニハ十年ヲスギテカラ、監獄
長ノ見込ミニヨツテ行政官廳ノトリサバキデ、假リニ出獄スルコトヲ許サル、
ノデアアル。

問 若シ假出獄ナユルサレタモノガ、ソノ後ニ改心ノヨウスガ見エズフタタビ罪ヲオ
カシタトキハイカニスルカ。
答 ソレニハ次ノ條文ガアルカラ、ソレヲ見レバワカルノデアアラウ。

第二十九條

左ニ記載シタル場合ニ於テハ假出獄ノ處分ヲ取消スコ
トヲ得

- 一 假出獄中更ニ罪ヲ犯シ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 二 假出獄前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

三 假出獄前他ノ罪ニ付罰金以上ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其刑ノ執行ヲ爲ス可キトキ

四 假出獄取締規則ニ違背シタルトキ

假出獄ノ處分ヲ取消シタルトキハ出獄中ノ日數ハ刑期ニ算入セス

〔字解〕 違背

コノ條ニハ假出獄ノ處分ヲ取消ス場合ニツイテ定メタモノデアアル。

一ハ假出獄ノ間ニオイテ、新ニ罪ヲオカシテ、罰金以上ノ刑ニ處セラレタトキニハ取消サル、モノデアアル

二ハ假出獄ヨリ前ニオカシタ罪ガアラハレテ、罰金ヨリ上ノ刑ニ處セラレタトキニモ取消サル、ノデアアル。

三ハ假出獄ヨリ前ニ、他ノ罪ニツイテ罰金以上ノ刑ニ處セラレ、ソノ刑ヲ執行スベキモノデアツタトキニハ、後ノ刑ニツイテ假出獄ヲユルスベキヲケガナイカラノコトデアアル。

四ハ行政官廳ニオイテ、カネテ假出獄取締規則トイノモノガ定メテアツテ、假出獄ノトキニハヨク言ヒ聞カセテアル筈デアアルカラ、カナラズコレヲ守ラネバナラヌニ、モシコレニソムイタコトガアツタナラバ、取消サル、ハモトヨリノコトデアアルソコデア出獄ヲ取消サレタトキニハ、假出獄中ノ日數ハ、刑期ニハ算入セラレヌモノデアアル、ツマリ三年ノ禁錮ノモノガ二年スギテ假出獄ヲユルサレタニ、六ヶ月目ニ取消サレタトスレバ、ソノ出獄シテキタ六ヶ月ハ河ノ效モナクテ、ヤハリ一ケ年刑ニツカネバナラヌノデアアル。

第六章 時効

コノ章ニハ時効ニツイテ定メタモノデアアル、時効トイフハ、舊刑法デイフ期滿免除デアツテ、ソノ意義ニハチガヒハナイ、ツマリ刑罰ヲ免除サル、ニツイテノキマリデアアルヨクワカルヨウニイハズ、犯罪ガデキタ後、又ハ刑ノ宣告ガアツタ後、アル時間ガ經過シタニヨツテ、公訴ノ權モ又ハ刑ノ執行ノ權モキエテシマフコトニナル、ソノ時間ノ效リヨク力トイフベキモノデアアル、デアアルカラ、犯人ガ罪ヲオカシテモ檢事カラ公訴ヲ起スコ

トモナク、刑ノ宣告ガアツテモソノ人が逃走ナドシテ刑ノ執行モセズ、ソノマ、ニテアル期間ヲ經過スルト、ソノ犯人ハ全ク公訴權モノガレ、刑ノ執行モマヌガレテシマフノデアアル。

第三十一條

刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ時効ニ因リ其執行ノ免除ヲ得

本條ハ刑ノ言渡ヲ受ケタモノデ、マダソノ言渡ハ確定シタモノデハナイ、ソノトキニハ時効ニヨツテ執行ヲ免除サレルコトデアアル、免除トイフハ、ユルストイフノデハナイ、ソノイテシマフトイフノデ、裁判所ガ免除セネバ、ソノ罪チノガレ、モノデハナイ、ソレハ法文ニ「執行ノ免除ヲ得」トアルノデ知レテアル。

第三十二條

時効ハ刑ノ言渡確定シタル後左ノ期間内其執行ヲ受ケ

- ザルニ因リ完成ス
- 一 死刑ハ三十年
- 二 無期ノ懲役又ハ禁錮ハ二十年
- 三 有期ノ懲役又ハ禁錮ハ十年以上ハ十五年、三年以上ハ十年、

三年未滿ハ五年

四 罰金ハ三年

五 拘留、科料及ヒ沒收ハ一年

コノ條ハ時効ノ期間ヲ示シタモノデアアル。

本條ハ前條トハチガツテ刑ノ言渡確定シタ後トアルカラ、裁判確定ノ後ソノ執行ヲ受ケザルモノハ、時効ガ完成シテ當然執行チマヌガレモノデアアル。

刑ノ種類ニヨツテ時効ノ期間ノチガフノハ、刑ノ輕イト重イト、社會カララスレラレテナルノト、國家ガソノ刑罰權チ行フ必要チミトムル度合ニヨルモノデアアル。

時効ノ期間ハイツカラ起算スルノデアアルカ。

答 裁判ガ確定シタ日カラ起算スルノデアアル。

問 刑ノ言渡シチ受ケタモノニツイテハ時効ハナイノデアアルカ。

答 前ニモ言ヒシヨウニ刑ノ言渡ハ受ケテモ、マダ裁判ガ確定セマ間ハ、公訴ノ執行中デアアル、公訴ノ執行中デアレバ、刑ノ時効ノ進行ニ至ラマ間デアアルカラ、公訴ノ時

效ニヨラネバナラヌコトデアアル。

問 公訴ノ時効ト、刑ノ時効トハチガフノデアアルカ。

答 チガフコト勿論デアアル、公訴ノ時効ニツイテハ刑法施行法ノ第三十八條ニヨツテ刑

事訴訟法ノ第八條ヲ改正セラレテナル、ソノ改正ノ條文ハ次ノ通デアアル。

第八條 公訴ノ時効ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因テ完成ス

- 一 死刑ニ該ル罪ニ付テハ十五年
- 二 無期又ハ長期十年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ十年
- 三 長期十年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ七年
- 四 長期五年未滿ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニ付テハ三年
- 五 刑法第百八十五條ノ罪ニ付テハ一年
- 六 拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ六月

第三十三條 時効ハ法令ニ依リ執行ヲ猶豫シ又ハ之ヲ停止シタル期間内ハ進行セス

〔字解〕 法令ニ依リ執行ヲ進行セス

スベテ時効トイフモノハ不法ニ刑ノ執行ヲ行ハレタモノ、タメニ設ケルモノデアアルカラ
正當ニ執行ヲ行ハレタ日數ヲ時効ノ期間ニ計算スルコトハナラヌモノデアアル、デアアルカ
ラ刑ノ執行ノ猶豫トカ、執行ノ停止トカ、又ハ假出獄中ノ日數ハ時効ノ期間トシテ計算
スルコトハデキヌ、スナハチソノ間ハ時効ノ日數ハ進行セヌモノデアアル。

第三十四條 時効ハ刑ノ執行ニ付キ犯人ヲ逮捕シタルニ因リ之ヲ中斷ス

罰金、科料及ヒ沒收ノ時効ハ執行行為ヲ爲シタルニ因リ之ヲ中斷ス

〔字解〕 犯人ヲ逮捕シタルニ因リ之ヲ中斷ス

コノ條デハ時効ノ中斷トイフコトヲ定メタモノデアアル。
時効トイフハ刑ヲ執行スルニツイテ、逃走シニゲカクレテキテ犯人ヲ捕ヘタニヨツテ中
斷セラレルモノデアアル、タトヘバ三年ノ時効タル罰金刑ニ處セラシムモノガ、ソノ罪ヲ

ノガレンタメニ、タクミニニゲテキタノニ、ステニニケ年十一月マデニナツテ捕ラヘラ
 レタトキハ、ソノタメニ二年十一月ハ中斷セラレテシマフモノデアアル。
 マダ罰金、科料オヨビ沒收ノ刑ノ時効ハ、若シソノ全數ヲラテ數度ニ納メサセヨリ
 トスレバ、マダ完納セヌ前ニ時効ノ成就スルオソレガアルカラ、刑ノ執行ノ行爲ニヨ
 ツテ中斷セラル、モノトシタノデアアル。スナハチ最後ノ執行行爲ヨリソノ進行チハジム
 ベキモノトシタノデアアル。

第七章 犯罪ノ不成立及ヒ刑ノ減免

コノ章ニハ犯罪ガ成リタ、ヌハ、イカナルトキデアアル、オヨビ刑ヲ減シタリ、モシケハ
 免除シタリスルノハ、イカナル場合デアアルトイフコトヲ定メタノデアアル。

第三十五條

法令又ハ正當ノ業務ニ因リテ爲シタル行爲ハ之ヲ罰セ
 ス

〔字解〕

法令ホウレイ ○正當セイドウ ○業務ギョウム

コノ條ニアル法令ニヨリテ爲シタル行爲トイフノハ、一般ノ法令ニヨリテ官吏ガ職務チ

執行スルコトデアアル、マダ正當ノ業務トハ醫者ガ病人チ施術シタリ、按摩ガ病人ニ鍼
 チシタリスルガゴトキコト、オヨビ親ガ子チ教ヘルタメニムチウツタリスルガゴトキモ
 ノデ、コレ等ハ決シテ罪トスベキモノデハナイ。

問 法令ニヨツテ官吏ガ行フ職務トイフハイカナルコトデアアルカ、
 答 タトヘバ巡查ガ犯罪者チ拘引セントスルトキニ、ソノ逃走チオソレテ身體ノ自由
 チナサセヌタメニ縛リツケルガゴトキノ類デアアル。

第三十六條

急迫不正ノ侵害ニ對シ自己又ハ他人ノ權利ヲ防衛スル
 爲メ已ムコトヲ得サルニ出テタル行爲ハ之ヲ罰セス
 防衛ノ程度ヲ超エタル行爲ハ情狀ニ因リ其刑ヲ減輕又ハ免除スル
 コトヲ得

〔字解〕

急迫キウハク ○不正セイテイ ○侵害ケンガイ ○自己ジギ ○防衛ボウエイ

○已ムコトヲ得サル ○程度テイドウ
 コノ條ハ權利ノ侵害ニカカル定メデアアル。

急迫不正ノ侵害トイフノハ、ムリニシヒツケラレルコトヲ避ケルコトモナラマ場合デア
 ツテタトヘバ甲ガ乙ニムカツテ、ソノ方ハ丙ヲ殺セヨ、若シ殺サマナラバ、丙ノ代リニ
 貴様ヲコロスツト、オドシツケテセマルガゴトキ場合デアツテ、乙ハコレヲ不正ノ事ト
 トハ知りナレド、甲ハカネテガ暴虐ノ性ナルニ、マシテソノ力モツヨク、且ツスデアニ
 ヲガ手ナトラレテナルカラ、ニゲルコトモナラマトキ、ヨンドコロナク甲ノ言ニシタガ
 ツテ丙ヲ殺スガ如キ、又ハ甲ガ乙ヲスデアニ殺サントシテナルニ乙ハコレヲ知ラズニキル
 ガ、サリトテコレヲ乙ニ知ラセル時間モナイトイフトキ、ヨンドコロナク甲ノ不意ニ乘
 シテ棍棒ヲ甲ヲウチスエルガゴトキハ、正當ノ防衛デアアルカラ罰シラレヌノデアアル。
 サレドソノ防衛ガイカニ正當デアツテモ、ソノホドニスギタトヘバ前ノ第二ノ例ニオ
 イテ甲ノ不意ニ乘シテ打チ殺シテシマフガゴトキコトアラバ、コレモ全ク罰セズニ
 スムトイフコトモナラヌ、ソノトキハ實地ノアリサマニヨツテソノ刑ヲ減シ又ハ輕クセ
 ラル、カ、若クハ免除サレルトノコトデアアル。
 問 巡査ガ令狀ヲ執行スルトキノゴトキ、タトヘ暴虐ニワタツテ抵抗スルコトハナ
 ラヌノデアアルカ。

答 巡査ノ行爲ハ職務上ノ正當ノ行爲デアアルカラ抵抗スルコトハナラヌノデアアル、モ
 シ抵抗シタナラバソレダケノ罪ヲオハネバナラヌ。
 問 シカラバ巡査ハイカナルコトヲシテモサシツカヒナキカ。
 答 巡査ノ行爲ガ不正當デアツタトキハ、巡査ハソレダケノ行政處分ヲウケルコト
 デアル、猶ホタトヒ巡査デアツテモ不正ニ逮捕セントスルトキ、スナハチ令狀モ
 持タズニ逮捕セントスルトキノゴトキハ、コレヲ拒ムコトモデキルノデアアルモツト
 モ現行犯ノトキハ令狀ノナイノハ無論デアアル

第三十七條

自己又ハ他人ノ生命、身體、自由若クハ財産ニ對スル
 現在ノ危難ヲ避ケル爲メ己ムコトヲ得ザルニ出デタル行爲ハ其行
 爲ヨリ生ジタル害其避ケントシタル害ノ程度ヲ超エサル場合ニ限
 リ之ヲ罰セス但其程度ヲ超エタル行爲ハ情狀ニ因リ其刑ヲ減輕又
 ハ免除スルコトヲ得
 前項ノ規定ハ業務上特別ノ義務アル者ニハ之ヲ適用セズ

〔字解〕 自己^{ジギ} ○生命^{シメイ} ○自由^{ジユウ} ○現在^{ゲンザイ} ○危難^{キナン} ○避^ヒ

クル^{クル} ○程度^{テイドウ} ○規定^{キョウテイ} ○特別^{トクベツ} ○義務^{キョウム} ○適用^{テイヨウ}

コノ條ハ自分^{ジブン}又ハ他人^{タニシ}ノ生命^{シメイ}ニカ、ルコト、身體^{シンドウ}チキズツクルガゴトキコト、ソノ自由^{ジユウ}ヲ束縛^{ソクバク}スルコト又ハソノ財產^{サイザン}ニ對シテ、今マノアタリ受ケテナルアブナイ難儀^{ナンギ}チヨケヨウトスルタメニ、ヨンドコロナクシタシラザハ、ソノシラザヨリ、生^{シヨウ}シタ害^{ガイ}ガ、ソノヨケヨウトスル害^{ガイ}ノ程度^{テイドウ}チコエヌ限^{カギ}リハ罰^{バツ}セヌトイフノデアアル、例^{レイ}ヘバ盜賊^{トウゾク}ガシノビ入^イツテ財產^{サイザン}チモツテニゲヨウトスルトコロチ見ツケテ、コレチ引^ヒキトメタトスルカ、ソノトキ盜賊^{トウゾク}ガ刃物^{ハモノ}チモツテ斬^キツテカ、ツタカラ、ヤムコトチ得^エズソバニアリ合^アセタ棒^{ボウ}チモツテ立^タチムカツテ、斬^キラレマイトスルトキ、ツヒニソノ盜賊^{トウゾク}チタタキツケテ怪^ケ我^ガチサセ、マタハソレガモトニナツテソノ盜賊^{トウゾク}ハ死^シンダトイフコトガアルカ、コレハソノ盜賊^{トウゾク}ガ刃物^{ハモノ}レチ殺^{コロ}サントシテ刃物^{ハモノ}斬^キツテ來^キタノデアアルカラ、コレチ斬^キラレマイトスルタメニ棒^{ボウ}チモツタ、キツケタモノデアアルカラ、程度^{テイドウ}チ超^コエタモノデハナイ、サレバコレチ罰^{バツ}スベキモノデハナイガ、モシ程度^{テイドウ}チ超^コエタシラザデアツタトキハ、ソノ場合^{ババヒ}ノヨウスニヨツテ、刑^{ケイ}

チカルクスルカ、又ハ免除^{メンジユ}セラル、ノデアアル、スナハチ前^{マヘ}ノ例^{レイ}ニヨルニ、盜賊^{トウゾク}が見^ミツケラレタカラ、ソノヌスンダモノチナゲステ、ニゲルナオヒカケ、刀^{カタナ}チモツテコレチ斬^キリコロシタトイフガゴトキハ、無論^{ムロウ}全^{ゼン}クソノ罪^{ツミ}チ間^マハヌトイフコトニナラヌカラ、コノ但書^{タンショ}ニヨツテ處分^{シヨバン}セラルベキコトデ、ソノ盜賊^{トウゾク}ガ殺^{コロ}サレタト、傷^{キズ}チウケタト、マタハソノ殺^{コロ}シ方^{コウ}オヨビキズノツケヨウナドニヨツテチガフコトデアアル。

第二項^{ジヨウム}ノ業務^{ギョウム}上^{ジヤウ}ニオイテ、特別^{トクベツ}ノ義務^{キョウム}アルモノニハ適用^{テイヨウ}セヌトイフノハ、タトヘバ船^{フネ}ガカヘラントスルニハ、船長^{センチヨウ}チハジメ船員^{センイン}ハ先^マツソノ乗客^{ジョウカク}チタスケテ、自分^{ジブン}ハ後^{ノチ}ニスベキガ職務^{シヨクム}上^{ジヤウ}ノ義務^{キョウム}デアアルニ、オノレノ身^ミノ難^{ナン}チサキニサケヨウトスルガゴトキハ決^{ケツ}シテ己^ミチ得^エザルモノトスベキデハナイ、ソコデコレハ前^{マヘ}ノ第一項^{ジヨウム}チ適用^{テイヨウ}スベキデハナイトイフノデアアル、ツマリ職務^{シヨクム}上^{ジヤウ}トシテ、オノレチカヘリミズシテ他人^{タニシ}チスケフベキ義務^{キョウム}ガアルカラ、一般^{パン}ノモノト一ツニハ見^ミルコトガナラヌトイフノデアアル。

第三十八條 罪^{ツミ}ヲ犯^{チカ}ス意^イナキ行爲^{コウイ}ハ之^{コノ}ヲ罰^{バツ}セス但法律^{トクベツ}ニ特別^{トクベツ}ノ規定^{キョウテイ}アル場合^{ババヒ}ハ此限^{コノ}ニ在^アラス

罪本重カル可クシテ犯ストキ知ラサル者ハ其重キニ從テ處斷スルコトヲ得ス

法律ヲ知ラサルヲ以テ罪ヲ犯ス意ナシト爲スコトヲ得ス但情狀ニ因リ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

〔字解〕 行爲 ○處斷 ○情狀

コノ條ノ第一項ハ意思ノナシ犯罪デ、罪ニナルコト、モ知ラス、勿論罪ヲオカス意ハナイノニ、ソレガシラズシラズ犯罪トナルトイフガゴトキカ、コレヲ罰スベキモノデハナイ、モツトモ法律ニオイテベツダンノ規定ノアル場合ハ、カナラズ罰シヌトガギツタモノデハナイ、タトヘバ獵師ガ鳥ウチニ山ヘ入ツテ鳥ヲウツタニ、ソノ鐵砲ノ玉ガアヤマツテ人ニアタツテソノ人ヲ殺傷シタルガゴトキ、モトヨリソノソバニ人が居ルトモ思ハズニキタノテ、人ヲ殺傷スル意思ハスコシモナカツタノデアアルカラ、コレヲ殺傷ノ罪ニオコナフトイフコトハナラヌ、シカシ過失デアルスナハチアヤマリデアアルカラ、コレハアヤマチノタメニ人ヲ殺傷シタトイフ刑ニヨツテ處分セネバナラヌトイフガ、

コノ但書ノアルラケデアアル。

第二項ハ、罪ハモト重カルベキコトデアアルニ、コレヲ犯ストキニ知ラザル場合デ、ツマリ事實ノアヤマリカラ生ジタ犯罪デアアル、カクノゴトキハ重キチモツテ論ズベキモノデハナイトノコトデアアル、タトヘバ獵師ガ獸ヲウタントシテ山ニユキシニ、ムカフニケモノガ臥テナルノが見ユル、コレ幸ヒト射殺シタノニ、ソレハケモノデナクテ、人が寐テキタノデアツタトイフガゴトキ、人チコロスハ本ト重イ罪デアアルソレニ犯ストキニハ知ラザリシガゴトキモノ、又ハ姦夫ナリトオモヒツメテ殺シタノガ、ハカラズモ他ノ人デアツタトイフガゴトキ、ミナコレデアアル、カクノゴトキハ無論オモキチモツテ論スベキデハナイトイフデアアル。

第三項ノ法律ヲ知ラヌカラトイフノデ、罪ヲオカスノ意ガナイトスルコトガデキヌトイフノハ、日本ノ國ニアルモノガ日本ノ法律ヲ知ラヌト云フコトハデキヌコトデアアルカラソレヲ法律ヲ知ラザリシトテ罪ニナラヌ、罰スベキデハナイトイフコトハデキヌモノデアアル、サリナガラ實際ニ法律ヲ知ラヌモノモアラウ、ソレヲ法律ニアルカラトコレナ罪スルハ、ソノ情狀ニオイテ幾分カ察シテヤラネバナラヌコトガズル、ソコデ但書

チ設ケテ刑ヲヘラシカルラスルコトガテキルヨウニ定メテアルノデアアル。

第三十九條

心神喪失者ノ行爲ハ之ヲ罰セス

心神耗弱者ノ行爲ハ其刑ヲ減輕ス

〔字解〕

心神(セヒテワキマ) ○喪失者(ウシナツ) ○耗弱者(ツタモフ)

コノ條ハ精神ニ異状アルモノニツイテ定メタモノデアアル。

第一項ハ知覺精神ヲウシナツテ是非ノ辨別ナキモノ、犯罪ハ、コレヲ罰スベキモノデア

イトノコト、第二項ハ、ソノ心神ガ喪失トマデハナラズトモ、幾分力カケタトコロガア

ツテ、ソノ發育ガ十分デアナイモノ、コトデアアル、ステニ心神ノ發育ヲ十分デアツテ見

レバ、全ク是非ノワカチノツカヌマデデアクテモ、イクラカ是非ノワカチノツカヌル

モノデアアルカラ、コノモノ、犯罪行爲ハコレヲ輕クスルトイフノデアアル。

問 平生ハ心神ノ喪失者デモナイノニ、ソノ時ニカギツテ是非ノワカチノツカヌモノ

、如キガアルガ、コレハイカニ處分スルノデアアルカ。

答 常カラノ心神喪失者トイフノハ白痴癡癪スナハチバカ、アホウナドデアアル、コレ

ハナラヌカ。

問 然ラバ人チコロサントシテ、酒ヲノミ元氣チツケルトイフガゴトキハ、コレモ罪ト

ハナラヌカ。

答 斯ノ如キハアラカシメ人チ殺サントスルタメニシタモノデ、人チ殺スタメノ一ノ道

具トモイフベキモノデアアル、デアアルカラコレヲ罰セズニオクトイフコトニハナラヌ

問 第一項ト第二項トハイカニシテ見ラケルカ。

答 ソレハ醫學上ノ研究ニヨルコトデ、今コ、ニイフコトハナラヌノデアアル。

第四十條

瘖啞者ノ行爲ハ之ヲ罰セス又ハ其刑ヲ減輕ス

〔字解〕

瘖啞者(アンア) ヲツシ

コノ條ハ瘖啞者ノ行爲ニツイテ定メタモノデアアル。

スベテチシトイヒ、ツシホトイヒ、生レナガラノモノモアレバ、マダ生レテ後ニアル病

氣ナドカラハジメテナルモノモアル、ソノ生レナガラノモノハ精神ノ發育モ十分ナラズ

シテ是非ノ辨別モテキヌモノガ多クレド、半途カラチシヤツンホニナツタモノハ、ソレ

第一編 總則

六三

マデニ幾ラカ知識ヲ得テナルモノデアアルカラ、一ツニイフコトハナラヌ、ソコデコレナ
罰セヌモノモアリ、マタソノ刑ナルガシヘラスモノモアルト定メタノデアアル。

問 然ラバナシヤツンホノシタコトハ何デモ罪ニハナラヌノデアアルカ。

答 法律ニ斯ク定メタ以上ハ、生レナガラノナシ、ツンホナラバ罪トハナラヌノデアアル

問 懲治ニ附セラル、コトモナイカ。

答 明文ガナイカラ知ルコトガデキヌ。

第四十一條 十四歳ニ滿サル者ノ行爲ハ之ヲ罰セス

コノ條ハ幼者ノ責任年齡ヲ定メタモノデアアル。

「本條ニオイテ十四歳ニ滿ヌモノノ行爲ハ、罰シハセヌトシテガ、コレヲ罰シテモソノ效
力ガナイカラデアアル、サレド十四歳未滿ニシテ八歳以上ノモノ、行爲ガ罰金以上ノ刑
ニ處スベキ罪デアアルトキハ、ソノ情狀ニヨツテ一年以下ノ期間ヲ懲治分ニスルコト
トシテアル、マタ十歳以上二十歳未滿ノモノ、行爲ハソノ刑ナルカスルコトガデキ
ルトシテアル、ソシテ二十歳以上ニナツテハシメテ犯罪ノ責任ヲ全クオフベキコトデ
アル。」

問 何故ニ十四歳以下ハ罰セヌノデアアルカ。

答 全ク是非辨別ノ力ガナイトシテアルカラデアアル。

第四十二條 罪ヲ犯シ未タ官ニ發覺セサル前自首シタル者ハ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

告訴ヲ待テ論ス可キ罪ニ付キ告訴權ヲ有スル者ニ首服シタル者亦

同シ

〔字解〕 發覺アラハ ○自首 ハクジヨウスルコト ○告訴 ツヘウツタヘテデル ○告訴權 スルコト

ヲカ ○有ス オル ○首服 コトノウケテハクシヨウ

コノ條ハ自首減刑ヲ定メタモノデアアル。

罪チオカシテ、ソノ罪ノコトガ官ニアラハレモセズ、マタアラハレテモソノ人が誰

デアルトイフコトノ官ニ知レヌウチニ、自分カラ申出テ、ワタクシガカ、ルコトチイタ

シマシタ、マタハ何日ニ何々ノコトガアツタソノ犯人ハワタクシデアリマシタト、裁判

所ノ檢事ヤ警察官ニラレカラ名乗ツテ出ルトキニハ、ソノ刑ナヘラシ又ハ輕クスルコ

トガデキルトイフノガ、第一項ノサダメデアアル。

第二項ハ財産ニ對スル犯罪其他スベテ告訴スルモノガアツテ、ハジメテソノ罪ヲ論ズベキモノニオイテハ、ソノ告訴ノ權利ヲモツテナル者ニ對シテ首服シタルトキハ第一項ト同シクソノ刑ヲ減輕スルコトガデキルトイフノデアアル。

問 コノ第一項ニ「スルコトヲ得」トアルガ、カナラズ輕減セラル、モノデハナイノデアアルカ。

答 イカナル罪デモカナラズト定マツタコトデハナイ、ソノ罪ニヨルコトデタトヘバ子ガ親ヲ殺シテ自首シタトテ、ソレデ輕クセラル、トイフモノデハナイ。

問 官ニ自首トシテアル以上ハイヅレノ官ニテモ可ナルヤ。

答 自首トイフハ、マツタク 自ララゴトヲ告發スルト同一ノモノデアアルカラ、告發ヲ受クベキ官吏スナハチ檢事マタハ司法警察官デナクテハナラヌ、サモナケレバ自首ノ效ハナイモノデアアル。

第八章 未遂罪

未遂罪トイフハ、罪ヲオカサントシテ、ソノ用意バカリデマダ仕遂ゲヌモノニ科スル罪デアアル、コノ章ハコノ未遂罪ニカ、ルコトヲ定メタモノデアアル。

第四十三條

犯罪ノ實行ニ着手シ之ヲ遂ケサル者ハ其刑ヲ減輕スルコトヲ得但自己ノ意思ニ因リ之ヲ止メタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除ス

〔字解〕 實行ヲオコナフ○着手ヲケル○自己ノ意思ニ因リ

コノ條ニハ未遂犯ニツイテノ處置方ヲ定メタノデアアル。
スベテ犯罪トイフモノハ、意思ト實行トガ一致シテハジメテ成リ立ツモノデアアルカラ、意思ガアツテモ實行ガナケレバ、法律デハソノ意思ヲ罰スルコトナク、又犯罪ノ事實ガアツテモ、意思ガナケレバ犯罪ハ成リ立タヌモノデアアル、デアアルカラ今コ、ニ犯罪ノ實行ニトリカ、ツテ、コレヲ仕遂ゲヌモノガアリトスルカ、コレハ意思モアリ、ステニ實行ニモ着手シタノデアアルカラ、コレヲソノ思フトホリニ罪ヲシトゲタモノトシテ罰スルコトハナラヌ、サレバトテ罰スベキ情狀ハ十分ニアルカラ、カクノゴトキ場合ニハ

コレヲ輕減スルコトガテキルノテアル、サレドタトヒ犯罪ノ實行ニハ着手シテモ、未ダ仕遂ゲヌ前ハ、オノレノ意思デコレヲ止メタモノハ、ソノ刑ヲ輕減スルカ、又ハ免除スルコトガテキルツテアル。

タトヘバ他人ノ家ニ盜ミニ入ツテ、ソノ家ノ人が眼ヲサマシテ聲ヲカケラレタダメニ何一ツモ取ラズ、盜ミニノ意思ヲ遂ゲザリシモノハ、ソノ刑ヲ減輕スルコトガテキルガ、ソレトハチガツテ人ノ家ニシノビヨミハシタモノ、マダ物ヲヌスマヌ前ニワレカラ盜賊ノ惡事トイフコトニ氣ガツイテ、コレヲヤメタモノハ、前ノヨウニ一段罪ガカルイカラソノ刑ヲ輕減スルハ勿論、場合ニヨツテハソノ罪ヲ免除スルトイフノテアル。

第四十四條 未遂罪ヲ罰スル場合ハ各本條ニ於テ之ヲ定ム

コノ條ハ未遂罪ヲ罰スル場合ヲ示シタノテアル。

未遂罪ハ何ノ罪デモ罰スルトイフノテハナイ、ソノコレヲ罰スルハ、罪ノ條ニヨツテ定ムルトイフノテアル。

第九章 併合罪

コノ章ニハ併合罪ニツイテノ規定ヲ示シタモノテアル、併合罪トハ舊刑法ノ數罪俱發トイフノト同ジコトデ、ソノ名チアラタメタモノテアル、コノ併合罪ハ一人ノ犯人ガ二ツ以上ノ罪ヲオカスコト、マタ二ツ以上ノ罪ガイツレモ確定裁判ニナラヌコトデア、モシ一罪ガ確定裁判ヲ經タモノテアルト、ソレハ併合罪トハイハズシテ累犯トナルノテアル。

第四十五條 確定裁判ヲ經サル數罪ヲ併合罪トス若シ或罪ニ付キ確定裁判アリタルトキハ止タ其罪ト其裁判確定前ニ犯シタル罪トヲ併合罪トス

コノ條ハ併合罪トシテ處分スベキ場合ヲ示シタモノテアル。

併合罪トハルニハ、確定裁判ヲ經ザル數罪チイフコトデアツテ、若シソノ數罪中ノ一罪ガ確定裁判ヲ經タモノテアルトキニハ、ソノノコリノ確定裁判前ニオカシタ罪ヲ併合罪トスルモノテアル。

第四十六條 併合罪中其一罪ニ付キ死刑ニ處ス可キトキハ他ノ刑ヲ

科セス但沒收ハ此限ニ在ラス

其一罪ニ付キ無期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス可キトキ亦他ノ刑ヲ科セ
ス但罰金科料及ヒ沒收ハ此限ニ在ラス

コノ條ハヨクソカツタコトデ、併合罪ニツイテ刑ノ科シカタデアアルガ、併合罪ノ中デ、
ソノ一ツノ罪ガ若シ死刑ニ處スベキモノデアツタトキハ、死刑ハコレヨリ以上ノ刑ハナ
イカラ、他ノ刑ヲ科スルコトハセヌモノデアアル。
マタソノ併合罪中ノ一罪ガ無期ノ懲役カ無期ノ禁錮デアツタトキハ、コレモステニコノ
上ノ罪ハナイカラ、他ノ罪ヲ科スベキコトハナイデアアル、サレドモコノ前項モ後項モ
附加刑ナル沒收ヤ罰金、科料ハソノ財産カラ徴收スベキモノデアアルカラ、併セ科ス
ルニ差支ナイモノデアアルカラ、但書ヲ加ヘタモノデアアル。

第四十七條 併合罪中二個以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス可キ罪
アルトキハ其最モ重キ罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ニ其半數ヲ加ヘ
タルモノヲ以テ長期トス但各罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ヲ合算シ

タルモノニ超ユルコトヲ得ス

〔字解〕 半數ハソノ各罪ノ半ニツイテ合算ゾヘルカ

コノ條ハ併合罪ニテ刑期ノ定メカタチ示シタモノデアアル。
併合罪ノ中ニテ二ツ以上ノ、期限ノアル懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處スベキ罪ガアルトキハ、
ソノ中デ一ばん重キ罪ニツイテサダメタ刑ノ、一ばん長イ期限ニ、ソノ長イ期限ノ半分
ヲ加ヘタモノヲ長期トスルデアアル、タダソノ長イ期限ガ、一ツ一ツノ罪ニツイテ定
メタ刑ノ長期ヲヨセタ數ヨリ多クナルコトハナラヌデアアル。タトヘハ甲乙丙丁ノ四
ツノ併合罪ガアルトスルカ、ソノ最モ重キ甲デ有期懲役ノ七年、乙ハ有期禁錮ノ一年
丙ハ有期懲役一年、丁ハ有期禁錮ノ六月トイフモノガアルトスルカ甲ノ七年ガ重キ罪ニ
ツイテ定メタル長期デアアルカラ、コレニソノ半數ノ三年六ヶ月ヲ加ヘタモノ即チ十年六
ヶ月ヲ長期トスルデアアル、サレドモ若シコノ十年六ヶ月ガ、甲乙丙丁ノ長期ノ數ヲ合
セタモノ、スナハチ七年、一年、一年、六ヶ月ノ合算シタモノ九年六ヶ月ヨリ多イトキ
ニハ、コノ例ニヨルコトハナラヌトイフデアアル。

第四十八條

罰金ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス但第四十六條第一項ノ場

合ハ此限ニ在ラス

二個以上ノ罰金ハ各罪ニ付キ定メタル罰金ノ合算額以下ニ於テ處斷ス

〔字解〕

併科 ○合算額 ○處斷

コノ條ハ罰金ト他ノ刑トノ科シカタニツイテ定メタモノデアアル。二ツ以上ノ罪アルトキ、罰金ノ刑ト、他ノ刑トハ兩方トモニ科スルモノデアアル、タダシ第四十六條ノ第一項ニアル死刑ニ處スベキ刑ノモノニハ、罰金ヲ科シタトコロテ、ソノ人ノ生命ヲ斷タル、ノデアアルカラ、カナラズシモ兩方科スベシト定ムルモノデアハナイノデアアル。

第二項ノ二ツ以上ノ罰金ノ刑ハ、ソノ一ツ一ツノ罪ニツイテ定メタル罰金ノ高チ一ツニシタモノヨリモ、少イ額ヲ言渡サルベキモノデアアル。

第四十九條

併合罪中重キ罪ニ沒收ナシト雖モ他ノ罪ニ沒收アルト

キハ之ヲ附加スルコトヲ得

二個以上ノ沒收ハ之ヲ併科ス

コノ條ハ併合罪ニカカル附加刑ニツイテ定メタモノデアアル。

併合罪ノ中ニオイテ、重イ罪ニ沒收ノ言渡ハナケトモ、ソノ他ノ罪ニ沒收ノ言渡ガ

アルトキハ、コレヲ附加シテ沒收スルコトガデキルノデアアル。

マダ沒收ハ二ツ以上ノ場合デアツテモ、コレチ二ツナラニツ、三ツナラニツトモニアハセテ科スルモノデアアル。

第五十條

併合罪中既ニ裁判ヲ經タル罪ト未タ裁判ヲ經サル罪トア

ルトキハ更ニ裁判ヲ經サル罪ニ付キ處斷ス

併合罪ノ中ニテステニ裁判ノスンダ罪ト、マダ裁判ノスマヌ罪トアルトキハ、イヅレノ罪ニツイテ執行スルカトイフト、更ニ裁判ノスマヌ罪ヲ裁判シテ、コノ罪ニツイテ處分ヲシテ刑ヲ定ムルモノデアアル、デアアルカラマダ裁判ヲ經ヌ罪ガ、更ニ裁判ヲ受ケ、ソノ

裁判が確定シタ場合ニハ、ソノ併合罪ニツイテハ二ツ以上ノ裁判ガアルコト、ナルノデア
アル。

第五十一條

併合罪ニ付キ二個以上ノ裁判アリタルトキハ其刑ヲ併
セテ之ヲ執行ス但死刑ヲ執行ス可キトキハ沒收ヲ除ク外他ノ刑ヲ
執行セス無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ執行ス可キトキハ罰金、科料及ヒ
沒收ヲ除ク外他ノ刑ヲ執行セス有期ノ懲役又ハ禁錮ノ執行ハ其最
モ重キ罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ニ其半數ヲ加ヘタルモノニ超ユ
ルコトヲ得ス

コノ條モヨクワカツタコトデ、前條ノ執行方法ヲ定メタモノデア
ル。スベテ一ツノ罪ニツイテ一ノ刑ヲ適用スルトイフハ刑法ノ原則デア
ルカラ、併合罪ノ場
合ニモソノ各罪ニツイテ各ノ刑ヲ適用シ、ソノ適用ニ對シテ一々刑ヲ執行スベキコトハ
併合罪ノ趣旨デア
ルカラ、ココニ執行ノ方法ヲ定メタノデア
ル。併合罪ニツイテ二ツ以上ノ裁判ノアツタトキハ、ソノ刑ヲ併セテ
シテ之ヲ執行スベキモ

ノデア
ル、サレド死刑ヲ執行スベキトキハ、沒收ノ刑ヲノゾクノ外ハ道理上
コノ外
ノ刑ヲ執行スベキテナク、無期ノ懲役、無期ノ禁錮ヲ執行スベキトキハ、罰金、科料
及ビ沒收ノ刑ノ外ハコレヲ執行スベキテナイ、又有期ノ懲役又ハ有期ノ禁錮ニオイテハ
ソノ最モオモイ罪ニ定メタル長期ニ、ソノ長期ノ半數ヲ加ヘタモノヨリ長イ刑ヲ執行
スルコトハデキヌコトデア
ル。コノ條ハモツバラ執行官タル
檢察官ニオイテヨリドコロトスベキメドチサダメタモノデア
ル。

第五十二條

併合罪ニ付キ處斷セラレタル者或罪ニ付キ大赦ヲ受ケ
タル場合ニ於テハ特ニ大赦ヲ受ケザル罪ニ付キ刑ヲ定ム

〔字解〕

處斷 トリサス ○大赦 カギツテケンカンザイニツテアルツミニ

コノ條ハ併合罪中ニテ、大赦ヲウケタ罪ノアツタ場合ニ關シテ定メタモノデア
ル。併合罪中ニツイテ刑ヲ執行ヲ受ケタモノガ、ソノ併合罪ノ中ノアル罪ニカギツテ大赦ヲ
ウケタ場合ニハ、大赦ハソノ罪ニツイテノ裁判ノ效力ヲ消滅サセルモノデア
ルカラ

ソノ他ノ大赦ヲ受ケヌ罪バカリニツイテ刑ヲ科スベキモノデアアル。

問 大赦ニヨツテユルサル、罪トユルサレヌ罪トガアルカ。

答 無論ノコトデアアル。

問 イカナル罪ハ大赦ヲ得ルモノデアアルカ。

答 カナラズシモ定マツテハ居ラヌガ、國事犯スナハチ内亂ニカ、ル罪ノ如キハ多ノ

場合大赦ヲ得ベキモノ、ソノ他ニモマダ多イコトデアアルガ、一一コレト定メテイフ

コトハナラヌ。

第五十三條 拘留又ハ科料ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス但第四十六條ノ

場合ハ此限ニ非ラス

二個以上ノ拘留又ハ科料ハ之ヲ併科ス

コノ條モヨクワカツタコトデ、拘留又ハ科料ニアタル刑ト他ノ刑トノ併合罪ノトキニハ

兩方トモコレヲ科スルコトデアアル、モツトモ第四十六條ノ死刑ト處セラルベキモノ、

又ハ無期ノ懲役モシクハ禁錮ノ刑ニ處セラルベキモノハ例外トシテ、本條第一項ノゴト

ク、拘留又ハ科料チアハセ科スベキモノデアハナイ。

第二項ノ單ニ拘留ト科料トガ二ツ以上併合シテ發シタルトキノ場合デアツテ、コノトキ

ニハイヅレモアハセテ科スルモノトイフデアアル。

第五十四條

一個ノ行爲ニシテ數個ノ罪名ニ觸レ又ハ犯罪ノ手段

クハ結果タル行爲ニシテ他ノ罪名ニ觸ル、トキハ其最モ重キ刑ヲ

以テ處斷ス

第四十九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

〔字解〕 數個 ○觸レ ○手段 ○結果

コノ條ノ一個ノ行爲トイフハ、一ツノシラザテ、タトヘハ人チダマシテ財物ヲトルトイ

フガ如キ、ソノ人チダマシ行爲ガ四ツ五ツノ罪ニ觸レル、スナハチ他人ノ文書ヲ偽造シ

マタ他人ノ印章ヲヌスミ、ソレニ一度ハツタ印紙ヲ二度ツカフトイフガ如キ、文書ノ

罪ニモ、印章ノ罪ニモ、印紙再貼用ノ罪ニモ、又印紙稅則ニモ觸レルトイフガ如キ

トキハ、ソノ一バン重イ刑ニヨツテ處斷スルノデアアル。

第四十九條ノ第二項ノ規定スナハチ二個以上ノ沒收ハコレヲ併科ストアルハ、コノ條ニツイテモ適用スルトイフノデアアル。

問 印紙再貼用モ一ノ行爲デニツノ罪トナルカ。

答 印紙ノ再貼用ハ刑法ノ犯罪デアアルガ、マタ 證券印紙稅則ニヨツテ脫稅ノ罪ガアルカラ無論ニツ以上ノ法律ニ觸レルノデアアル。

第五十五條

連續シタル數個ノ行爲ニシテ同一ノ罪名ニ觸ル、トキハ一罪トシテ之ヲ處斷ス

〔字解〕 連續

コノ際ノ連續シタル數個ノ行爲トイフハ、タトヘバ竊盜ガ酒會ニ入ツテ酒ヲヌスミ出スニ、一度テ持チダヌスコトガナラヌカラ、アル場所マテ持チ出シテオイテハマタヒキカヘシテ持チ出ストイフガゴトキハ連續シタル數個ノ行爲ニチガヒナイガ、コレハ同一ノ罪トシテ處分スルノデアアル。

問 若シ今ノ例ニヨツテ今夜モヌスミ、マタ 明晩モヌスムトイフガゴトキモ連續ノ行爲トスルカ。

答 然リ。

問 同一ノ罪名ニ觸ル、トハイカナルコトカ。

答 同シ竊盜トカ、毆打トカイフガゴトキモノデ、一ツノ罪デナケレバナラヌコトデアアル。

第十章

累犯

累犯トハ犯罪チカサヌルトイフコトデ、一度刑チウケタモノガ、出獄シテノチニマタ罪チオカスコトデアアル、スナハチ舊刑法ノ再犯トイフノデアアル、ツマリ一度以上二度モ三度モ犯罪チカサヌルトイフノガ累犯デアツテ、コレ等ニ對シテハ、罪チオカスベキモノトシテ、コノ章ニハソノ刑ノ科シカタ、オヨビ刑期等ニツイテ定メタモノデアアル。

第五十六條

懲役ニ處セラレタル者其執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタル日ヨリ五年内ニ更ニ罪ヲ犯シ有期懲役ニ處スベキトキハ之

ヲ再犯トス

懲役ニ該ル罪ト同質ノ罪ニ因リ死刑ニ處セラレタルモノ其執行ノ免除アリタル日ヨリ又ハ減刑ニ因リ錮役ニ減輕セラレ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除アリタル日ヨリ前項ノ期間内ニ更ニ罪ヲ犯シ有期懲役ニ處スベキトキ亦同シ

併合罪ニ付キ處斷セラレタル者其併合罪中懲役ニ處スベキ罪アリタル時ハ其罪最重ノモノニ非スト雖モ再犯例ノ適用ニ付テハ懲役ニ處セラレタルモノト看做ス

〔字解〕 再犯ニドメニツミナ ○減刑 ○最重ツツナカザモ ○看做ス

コノ條ハ再犯ニツイテノコトヲ定メタモノデアアル

第一項ハ懲役ニ處セラレタモノガ、ソノ刑ノ執行ヲオハルカ、又ハ執行ヲ免除セラレタトキハ、ソノ日カラ五年ノ間ニオイテフタ、ビ罪ヲオカシ、有期ノ懲役ニ處スベキト

キハ、コレヲ再犯トスルノデアアル

第二項ハ懲役ニアタル罪ト同シ性質ノ罪ニヨツテ死刑ニ處セラレタモノニシテ、ソノ執行ノ免除ノアリシ日ヨリ、又ハ刑ヲ減セラレタメニ、死刑ニ處セラレタモノガ懲役ニ減輕セラレテ、ステニソノ刑ノ執行ヲオハルカ、モシクハ執行ノ免除ノアツタ日カラ五年以内ニサラニ罪ヲオカシテ、有期ノ懲役ニ處スベキトキモ、第一項ト同ジク再犯トスルノデアアル

第三項ハ併合罪ニツイテ處斷セラレタモノデアツテ、ソノ併合罪ノ中ニ懲役ニ處スベキ罪ノアツタトキハ、ソノ罪ガ最重ノモノデアハナクトモ、再犯ノ例ヲ適用スルニツイテハ、懲役ニ處セラレタモノト看ナシテ、第一項ノ例ニヨリテ再犯トスルトイフノデアアル

第五十七條 再犯ノ刑ハ其罪ニ付キ定メタル懲役ノ長期ノ二倍以下

トス

コノ條ハ再犯者ニ對シテ科スベキ刑罰ヲ規定シタモノデアアル

ナラヌ、デアアルカラソノ罪ヲ定メルニハ重クスベキデアアルケレドモ、イカニ重クスルトイツテ、ソノ罪ニツイテ定メタ懲役ノ長期ヨリ二倍ニ超ユルコトハナラヌ、スナハチ二倍以下トスルノデアアル、コノ刑罰ハ舊刑法ニクラベテハ、オモクシタモノデアアル。

第五十八條

裁判確定後再犯者タルコトヲ發見シタルトキハ前條ノ

規定ニ從ヒ加重ス可キ刑ヲ定ム

懲役ノ執行ヲ終リタル後又ハ其執行ノ免除アリタル後ニ發見セラ

レタル者ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セス

〔字解〕 發見 ○加重

コノ條ハ再犯者デアアルコトヲカクシタモノニツイテノ處分ノシカタチ示シタモノデアアル。

第一項ハ裁判が確定シテカラ後ニ至ツテ、ソノ犯罪者ガ再犯者デアアルトイフコトがアラハレタトキニハ、前條即チ第五十七條ノ規定ニヨツテ、ソノモノニ對シテ加重スベキ刑ヲ定メルノデアアル。

第二項ハステニ懲役ノ執行ヲオハツテカラ後方、又ハソノ執行ヲ免除セラレテヨリ後ニオイテ、再犯者デアアルトイフコトがアラハレタモノニツイテハ、前項ノ規定ニハヨラズシテ刑ヲ加重スベキモノデアハナイトイフノデアアル。

問 第一項下第二項トテハ不公平ノヨウデアアリマセンカ タトヘバ第一項ニテハ今日ニテ執行ヲ終ルトイフ今日ニナツテ發見シテモ加重スベキ刑ヲ定メラレ、第二項ニテハ執行ヲ終ツタ翌日發見シテモソノマ、ニシテオカレルトイフノデアアリマセ

答 然リ、サレド問ノヨウニ第一項モラツカニ一日トナルが如キトキハ裁判官ニオイテ加重セラルベキ刑ニソレダケノ斟酌モアリ、又ソノ執行中ニオケル品行ナドニモヨツテチガヒガアルハツデアアル、又第二項ニオイテハステニ重キ刑ニ處セラレタモノデアアルカラ、十分ニ刑罰ノ效ヲ奏シタモノトセネバナラヌカラ、斯ノ如ク定メタモノデアアル。

第五十九條

三犯以上ノ者ト雖モ仍ホ再犯ノ例ニ同シ

コノ條ハ三犯以上ノ者ニツイテノ處刑ノ法ヲ規定シタモノデアアル。

犯罪ハソノ度數ヲカサメルニシタカツテ刑ヲ重クス必要ハアレド、後ニハ加重スベキ方法ガナイヨウニナルカラ、再犯ヲ加重ノ限リトシテ本條ノ如ク三犯以上ノモノデモ再犯ノ例ニヨルトシタノデアアル。

問 三犯以上ノモノモ再犯ノ例ニヨルトスルハ、舊刑法ニクラベルトヨホド輕イノデアハナイカ。

答 舊法ノヨウニシテハ數回又ハ數十回ヲオカス者ニツイテハ、ソノ方法モナクナルカラ、再犯ノ場合ニ十分ノ加重ヲ爲シ得ラル、範圍ヲ設ケテ、三犯以上ニハ特別ノ加重例ヲマウクル必要ガナイトシタノデアアル。

第十一章

共犯

共犯 トイフハ數人ニテ一ツノ罪ヲオカス場合チイツタモノデ、同一ノ目的ヲ同一ノ意思ヲモツテ一ツノ罪ヲオカスコトチイツタモノデアアル、コノ章ハソノ共犯ニカナル罪ニツイテ規定シタモノデアアル。
ステニ數人ニテ一ツノ罪ヲオカストイフモ、法律ニテハソノ數人がソノ責任ヲ異ニシテ

ナルモノトシテアル、ソシテソノ數人タルモノハ、アル人が罪ヲオカストイフコトヲ知ツテモコレニ加擔シタモノデナケレバナラヌ、コノ場合ニオイテ正犯ト從犯トノアカチガアル、スナハチ前ノモノハ正犯デアツテ、加擔シタモノハ從犯トナルノデアアル、サレド一がいニ正犯デアアル從犯デアアルト區別ナツケルコトノデキヌモノガアル、タトヘバ三人ガ言ヒ合セテ竊盜ヲナシ、甲ハソノ戸外ニ見張番ヲナシ、乙ハ家内ニ入ツテ品物ヲ取り出シ、丙ハソノ出シタモノヲ運ブトイフガ如キハ、甲乙丙ノ三人ニオイテソノ責任ハチガフケレド、ソノ意思ハ三人ナガラ同一デアツテコレハ正犯トイハネバナラヌ、マタアル人が竊盜スルトイフコトヲ知ツテ、ソノ犯罪ニ便ニスルタメニ梯子ヲカシアタヘルガゴトキハ、犯罪ヲタスケタモノデ、ソノ實行ニ手ヲクダシタモノデアハナイ、カクノ如キチ從犯トイフノデアアル。

第六十條

二人以上共同シテ犯罪ヲ實行シタル者ハ皆正犯トス

〔字解〕 共同 二人以上共同シテ犯罪ヲ實行シタル者ハ皆正犯トス

コノ條ノコトハ、前ノ説明ニヨツテヨカラカルカラ略スルデアラウ。

第六十一條 人ヲ教唆シテ犯罪ヲ實行セシメタル者ハ正犯ニ準ス教唆者ヲ教唆シタル者亦同シ

〔字解〕 教唆カスルニ○實行コトハセルニ○準スヘラ

コノ條ハ人ヲソソノカシテ罪ヲオカサセタモノニ對シテ規定シタノデアアル。人ヲソソノカシテ、實際ニ犯罪ヲ行ハセタルモノハ、ソノ行爲ガ正犯ト從犯トノ間ニアルカラ、正犯ニナラツテ處斷スベキモノデアアル、マダ教唆者ヲソソノカシタモノ同シコトデアアル、タトヘバ竊盜ヲ行ハントシテ甲ガ乙ヲソソノカシ、某ノ家ニハ多クノ財産ガアル、ソレヲヌスムコトハ欺々スルトキハ容易ナコトデアアル、自分ハアル事故ノタメニ竊盜トシテ忍ビコムガデキマダ、一番ツテ見ヨトス、メ、ソノ得タモノハ幾分チ分配セヨト約スルガゴトキ、ツマリオノレガスベキ目的チ、人ノカラダナカリテスルノデアアルカラ、コレハ從犯トイハレヌ、サリトテ正犯トモイハレヌカラ正犯ニ準シテアツカンノデアアル、又前ノ場合ニ丙ガ來合セテ、幸ニ今夜ハ某ノ家ハ留守デアアルカラ、カナラズ今夜實行サセヨト、甲ヲソソグカスガゴトキモコレニ同ジコトデアアルト定メタモノデアアル。

ノデアアル。

第六十二條 正犯ヲ幫助シタル者ハ從犯トス

從犯ヲ教唆シタル者ハ從犯ニ準ス

〔字解〕 幫助ツタスケテ ○從犯トイハレニ

コノ條ハ從犯ニツイテ規定シタモノデアアル。從犯ノコトモ、コノ章ノハジメニオイテ説イタカラ別ニイフベキ必要ハナイ、スナハチ從犯ノ所爲ハ犯罪ノ用意デアツテ、器具チアタヘルトカ、マダハ手引シテ犯罪ニ便利チアタヘルカノ行爲デアアル、カクノ如クシテ犯罪者ノ實行チタスケ手傳ツタモノチ從犯トイフノデアアル。

第二項ノ從犯ニ準スベキモノハ、前條ノ例ト同シク、從犯ヲソソノカシタモノガコレニアタルノデアアル。

問 正犯ト從犯トノ別ニツイテ、例ヘハ甲ガ乙チ殺サントスルトキ、丙ニ乙チ誘ヒ出サセ、丁ニハ乙チ引キ倒サセテ、ソシテ甲ガ手チ下シテ乙チ殺シタトスルカ、正犯ハ

甲テ丙丁トモニ從犯トイフノデアアルカ。

答

甲ガ正犯デアアルコトハ勿論デアアルガ、丁モマタ正犯デアアル、ソシテ從犯トイフハ

丙バカリデアアル、何トナレバ着手實行スナハチ、手ヲツケテ行フトキニタズケ

ルモノハ正犯トスベキコトデアアル。

第六十三條

從犯ノ刑ハ正犯ノ刑ニ照シテ減輕ス

〔字解〕 照シテソレヲテホ

コノ條ハ從犯ノ刑ノ規定ヲ示シタノデアアル。

從犯ノ刑ハ、正犯者ノ刑ガサダマツテ、ソノ正犯者ノ刑ヲ手本トシテ、ソノ情狀ニ

ヨツテ刑ヲ減ジカルクスルノデアアル。

第六十四條

拘留又ハ科料ノミニニ處スベキ罪ノ教唆者及ヒ從犯ハ特別ノ規定アルニ非サレハ之ヲ罰セス

コノ條ハ拘留又ハ科料バカリニ處スベキ罪ニツイテ、ソノ從犯者ニ對スル規定ヲ示シタ

モノデアアル。

モノデアアル。

コノ拘留又ハ科料ノミニニ處スベキ罪ハ、ソノ罪ノ性質ガカルイモノデアアルカラ、ソノ教唆者ヤ、從犯者ヤ、ソノ罪ガ一段トカルイモノデアアルカラ、コレハ處罰スベキニオコ

バヌトシテアル、モツトモ特別ノ必要ナルモノハ、ソノ正犯ヲ定メタル本條ニオイテ

定メテアルカラ、ソレハ罰スルガ、ソノ外ハスベテ罰スルコトハセヌトイフノデアアル。

第六十五條

犯人ノ身分ニ因リ構成ス可キ犯罪行為ニ加功シタルト

キハ其身分ナキモノトイヘドモ仍ホ共犯トス

身分ニ因リ特ニ刑ノ輕重アルトキハ其身分ナキ者ニハ通常ノ刑ヲ

科ス

〔字解〕

構成ヘラ ○加功 ○仍ホ ○通常

コノ條ハ犯人ノ身分ニヨツテ成リタツベキ犯罪行為ニツイテノ共犯ニカ、ルコトヲ規定シタモノデアアル

犯人ノ身分ニヨツテ成リタツベキ犯罪ノ行為トイフハ、官吏スナハチ公務員ナドガ公務員トイフ肩書ノアルタメニ賄賂ヲ受クル等ノ犯罪行為ヲ成リ立ダザルモノデアツテ、

ソノ罪ハ官吏^{カニリ}ソノ人バカリニアルヨウニオモハル、ナレド、モト賄賂^{ワイロ}ハ不正^{フセイ}ノオケリモノデアル、ソノ不正^{フセイ}ノオケリモノナシテ、犯罪^{ケイブツ}チナサシメタモノデアルカラ、ソノ賄賂^{ワイロ}チオケツタモノハ加功者^{カコウシャ}デアル、加功者^{カコウシャ}デアル以上ハ、タトヒ身分^{ミブン}ナキモノ、即チ官吏^{カンリ}デハナイトテモ、ヤハリ共犯^{キョウバン}トシテ處斷^{シヨダン}スルノデアル。

第二項^{ニイテム}ハ身分^{ミブン}ニヨツテ別段^{ベツダン}ニ刑^{ケル}ニ輕^{オモ}イト重^{オモ}イトノアルトキハ、ソノ身分^{ミブン}ノナイモノハタテ通常^{ツウジョウ}ノ罪^{ツミ}チ科スルノデアル、コノ第二項^{ニイテム}ハソノ罪^{ツミ}ノ輕重^{ケイヂユウ}チ他^{キョウバン}ノ共犯者^{キョウバン}ニオコボサヌコトデアル。

第十二章 酌量減輕

コノ章^{シヨクリヨウ}ニハ酌量^{シヨクリヨウ}減輕^{ケンケイ}ノコトヲ規定^{キョウテイ}シタノデアル、酌量^{シヨクリヨウ}減輕^{ケンケイ}トハソノ犯罪^{ケイブツ}ノ情狀^{ケイザウ}チクミハカツテ同情^{ドウジヨウ}スベキモノアルトキニハ、ソノ罪^{ツミ}チカルグスルコトチイフノデアル。

スベテ減輕^{ケンケイ}ニハ法律上^{サイバンシヨウ}ノ減輕^{ケンケイ}トガアル、法律上^{サイバンシヨウ}ノ減輕^{ケンケイ}トハ、刑法^{ケイホフ}ノ各條^{カクテウ}ニヨツテソノ規定^{キョウテイ}ノ示^シストコロニテ減輕^{ケンケイ}スルモノデアツテ、コレハ裁判官^{サイバン}ノ自由^{シユウ}ニマカスベキモノデハナイ、裁判上^{ケンケイ}ノ減輕^{ケンケイ}トイフハ、裁判官^{サイバン}ノ職權^{シヨクケン}ニヨツテ、犯^{ケイブツ}ハノ情

狀^{ケイザウ}ガ酌量^{シヨクリヨウ}スベキモノアリ、スレバ、減輕^{ケンケイ}スルコトモアリ、減輕^{ケンケイ}セヌコトモアルノデア

問 裁判上^{ケンケイ}ノ減輕^{ケンケイ}ト法律上^{サイバンシヨウ}ノ減輕^{ケンケイ}トノチガフトコロハ如何^{ニカニ}。

答 法律上^{サイバンシヨウ}ノ減輕^{ケンケイ}トイフノハ刑法^{ケイホフ}ノ上^{サマ}ニオイテ定^{サマ}メタ減輕^{ケンケイ}デアツテ、タトヘバ自首^{ジユウ}シタモノハソノ刑^{ケル}チ減^{ケン}ズルトイフガゴトキモノ、裁判官^{サイバン}ノ減輕^{ケンケイ}トイフノハ、ソノ犯罪^{ケイブツ}ノ事^{ジヨウ}カラガ、ソノ罪^{ツミ}ハニクムベキモノ、ソノ間^{マヒ}ニハイカニモアハレムベキ事情^{ジヨウ}ノアルコト、タトヘバ二人^{ニヒト}ノ兄弟^{ケイテイ}ガアツテ、ソノ兄^{ケイテイ}ハ放蕩^{ホウトウ}ニシテキハメテ父母^{フコウ}ニ不孝^{フコウ}ナルヨリ、ソノ弟^{ケイテイ}ハ幾^{オトウ}タビモイサメタケレド聞^キカヌバカリカ、カヘツテ不孝^{フコウ}ノ度^ドチ増^マシ、且^{オトウ}弟^{ケイテイ}ニ對^{オトウ}シテ暴橫^{ボウコウ}ニアルカラ、所詮^{シヨセン}兄^{ケイテイ}ガアツテハ父母^{フコウ}ノ心^{ココロ}チヤスメルコトガナラヌトイフヨリ、ツヒニ兄^{ケイテイ}チ殺^{コロ}シタルガゴトキ、ソノ弟^{ケイテイ}トシテ兄^{ケイテイ}チ殺^{コロ}スハ、ソノ罪^{ツミ}モツトモ重^{オモ}イモノデアアレド、ヒルガヘツテソノ情^{ジヨウ}チ酌量^{シヨクリヨウ}ムトキハ、アハレムベキモノガアル、コノ場合^{ババエ}ニオイテ裁判官^{サイバン}ガソノ情^{ジヨウ}チ酌量^{シヨクリヨウ}シテ刑^{ケル}チ減輕^{ケンケイ}スルガゴトキチ裁判上^{ケンケイ}ノ減輕^{ケンケイ}トイフノデアアル。

第六十六條 犯罪^{ケイブツ}ノ情狀^{ケイザウ}憫^{キン}諒^{リョウ}ス可^カキモノハ酌量^{シヨクリヨウ}シテ其刑^{ケル}ヲ減輕^{ケンケイ}スル

コトヲ得

〔字解〕 情狀ヨウス ○憫諒モトオモフベキト ○酌量カカル

コノ條ハ犯罪ノ情狀ニヨツテ刑ヲ減輕スベキコトヲ規定シタモノデアアル。本條ノ解ハ前ノ裁判上ノ減輕トイフコトニツイテ、例ヲシメシタ通りデアアルカラ、別ニ説明スルマデモナイコトデアアル、今一ツノ例ヲ示サバ父母ガ病ニカ、ツテクルシクテナル場合ニ、家がマツシクテ藥ヲ買ツテノマスコトガナラヌ、子トシテ實ニタエ得ラレヌヨリ、己ムコトヲ得ズ竊盜ヲシテソノ金ヲモツテ藥ヲトヘタルガゴトキハ、ソノ情マコトニアハレムベキモノデアアルカラ、ソノ竊盜ノ刑ヲ減輕スルコトガデキルトイフノ類デアアル、ツマリソノ犯罪ノ事情ニヨツテ裁判官ノ意思ヨリ減輕スルノデアアル。

第六十七條 法律ニ依リ刑ヲ加重又ハ減輕スル場合ト雖モ仍ホ酌量減輕ヲ爲スコトヲ得

コノ條ハヨクワカツタコトデアアル、ステニ法律ニヨツテ刑ヲ加重シタリ、又ハ減輕シタリスル場合デアツテモ、コノ章ノ酌量減輕ヲスルコトガデキルトイフコトヲ示シタ

モノデアアル。

法律ニヨツテ刑ヲ加重スルコトガアルハ、法律ノ定メタトコロテコレナマゲテ減輕スルコトハデキヌガ、ソノハ法律ノ加重デアツテ裁判上ノ酌量減輕ニサシヒラキチ生ズベキモノデハナイ、デアアルカラ若シ法律テ減輕シタカラトイツテ、ソレヨリ以上ノ減輕ハナラヌトイワケノモノデモナイ、サレバ事件ニヨツテハ法律上ニオイテモ減輕シ、ソノ上ニ裁判上ニオイテモ減輕スルコトガデキルトイフコトヲ示シタノデアアル。

第十三章 加減例

コノ章ニオイテハ、法律ニヨツテ刑ヲ加ヘタリ減シタリスルニハ、イカナル程度ニヨツテスベキカトイフコトヲ定メタモノデアアル。

第六十八條 法律ニ依リ減輕ス可キ一個又ハ數個ノ原由アルトキハ

左ノ例ニ依ル

- 一 死刑ヲ減輕ス可キトキハ無期又ハ十年以上ノ懲役若クハ禁錮トス

二 無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕ス可トキハ七年以上ノ有期ノ懲役

又ハ禁錮トス

三 有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕ス可キトキハ其刑期ノ二分ノ一ヲ

減ズ

四 罰金ヲ減輕ス可キトキハ其金額ノ二分ノ一ヲ減ス

五 拘留ヲ減輕ス可キトキハ其長期ノ二分ノ一ヲ減ス

六 科料ヲ減輕ス可キトキハ其多額ノ二分ノ一ヲ減ス

コノ條ハ法律ニヨツテ刑ヲ減輕スベキソノ率スナハチメドヲ定メタノデアアル。

スベテ減輕スルニハ、減輕スベキ原因理由ガナクテハナラヌ、ソノ一ツ又ハ一ツ以上ノ

原由ガアルトキハ、次ノ一號ヨリ六號マデノ例ニヨツテ減輕スベキモノデアアル。

一號ハ、死刑ニアタル罪ヲ減輕スベキ原由ガアルトキハ、無期ノ懲役又ハ禁錮ニスルカ

、十年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニスベキコトデアアル。

二號ハ、無期ノ懲役又ハ禁錮ニアタル刑ヲ減輕スベキ場合ニオイテハ、七年以上ノ有期

ノ懲役カ又ハ禁錮ニ減輕スルコトデアアル。

三號ハ、有期ノ懲役又ハ禁錮ニアタル刑ヲ減輕スベキ場合ニハ、ソノ刑期ノ二分ノ一ヲ

減スルノデアアル、スナハチ五年ノ懲役又ハ禁錮デアアルナラバ二年六月ヲ減ズルノデ

アル。

四號ハ、罰金ノ刑ニアタルモノデアアルガ、コレモソノ金額ノ二分ノ一ヲ減スルモノデア

ル。

五號ハ、拘留デアアル、コノ刑ハソノ長期ノ二分ノ一ヲ減スルノデアアル。

六號ハ、科料デアアル、コノ刑ハソノ多イ金高ノ二分ノ一ヲ減スルノデアアル。

コノ條ニハ減輕ノ場合ニツイテハカリ示シテアツテ、加重ノ場合ニツイテハ示シテナイ

ノハ、法律上ノ加重ハ、ステニ再犯マタハ併合罪ノ章ニオイテ定メテアルカラデアアル

間 前ノ酌量減輕ハ、コノ條ノ外ニマタ減輕セラル、ノデアアルカ。

答 然リ、ソレハ本條ニ法律ニ依リトアルカラ、裁判上ノ減輕ハ無論コノ外デアアルコト

ハ知ラレテアル。

上ノ刑名アルトキハ先ヅ適用ス可キ刑ヲ定メ其刑ヲ減輕ス

コノ條ノ意ハ、二ツ以上ノ刑罰ノ名ノアルトキ、タトヘバ内亂ニ關スル罪チオカシタ場合ニ、ソノカシラタルモノハ死刑ニ處スルカ、又ハ無期禁錮ニ處スルコトニナツテチルカラ、コノ二ツノ刑名スナハチ死刑ト無期禁錮ノ中ニツイテ、先ヅモツテソノ適用スベキ刑ヲ定メテカラ後ニソノ刑ヲ減輕スベキモノデアルト、法律上ノ減輕ノ方法ヲ規定シタモノデアロ。

第七十條

懲役、禁錮又ハ拘留ヲ減輕スルニ因リ一日ニ滿タザル時

間ヲ剩ストキハ之ヲ除棄ス

罰金又ハ科料ヲ減輕スルニ因リ一錢ニ滿タザル金額ヲ剩ストキ亦同シ

〔字解〕

時間ヲ剩スニニチニタラヌ ○除棄スゾキ

コノ條ハ減輕スル上ニオイテ、一日ニ滿タズ一錢ニ足ラヌハシメノアルトキニツイテノ

規定デアロ。

ステニ第六十八條ニ減輕ノ方法ガ示シテアルガ、ソノ二分ノ一トイフニツイテ、十一日半トカ、五錢五厘トカイフガゴトキ、一日ニ足ラズ一錢ニ滿タヌハシメノ出ルコトガアルコノ場合ニハソノ不足ノ數ハコレチステテシマフノデアロ、コレニハ別ニ理由トイフモノハナイ、タダ實際上便宜ガロルカ、マタ左マデ必要モナイカラデアロ。

第七十一條

酌量減輕ヲ爲ス可キトキ亦第六十八條及ヒ前條ノ例ニ

依ル

コノ條ハ、酌量減輕チスルニツイテノ規定デアロ。

法律上ノ減輕ノ方法ハ第六十八條ニ示シテアルガ、酌量減輕ニツイテハ別ニソノ方法ガナイカラ、ソノ減輕ノシカマハイカニスベキカトイフ疑ヒガ生ズルコトデアロ、ソコデコノ條ヲ設ケテ、酌量減輕チナスニモ第六十八條ト第七十條トニヨルベキコトヲ示シタノデアロ。

第七十二條

同時ニ刑ヲ加重減輕ス可キトキハ左ノ順序ニ依ル

一 再犯加重

二 法律上ノ減輕

三 併合罪ノ加重

四 酌量減輕

コノ條ハ加減ノ順序ニツイテノ規定デアル、コノ順序ヲ定ムルハ、同時ニ刑ノ加重減輕ヲナスベキトキデアツテ、先ヅ第一ニ再犯加重ヲオイタノハ、犯罪ノ中ニ再犯ノモノガアレバ、ソノ刑期ハ本刑ノ二倍以下ナルコトガ第五十七條ニ定メテアルカラ計算上コレヲ第一ニオクノ必要ガアルカラデアル、ソノ次ハ法律上ノ減輕デアル、コレハ各本條ニオイテ各犯罪ニツイテ減輕スベキモノデアル、ソノ次ハ併合罪デアルガ、コレハ第一第二ノ加減例ニヨツテ一日刑ヲ定メテカラ併合罪ノ規定ニヨツテ刑ヲ定ムベキ必要ガアルカラデアル、ソシテ第四ニ酌量減輕ヲオキシハ、ソノ裁判所ノ意ニヨツテスベキモノデアルカラ、法律ノ規定ニヨル加重減輕ヨリ先ニスベキ性質ノモノデナイカラノコトデアル。

第二編 罪

コノ編ニハ罪トイフコトニツイテ規定シタモノデアル、罪トイフノハ、ワガコノ刑法ニオイテ罪トスベキモノデ、第一編ノ刑ヲ以テ罰スベキモノガ、スナハチコノ編ノ罪デアル、何が故ニ刑ヲ先ニシテ罪ヲ後ニシタカトイハ、刑ヲサダメテソノ刑ニフル、モノヲ罪トスルカラデアル、サレド罪ハカナラズシモコノ刑法ノミニトマルノデハナクテコノ編ニ規定シタモノ、外ハ特別法ニヨツテ罰スルモノトシタノデアル。

コノ編ハ第一章ヨリ第四十章ニワケ、猶コレヲ百九十二條ニワケテアル、以下ニ順序ヲ逐フテ説クデアラウ

第一章 皇室ニ對スル罪

コノ章ハ皇室ニ對スル罪ヲ規定シタモノデアル、皇室トハ天皇、太皇太后、皇太后、皇太子、皇太孫、神宮、皇陵、皇族ヲスベテ稱シタモノデ、ソノ罪ヲ大別スルト、危害ヲ加ヘタ罪、危害ヲ加ヘントシタ罪、オヨビ不敬ニワタル罪ノ三ツトナルノデアル、以下ノ各條ニツイテノベルデアラウ。

第七十三條

天皇、皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ處ス

〔字解〕 次ノ解義ノ中デワカルカラ畧スル。

コノ條ハ天皇以下皇太孫ニ至ル御方々ニ對シ奉リテ、危害ヲ加ヘ又ハ加ヘヨウトシタモノニツイテノ罪デアアル。

天皇トイフハ、現ニワガ日本帝國ヲ御統治マシマストコロノ上御一人ヲタテマツル。太皇太后トハ先々帝ノ皇后タリシ御方、皇太后トハ先帝ノ皇后タリシ御方、皇后トハ御在世ノ天皇ノ皇后ヲ申シタテマツル、皇太子トハ現在ノ天皇ノ後ヲウケサセタマフ御方、皇太孫トハ皇太子ノ御子サマデ、天皇ヨリ申シテ御孫ニアタラセタマフ御方ヲタテマツルノデアアル。コノ御方々チ一ツニシテコレヲ皇室トタテエルコトハ皇室典範ノ定ムルトコロニヨツタモノデアアル。

以上ノゴトキ御方々ニ對シテ危害ヲ加ヘタル、モシクハ危害ヲ加ヘントシタルモノニハイヅレモ死刑ヲ科スルトイフノデアアル、危害トイフノハ身體ヲキズツケ、生命ヲアヤフ

クスルモノ、コトデアアル。

問 コノ條ノ罪ハステニ罪ヲオカシタルモ、オカサントシタルモ共ニ死刑ニ處スルトイフノデアアルカ。

答 勿論デアアル、コレハ最大ノ重罪ヲオカシタモノデアアルカラ、未遂ダカラ罰セメトイフコトハナイノデアアル。

第七十四條

天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

神宮又ハ皇陵ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者亦同シ

〔字解〕 不敬ニシテコトニ○神宮○皇陵

コノ條ハ不敬ニワタルシワザチシタモノヲ罪スルコトヲ定メタモノデアアル。

天皇以下皇太孫ニイタルマデノ御方々ニ對シタテマツリテ敬意ヲウシナフシワザチシタモノハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處スルトイフノデアアル。

マタ第二項ハ社勢ノ皇太神宮オヨビ御代々ノ御陵墓スナハチミサ、キニ對シタテマツ

リテ不敬ニワタルコトナシタモノモ、コレト同ジク三月以上五年以下ノ懲役ニ處スルトイフノデアアル。

問 不敬ノ罪トハイカナルコトデアアルカ。

答 天皇ノ御通行先ニハダカノマ、デタルトカ、帽子モトラズニタルト、御寫眞ニ對シテオソレホクモ侮辱ニワタルコトナスルトカイフガゴトキコトデアアル。

問 神宮ニ對シテ又ハ皇陵ニ對シテノ不敬トイフハイカナル場合チイフノデアアルカソノ一例ヲ聞キタシ。

答 タトヘバ神宮ノ前ニ垂レタル御幕ヲ杖ニテカ、ゲル、マタハ皇陵ノ中チケガサガ如キモノデアアル。

問 過失ニテナセシモノニモソノ罪ハ同ジコトデアアルカ。

答 ソノ意思ガ故意デナケレバナラヌ、スナハチ不敬ヲスルコトイフ意ガアツテナセシモノニ限ル。

問 天皇ノ御通行ノトキニ賽銭ヲナゲルモノガアル、コレ等モ場合ニヨツテ同條又ハ本條ニヨツテ罰スルカ。

答 カクノコトキハ、天皇ノ御徳ヲアリガタガルノアマリニ、ナセシコトデアアルカ同フベキデアハナイ。

第七十五條

皇族ニ對シ危害ヲ加ヘタル者ハ死刑ニ處シ危害ヲ加ヘ

ントシタル者ハ無期懲役ニ處ス

【字解】 皇族

コノ條ハ皇族ニ對シテ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタモノニカ、ル罪ヲ規定シタモノデアアル。

皇族トイフハ、皇太子妃、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王ノコトデ、妃トイフオカガタスナハチ、皇太子、皇太孫、親王、王ノオツレアヒナ申シアゲルコト、親王トイフハ天皇ノ御子様デ、皇太子チノツク男ノ御方、ソノ他有酒川、伏見宮ナドイフ御宮家ノ御男子デ、内親王トイフハ天皇ノ御子サマデ女ノ御方、王トハ宮家ノ内テ親王家ニツバク御方スナハチ竹田宮、久邇宮ナド申スノデアアル、女王トハ親王方ノ御女子チイフノ稱デアアル。

第二編 罪

一〇四

コノ條ハ皇族ノ方々ニ對シテ危害ヲ加ヘントシタモ、ハ無期懲役ニ處セラレ、加ヘタモ
ノハ死刑ニ處スルトイフノデ、第七十三條トハ、加ヘントシタモノガチガフバカリデア
ル。

第七十六條 皇九ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ二月以上四年以下
ノ懲役ニ處ス

コノ條ハ皇族ニ對スル不敬ノ罪ニツイテ定メタノデアアル。

第七十四條トホ、同ジキコトデ、ソノ刑ハ二月以上、四年以下ノ懲役ニ處スルトシタノ
デソノ他ニカハツタコトハナイ。

スベテコノ章ニカ、ル罪ハワガ國ノ重大ノ刑デアアルカラ、罪トシテ第一ニオイタモノ
デアアル。

第二章 内亂ニ關スル罪

内亂トハ國事ニカ、ル罪デアアル、スベテコ、ニイフ内亂ノ罪トイフハ、國家チアヤフク
スルモノデアアルカラ、モトヨリ重大ノコトデアアルガ、ソノ罪チ犯シタ人ハ、オノ
レ

ノ利益バカリノタメニシタモノデアハナイ、オホクハ社會ノ利益トオモヒ、公衆ノ利益

トオモフカラ、ソノ社會ナリ公益ナリノタメニスルトイフチ目的ニオコナハントルモ

ノデアアル、ソレデアアルカラ通常ノ犯人ノヨウニ懲役チ科スルトイフハ罪ノ性質ト利ノ

性質トガ相應セマカラ、禁錮ニ科スルコト、シテ、懲役ノ刑チ科セマラケデアアル

間 内亂トハ單ニ國內ニテスルコトバカリデアツテ、ソレガ外國ニ關スルコトデアアルモ

ノハ内亂トハイハマノデアアルカ。

答 舊法テハ國事ニ關スル罪トシテ、コレチ内亂ト外患トニワケタノデアアルガ、コノ法
ニハ内亂ト外患トノ二ツノ章ニワケテアルカラ、コノ間ノ如ク外國ニカ、ルコトデア
アツタトキハ、外患ノ罪トイフノデニヨルコトデアアル。

第七十七條 政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊亂スルコ
トヲ目的トシテ暴動ヲ爲シタル者ハ内亂ノ罪ト爲シ左ノ區別ニ從

テ處斷ス

一 首魁ハ死刑又ハ無期禁錮ニ處ス

第二編 罪

一〇五

- 二 謀議ニ參與シ又ハ群衆ノ指揮ヲ爲シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ禁錮ニ處シ其他諸般ノ職務ニ從事シタル者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處ス
- 三 附加隨行シ其他單ニ暴動ニ干與シタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス但前第三號ニ記載シタル者ハ此限ニ在ラス

〔字解〕

顛覆ヒツクリ ○邦土ウツリヨ ○僭竊ムス ○其他ホカ ○朝憲チヨウテイ ○紊

亂ス ○暴動ドウウ ○首魁トウニシテホツ ○謀議ゴト ○參與カダ ○群衆オホク ○指揮サシ

○諸般イロ ○附加隨行ニナル ○單ニヒト ○干與カダ

コノ條ニハ内亂ヲオコシタモノニツイテノ罪ヲ定メタモノデアアル。
 政府ヲ顛覆スルトハ、政府ハ國權ノアル所チイフノテ、政體チカヘテ立憲政體チヤメ

テ合衆政治トスルト方、皇統チアラタメテ他ノ皇統ヲタテントスルガ如キチサシテイフコト。

邦土ノ僭竊セントハ、帝國ノ全部又ハ一部ヲ橫領シテ天皇ノ主權ナソ、ガントスルガゴトキコト。

朝憲チ紊亂スルトハ、憲法チミダリテ國家ノ政治チアヤナクスルガゴトキモノ、コトデアアル。

コノ三ツノコトヲ目的トシテ兵ヲ擧ゲ暴動ナシタルモノガ内亂ノ罪トイフノデアツテコノ罪ヲ處斷スルニハ、次ノ三ツノ條件ニヨルトイフノデアアル。

第一ハ、ソノ内亂ヲオコシタルニツイテノカシラズナハチホツトウニシテ、一人デアラウトモ又ハ二人以上デアラウトモ、ソレガソノ全體ノ人チヒキエルモノデアアルカラ、コレハ死刑方又ハ無期ノ禁錮ニ處スルノデアアル。

第二ハ、ソノカシラタルモノ、相談相手トナリシモノ、又ハ多クノ人チ指圖スルモノスナハチ一方ノ隊長トナリタルガゴトキモノデアアル、カクノゴトキモノハ無期又ハ三年以上ノ禁錮ニ處シ、ソノ他ノ職務ニシタガフ書記、會計ナドノゴトキモノハ、一年

以上十年以下ノ禁錮ニ處セラル、ノデアアル。

第三ハ、附加隨行デ、コレトイフキマツタ目的モナク、タゞ他人ガツイテ來イトイフク
ラキノコトデ内亂軍トイフコトダケヲ知ツテコレニツキ從カツタモノ、スナハチ兵卒
マダハ雇人足ノゴトキモノデアアル、カクノゴトキハソノ暴動ニアヅカツタニハチガヒ
ナイガ、前ノ一號二號トハ大ニコトナツテナルカラ、三年以下ノ禁錮ニ處スルトイフノ
デアアル。

以上ノ第一第二ハタトヘ未遂罪デアツテモコレヲ罰スルモノデアアル、タゞ第二ハソノ犯
意ガカルイモノデアアルカラ、未遂罪ハ罰スルノ限リテナイトシタノデアアル。

問 暴動トイフハ、タゞアバレルトイフノガ目的ノコトデアアルカ。

答 暴動ハ兵ヲ起ストイフコトテナクテハナラヌ、タゞ鐵砲モモタズ、刀ナドモ持タズ
ニサワギタテルハ暴動トハイハレヌコトデアアル。

問 兵トイフト十人デアアラツガ千人デアアラツガ、ソレガ戰爭ノ目的デアレバ兵トイフノ
デアアルカ。

答 大體ガ兵トイフハ戰爭ノ目的ヲ組ミタテラレタ人ノカタマリトイフコトデアアルカラ

ソノ人員ナドハ法律デカギルベキモノテナイ、ソレハ裁判官ノ認定ニマカスベキコトデア
アル。

第七十八條 内亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下 ノ禁錮ニ處ス

〔字解〕 豫備カネテ○陰謀ハカニ

コノ條ハ内亂ノ豫備ト陰謀ニツイテ定メタモノデアアル。

内亂ノ豫備トイフノハ、タトヘバ 兵糧ヲタケハヘルカ、銃砲ヲ彈藥ヲト、ノヘルガ
ゴトキコト、陰謀トハ内々相談スルコトテ、内亂ヲオコスノタクミテ二人以上ノモノガ
寄合ヒ相談スルコトデアアル、カクノゴトキハ一年以上十年以下ノ禁錮ノ刑ニ處スルノデ
アル。

問 豫備ト陰謀トハ何レガオモキヤ。

答 重イカルイハ何レデア、何トナレバ陰謀ハ前ニアツテ、ステニ内亂トイフコトガ
定マツテカラ、ソノ内亂ヲ實地ニナスノコトガラニオイテ協議スルノデアアルカラ、

コノ陰謀ガ重イヨウデアハアルガ、シカシ豫備タル兵糧ヤ彈丸ナドヲナクテハ兵チホ
ゴスコトモナラメカラ、コレモマタ輕イトハイハレヌ、殊ニ陰謀ハ豫備スルニツイ
テモ必要ナルコトガアルカラ、ニツナガラ同ジクシタモノデアアル

第七十九條 兵器、金穀ヲ資給シ又ハ其他ノ行爲ヲ以テ前二條ノ罪
ヲ幫助シタル者ハ七年以下ノ禁錮ニ處ス

〔字解〕 兵器(ヘイキ) 金穀(キンコク) 資給(シキユウ) 其他(タ) 行爲(コウイ) 幫助(ホウジュ)

コノ條ハ内亂ヲタスケルモノ、罪ヲ定メタノデアアル。
内亂ヲオコス目的ヲ暴動ヲスルモノニ對シテ、暴動ノタメニ用フベキ兵器ヤ、金穀ナド
ヲタテガヒ、又ハソノ他ノシラザテ、第七十七條、第七十八條ニアル罪ヲ手傳フモノハ
七年以下ノ禁錮ニ處スルノデアアル。

問 兵器ヤ金穀ハ自分ノ所有物デアアルカ。

答 ソレハ自分ノ所有ト、所有テナイモノトノ區別ハナイノデアアル。

問 然ラバ他人ノ物ヲメスミ、又ハ官ノ所有ナル金穀ヤ兵器ヲアヅカツテチルガ、コレ

ヲ出シテヤル場合ニハ、イカニスルノデアアルカ。

答 ソレハ本條ノ外ニソレダケノ罪ヲカサネルコトデアアルカラ、別ニ法律ノ明文ガアル

窃盜ナドニツイテハ、ソノ罪ト併合シテ刑ヲ定ムベキコトハ勿論ノコトトイハネバ

ナラヌ。

問 其他ノ行爲トハ何等ヲサスカ。

答 或ハ集會所ニアツベキトコロヲカシ、アルヒハ飯ヲタイテ手ツダフガゴトキノ類

デアアル。

第八十條 前二條ノ罪ヲ犯スト雖モ未タ暴動ニ至ラサル前自首シタル者ハ其刑ヲ免除ス

〔字解〕 自首(ジウシュ) 免除(メウジュ)

コノ條ハ自首免除ノコトヲ定メタノデアアル。

第七十八條ノ内亂ノ豫備陰謀ニトマル場合、第七十九條ノ内亂ノ幫助チナスモノニ限
ツテハ、ソノ罪ハ犯シテモマダ暴動ニイタラメ前ニ、官ニ自首シテ出タモノハソノ刑ヲ

免除スルノコトアル、何トナレバ未ダ暴動ニ至ラマ前デアレバ、ソノ害が少ナイノト、内
亂ノ如キ重大ノコトヲ未ダ發セマ前ニ知ルコトガテキルノテ、自首ノ效ヲ大ニシタモノ
デアアル。

問 コノ條ノ自首ハ總則ノ自首減輕トハチガフノデアアルカ。

答 總則ニアルトハチガフ、彼ハ減輕デアアルガコレハ特別ノ例外デアアル。

第三章 外患ニ關スル罪

コノ章ニハ外患ニカ、ル罪ニツイテ規定シタノデアアル。

外患ノ罪トハ、戰爭ノトキニオケルワガ日本國ノ軍事上ノ利益ヲ保護スルコトヲ目的
トシタノデアアル、ソノ詳細ハ各條ニツイテアカルガ、事が重大デアアルカラ、内亂罪
ニツイテ定メタモノデアアル。

第八十一條

外國ニ通謀シテ帝國ニ對シ戰端ヲ開カシメ又ハ敵國ニ
與シテ帝國ニ抗敵シタル者ハ死刑ニ處ス

〔字解〕 通謀ハカリゴト○戰端ハイカサ○敵國ハカタキ○與シハツニ○抗敵ハヒスル

コノ條ハ帝國ニ對シテ戰端ヲヒラカセタリ、帝國ニ敵對シタモノニツイテ定メタモノデ
アル。

コノ條ニツイテハ外國ニ通謀シテ帝國ニ對シテ戰端ヲ開カシメシモノト、敵國ニカミシ
テ帝國ニ抗敵シタモノトノ二ツニツイテ罪ガナリタツモノデアアル、前者ノ外國トイフハ
日本以外ニ土地人民ヲ有テ國ヲ立テ、ナルモノデアアル、コノ外國ト相通シテ秘密ニコト
ヲハカリ、戰爭ヲナスニイタラシメタルコト、スナハチソノタメニ外交ガヤブレテ戰爭
ニヨラネバ非曲直ヲワカツコトヲ得ザルニイタラシメタルコトデアアル、カクノゴト
キモノハ、死刑ニ處スベク、マタワガ國ニ對シテアダナシ、ワガ國チアヤブメントス
ル國ニ意ヲ合セテ、ワガ日本帝國ニ對シ敵對スルモノハ、コレモ同シク死刑ニ處スルノ
デアアル。

問 本條ノ如キハ、ソノ項ガソノ國ニアツテスルコトニ限ルノデアアルカ。

答 カナラズシモノノ國ニ行キテテナケレバナラメト限ツタコトデハナイ、ソノ人ハワ
ガ國ニアツテモ、外國ニ通シ又ハ與シタモノハコノ條ニヨルベキデアアル、デアアルカ
ラ必ズシモ兵ヲ交ヘテ戰爭セズトモコノ條ノ罪ハ成リ立ツコトデアアル。

第八十二條

要塞、陣營、軍隊、艦船其他軍用ニ供スル場所又ハ建造物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑ニ處ス
兵器、彈藥其他軍用ニ供スル物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

〔字解〕

要塞、陣營、軍隊、艦船、兵器、彈藥、供スル

○建造物 ○交付 ○兵器 ○彈藥 ○艦船 ○供スル

コノ條ハ前條ノ如ク直接ニスルモノデハナクテ、ヒソカニ敵兵ノタメニ便宜チアタルモノヲ罰スルモノデアアル。

コノ條ノ第一項ニカ、ゲタ、要塞、陣營、軍隊、艦船ハモトヨリ戦時ノ必要品デアアル。コノ必要品ハモトヨリ、ソノ他軍用ニソナヘル場所ヲ建物ヲ敵國ニワタセバ、敵國ガソノ利ヲ得ルコトハ莫大ナモノデアアル、コノ便利トナルベキモノヲワタストイフハ、本國ニソムイタ所謂賣國奴トイフモノデアアル、カクノゴトキモノハ死刑ニ處スルコトデアアル
第二項ノ兵器、彈藥ソノ他軍用トスベキモノヲ敵國ニワタシタモノハ、死刑力又ハ無期

懲役ニ處スルトイフノデアアル。

問 第一項ニ交付トアルハ、戦争中ニスルノデアアルカ、又ハ戦争前ニスルノデアアルカ。

答 戦争前ト戦争後トノ區別ハナイコトデアアル。

問 其他ノ軍用ニ供スルモノトハ、イカナルモノデアアルカ。

答 地圖ノ如キモ又ハ戦争ニオケル計畫ノカイタモノモミナコレデアアル、ソノ他ニハモノ類ハタクサンニアラワ。

問 第一項ト第二項ト輕重ノチガフトコロガアルカ。

答 場合ニヨリテハチガヒノナイコトモアル、ソコテ同シク死刑又ハ無期懲役トシタノデアアル。

問 若シ本條ノ行爲ヲ軍人がオカストキハイカニスルカ。

答 ソレハ陸海軍ノ特別法ニヨツテ罰セラル、モノデアアル。

第八十三條

敵國ヲ利スル爲メ要塞、陣營、艦船、兵器、彈藥、汽車、電車、鐵道、電線其他軍用ニ供スル場所又ハ物ヲ損壞シ若ク

ハ使用スルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

〔字解〕

利スルコトヲスル ○損壞コトナシ ○使用スル能ハサルツカフコト

コノ條モ前條ト略ホ似テ、敵國ノタメニナルヨウニシヨウトテ、要塞陣營、艦船、兵營、兵器、彈藥、汽船、電車、鐵道、電線、ソノ外軍用ニソナヘル場所又ハソノ物ヲヤブリコハシ、モシクハ使用スルコトガデキヌヨウニナルニ至ラセタモノハ、死刑ニ處スルカ又ハ無期懲役ニ處スルトイフノデアアル。

間ソノ他ノ物トハイカナルヲ指スカ。

答 一 擧ゲルコトハデキヌガ、タトヘバ風船ノゴトキ、海軍望樓ノゴトキ、スベテ

ワガ軍ニコレアラバ敵兵ヲセギ、又ハコレヲセムルニ便利ナモノデアツテ、モシ

コレガ使用モデキズ、又ハコレヲサレテソノ物がナクナツタトキハ、敵國ニハ利益ガ

アツテソノ國ニハ不利ナルモノ、コトデアアル。

第八十四條 帝國ノ軍用ニ供セザル兵器、彈藥其他直接ニ戰鬪ノ用

ニ供ス可キ物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

〔字解〕

直接ニ ○戰鬪

コノ條モ敵國ヲ利スルタメニスルモノヲ罰スル定デアアル。

本條ノ帝國ノ軍用ニ供セザル兵器、彈藥トイフハ、一人ノ私有物デアツテ、戦時ニ敵

國ニ賣リ出スコトヲ禁セラレタモノ、コトデアアル、コレ等ノモノハ、ワガ國ニアツテハ

軍用ニ供セラル、モノデナクテモ、敵國ニトツテハコレヲ使ツテ利益トナル品トシテ見

レバ、我國ニ對シテハ不忠ノイタシカタデアアル、又直接ニ敵國ニ戰鬪ノ用ニ供スベキモ

ノ、例ヘハ車馬ナドノゴトキモノヲワタスハ、無論敵國ノ利ヲナスモノデアアルカラ、ト

モニ無期ノ懲役又ハ三年以上ノ懲役ニ處スルトイフノデアアル、

第八十五條 敵國ノ爲メニ間諜ヲ爲シ又ハ敵國ノ間諜ヲ幫助シタル

者、死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス
軍事上ノ機密ヲ敵國ニ漏泄シタル者亦同シ

〔字解〕 間諜マウシ ○幫助マウシ ○機密シヨ ○漏泄モラ

コノ條ハ敵國ヲ利スルタメニ、俗ニイフイメトナルモノヲ罰スル規定デアアル。

第一項ノ間諜トイフハ、オモテムキノ戰鬪者デハナクテ、アルヒハ商賣人ニスガ

タチカヘルカ、人足ノ風体ナスルカシテ、チヨツト見タトコロガ誰モ見ソケヌヨウニシ

テキテ、敵ノヨウスチサクルモノ、コトデアアル、スナハチ己レガ間諜者トナルカ、マ

タハ他ノ間諜者タルモノチタスケテ、間諜ヲ容易サセルモノハ、ソノ情狀ニヨツテ死刑

ニ處スルカ、又ハ無期モシクハ五年以上ノ懲役ニ處スルトイフコトヲ定メタノデアアル。

第二項ノ軍事上ノ機密ニカ、ルコトヲ敵國ニモラシタモノハ、無論敵國ヲ利スルモノデ

アルカラ。コレモ第一項ト同ジ罪ニ問フトイフノデアアル。

問 間諜ナスルモノトハ、日本人ニ限ルコトデアアルカ。

答 日本人ト限ツタモノデハナイ、タトヘバ日露ノ戰爭ノトキトスルカ、清國人ガソ

ガ國ノ軍隊ノヨウスチ露國ニ知ラセントイフ目的デ、商賣人ノスガタチシテワガ

軍事上ノヨウスチ見テ、コレヲ露國ニシラセルガゴトキコトチ發見シタトキハ、コ

ノ法律ヲ罰スルノデアアル。

問 軍事上ノ機密トハイカナルコトカ。

答 タトヘバ兵器ノ構造、兵ノ多イ少イ、作戰計畫ナドノ、秘密ニシテナルコトナイ

フノデアアル。

問 ソレハ書面ヲ知ラスノデアアルカ。

答 書面デモ口サキテモ、タダモラストイフコトダケガ眼目デアアル。

第八十六條 前五條ニ記載シタル以外ノ方法ヲ以テ敵國ニ軍事上利

益ヲ與ヘ又ハ帝國ノ軍事上ノ利益ヲ害シタル者ハ二年以上ノ有期

懲役ニ處ス

戦争ノ利益ニ害ヲアタヘタルガゴトキ、兵糧ヲハコブ船ガ、ワザト日時ヲ猶豫シテ軍隊ニ不利益ヲアタヘタルガゴトキモノデアロ。

第八十七條 前六條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

スベテ未遂罪ニ罰スベキモノト、罰スベカラザル場合トアルコトハ總論ニオイテステニ述ベタコトデアアルガ、コノ條ハソノコトガラガ、容易ナラヌコトデアツテ、國家ニ害ヲオヨボスコトノ大ナルモノデアアルカラ、未遂罪トテ罰スルト定メモノデアアル。

第八十八條 第八十一條乃至第八十六條ニ記載シタル罪ノ豫備又ハ

陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 豫備ウイヨ ○陰謀ヒソカニ

コノ條ハヨク前條ト似タモノデアアル、ソノコトガラガ重大デアアルカラ、コレヲ罰スルトイフマデ、別ニ説明ニモオヨバヌコトデアアル。

第八十九條 本章ノ規定ハ戰時同盟國ニ對スル行爲ニ亦之ヲ適用ス

〔字解〕 戰時同盟國ニ對スル行爲ニ亦之ヲ適用ス

コノ條ニイフ戰時同盟國ハ、戰時ニオイテハワガ國ト同一ノ利害ノ關係ガアツテスベテノ影響ヲオヨボスコトガ同シカラデアアル、スナハチ同盟國ノ利害ハワガ日本帝國ノ利害デアツテ、直接ニワガ國ニ害ヲカフモルト同シコトデアアル、ソコデコノ條ヲ設ケテ同盟國ニ對スル行爲モ、コノ第三章ノ規定ヲモツテ罰スルトシタモノデアアル。

第四章 國交ニ關スル罪

コノ章ハ、ワガ國ニ現ニ滞在スルトコロノ外國ノ主權者スナハチ君主、大統領、又ハ大使、公使ソノ他特別ノ使節ニ對スル暴行ヤ、脅迫ヤ、又ハ侮辱ナドニツイテノ罪及ビ外國ニ對スル禮義ヲウシナツタ罪ヲ規定シタノデアアル。

第九十條 帝國ニ滞在スル外國ノ君主又ハ大統領ニ對シ暴行又ハ脅

迫ヲ加ヘタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス
帝國ニ滞在スル外國ノ君主又ハ大統領ニ對シ侮辱ヲ加ヘタル者ハ

三年以下ノ懲役ニ處ス但シ外國政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス

〔字解〕 滞在トウリユ ○君主シヤン ○大統領ニキヨウワセイヂン ○暴行オオコナヒ ○脅迫オホセ

○侮辱アナドリハ ○請求セトメ

コノ條ハ外國ノ君主又ハ大統領ガ日本ニ來テ滞在スル人ニ對シテ爲シタル行爲ニツイテ罰スベキコトヲ規定シタモノデアアル。

第一項ハ、ソガ帝國ニ滞在スルトコロノ外國ノ君主又ハ大統領ニ對ツテ暴行ヲ加ヘテソノ身體ヲソコナヒ又ハ傷害ヲ加ヘントオビヤカシタモノハ、一年以上十年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

第二項ハ前項ト同ジコトデアアルガ、タゞソノ行爲ガ侮辱ヲ加ヘタマデアツタトキハ三年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル、侮辱トイフハ言葉又ハスガタチ以テ、ソシツタリ、アザケツタリ、ワラツタリスルコトチイフノデアアル。

尤モコノ第二項ハ外國ノ政府カラ、斯々ノ侮辱ヲナシタカラ罰シテクレトイフ請求ガアツテカラハジメテ罪ヲ論ズルモノデアアル。

問 何が故ニコトサラニコノ條ヲ設ケシモノデアアル。

答 外國ノ君主又ハ大統領トイヘバ、ソガ國ニオイテ賞賚スナハチ、コノ上ハナイハ切

ナ御客デアアルカラノコトデアアル。

問 暴行脅迫オヨビ侮辱トモニ、ソレソレノ罰ガアルニ、コ、ニ別ニ設ケタルラケ

ハ如何。

答 賞賚チウヤマフタメニ、通常ノ罪ニハ間ハズシテ別ニ定メタノデアアル。

問 第二項ハ外國カラ告訴スルトイフノデアアルカ。

答 告訴トイフノデハナイ、タゞ請求ガアレバコレヲ罰スルノデアアル。

問 暴行ト脅迫トノ異ナルトコロハ如何。

答 暴行トハ腕力ヲフルフコト、脅迫トハ言葉ヤ、ヨウスデオオカストイフノデ、ソノ方法ガチガフコトデアアル。

第九十一條

帝國ニ派遣セラレタル使節ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘ

クル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

帝國ニ派遣セラレタル使節ニ對シ侮辱ヲ加ヘタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但被害者ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス

【字解】 派遣クワカクニハオ○使節ツツカハリトシテハソノカヒ○被害者ガイナウ

コノ條ハ外國ノ使節ニツイテノ罰ヲ定メタモノデアアル。

外國ノ使節トイフハ、大使、公使、ナドナイフコトデ、コレ等ハソノ國ノ主權者即チ

皇帝トカ、王トカ、大統領トカチ代表シテワガ國ニ來テナルモノデアアルカラ、コレニ

ハ相當ノ敬意ヲツクサネバナラヌ、ソコデ本條ノ如クニ罰スルノデ、他ハ前條ト大ナル

チガヒハナイコトデアアル。

第二項ガ、前條ニハ本國トアリ、コノ條ニハ被害者ノ請求トアルハ、前者ハ主權者ソノ

人デアツテ後者ハソノ代表者デアアルカラ、同ジトハイハレヌ、コトニ誹毀罪ノゴトキハ

ソノ人ノ一身ニトマルコトデ、使節タルニ對シテトハチガフカラ、カクノ如クニ定メ

タモノデアアル。

第九十二條 外國ニ對シ侮辱ヲ加フル目的ヲ以テ其國ノ國旗其他ノ

國章ヲ損壞、除去又ハ汚穢シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓

以下ノ罰金ニ處ス但外國政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス

【字解】 侮辱ハナドリ○國旗ルシクニハタ○國章シクニ○損壞ヤブル○除去サル

○汚穢スガ

コノ條ニハ、ソノ國トイフ團體ニ對シテ侮辱ヲ加ヘタモノヲ罰スルニツイテノ罪ヲ規定

シタモノデアアル。

外國ヲ侮リハヅカシムルトイフノガ目的デアツテ、ソノ國ノ國旗トカ、ソノ國ノシルシ

トカチヤアツタリ、又ハ立テ、アツタモノヲ取りノケタリ、モシクハソレヲヨシタリシ

タモノガアリトキニハ、二年以下ノ懲役ニ處スルカ、又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處スルノ

デアアル、モットモコノ罪ハソノ國ノ政府カラ請求セラレタ上デハジメテソノ罪ヲ論ズ

ルコトデアアル。

問 國旗ト國章トハ、ドコガチガフカ。

答 國旗ト、ソノ國ノ全體チアラハス旗シルシデアツテ、ワガ國デイハ、日ノ丸ノ旗チ

第二編 罪

一二五

イフノデアアル、マタ國章トイフノハソノ國ノアルモノ、シルシデアツテ、タトヘハ陸軍ノシルシトカ、軍艦ノシルシトカ、若シクハ軍隊ノシルシトカナイフノデアアル。

第九十三條 外國ニ對シ私ニ戰鬪ヲ爲ス目的ヲ以テ其豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ三月以上五年以下ノ禁錮ニ處ス但自首シタル者ハ其刑ヲ免除ス

〔字解〕

私ニサトヨシテ豫備ヲソノ陰謀ヒソカニ

コノ條ハ、アル外國ヲ相手トシテ、勝手ニ戰鬪チスル目的テ、ソノ用意チスルカ、又ハ陰謀チクハダテタモノハ、三月以上五年以下ノ禁錮ニ處スルトイフノデアアル、モツトモソノ未ダ着手セヌ前ニ、自首シテ出タモノハ、ソノ刑ヲ免除セラル、定メデアアル、何トナレバ豫備又ハ陰謀チ自首スルハ、ソノ危害ガマダ生ゼヌトキデアアルカラ、フセグニ容易ナタメデアアル。

問 私ニ戰鬪チナス目的トハイカナルコトチイフカ。

答 私ニトシテアツテモ、一人ニテトイフノデアハナイ、言チカヘテイハ、日本人ガ多

數一ツニナツテ政府ノ許可又ハ天皇ノ命令ナクテスルコトチイフノデアアル、スベテ戰鬪ハ天皇ノ宣戰ニヨルコトデアアルカラ、カクイヒシモノデアアル。

問 外國ニ對シテハソノ國ヲ相手トスルノデアアルカ。

答 外國ノ沿岸チサソガセタリ、アル村チサソガセタリシテ、ソノ財物チカスメトルガゴトキナイツタノデアアル、カクノゴトキハ、ソノ目的ガ外國ニ對シテ戰鬪スルノ意デアアルカラデアアル。

第九十四條 外國交戰ノ際局外中立ニ關スル命令ニ違背シタル者ハ

三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

〔字解〕

交戰マシカヘル局外中立ニ違背チカヒ

コノ條ハ外國ノ間ニ戰鬪チ關キシトキニ、日本ニオイトテ局外中立チ布告セラレタ場合ニ、ソノ命令ニチカツタモノチ罰スルモノデアアル。アル國ト國トノ間ニ戰鬪チ關ケタトキニ、ソノ國ニオイトテ局外中立チ命令セララル、コトガアル、ソノ場合ニハ日本國民ハヨクコレチ守ラネバラヌコトデアアルガ、モシコレニ

違フト國際公法ニシムクカラ、他ノ國ガエルサメコトデアアル、ソコテソノ命令ニシム
キシモノガアルトキハ、三年以下ノ禁錮ニ處スルカ、又ハ千圓以下ノ罰金ニ處スルノデ
アル。

問 局外中立トハイカナルコトナイフカ。

答 外國ガ戰爭ヲシテナル間ハ、ソノイヅレノ國ニ對シテモタスケハセヌトイフノが局
外中立トイフノデアアル。

問 局外中立ハカナフズ命令セラレ、モノデアアルカ。

答 勿論デアアル。モシ命令ガナカツタナラバ、コノ條ノ罪ハ成リ立タヌコトデアアル。

第五章

公務ノ執行ヲ妨害スル罪

コノ章ニハ公務員ガ、公務ヲ執行セントスル場合ニオイテ、ソノサマダゲチナスモノニ
ツイテノ罰ヲ定メタモノデアアル。

第九十五條

公務員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅
迫ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲罰又ハ禁錮ニ處ス

公務員ヲシテ或處分ヲ爲サシメ若クハ爲ササラシムル爲メ又ハ其
職ヲ辭セシムル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者亦同シ。

〔字解〕 職務メヤク ○暴行シカタク ○脅迫シセマカ ○或處分アルトリ ○職ヲ辭セシ
ムトハラセル ○亦同シマヘンツミトオ

コノ條ハ公務員ガ職務ヲ執行スル保護ノ法ヲ定メタモノデアアル。

コノ第一項ハ、公務員スナハチ官吏公吏ガ、ソノ職務タル法律規則又ハ行政命令ヲ執行
セントスルニアタツテ、ソノ公務員ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘテ、ソノ執行ノサマダ
ゲチシタモノハ、三年以下ノ懲役カ、又ハ禁錮ニ處スルノデアアル。

第二項ハ、公務員ヲシテ或處分スナハチ公務員トシテナスベカラザルコトヲサセ、又
ハソノ職務トシテ爲スベカラザル處分ヲサセンガタメニ、暴行ヲナシ、又ハ脅迫ヲ加
ヘタルモノ、オヨビ公務員ヲシテソノ職務ヲコトハラセンガタメニ暴行脅迫ヲナセシメ
ノモ、第一項ト同シキ罰ニ處スルトイフノデアアル。
問 公務員ノ職務ノ執行トハ、イカナル例デアアルカ。

第二編 罪

一三〇

答 法律規則ヲ執行スルモノハ、シユエンサケン 巡查官憲兵ガ刑事訴訟法第五十八條ニヨツテ、ダシコウハン 現行犯
人ヲトラヘントセシガ如キ、又ハヨシケンハン 預審判事ガ家宅搜索ヲナサントスルガ如キノ類デ
アル。

行政命令ヲ執行スルモノハ、シユウセイケンリ 收税官吏ガ收税意納ニツイテ處分ヲ執行スルガゴト
キコトナイブノ類デアアル。

問 暴行トハ如何。

答 前ニモアツタヨウニ、タトヘバ腕力ヲモツテ手ムカヒチシテ、ソノイフガマ、ニ

セヌコトデアアルカラ、ソノ程度ハ重大テナクテハナラヌ、タトヘバ現行犯デア

ツテ巡査ヲ捕ラヘントスルニ、アバレマハツテ細モカケサセズ、コトニヨレバニダ

ハシラントスルガゴトキホドノ暴行テナクテハナラヌ。

問 脅迫トハ如何。

答 コレモ前ニモ示シタヨウニ、タトヘバ脅迫更ガ財産ノ差押ヲナサントスルニ、オ

ノシ若シワガ財産ヲサシ押ヘテ見口、手足ガウゴカヌヨウニシテヤルゾト、棒チカ

マヘルガゴトキノ類デアアル。

問 或處分トハイカナルコトカ。

答 公務員ノ職務上ニナスベカラザルコトデアアル、タトヘバ前ノ例ニヨツテ職達更ガ

財産ヲ差押ヘル場合ニ、アルモノニハ差押ノ處分ヲサセヌヨウニスルモコレデアアル

第九十六條

公務員ノ施シタル封印又ハ差押ノ標示ヲ損壞シ又ハ其

他ノ方法ヲ以テ封印又ハ標示ヲ無効タラシメタル者ハ二年以下ノ

懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

〔字解〕 封印フウイン ○差押サシオサ ○標示サイシ ○損壞ソンカイ ○無効ムコウ

ウニナル

コノ條ハ封印チヤアツタリナドシタモノニツイテノ罰ヲ定メタノデアアル。

本條ノ公務員ノ施シタル封印トイフノニハ法律ノ處分ニカ、ルモノト、行政ノ處分ニカカ

ルモノトノ二ツガアル、法律ノ處分ニカ、ルモノトハ、執達更ガ財産ノ差押チナセシガ

ゴトキモノ、行政處分トハ稅務官吏ガ酒造稅法ノ違犯ノタメニ酒造ノ倉庫ヤ酒器ニ封

印セシガゴトキチイフ、スベテカクノ如キ封印チヤアツタリ、差押ノ標示トシテ貼ソタ

第二編 罪

一三一

札ヲアツタリ、マタハソノ他ノ方法テ封印ヤソノ標示ノ札ガ、效力ノナイヨウニナラセタモノハ、二年以下ノ懲役ニスルカ、三百圓以下ノ罰金ニ處スルトイフノデアアル。

問 損壞スルトハ、ヤブルコトバカリデアアルカ。

答 ヤアツテステタモノデアアル、タトヘソノ中ニアル品モノガソノマ、ニアツテモ封印ヲアツタ以上ハコノ罪ニ問フノデアアル。

問 其他ノ方法ヲ以テ無効タラシムルトハイカナナルコトチイフカ。

答 タトヘバ倉庫ニ封印シテ出入チスルコトノナラヌヨウニシテアルノチ、別ノ窓ナドカラ出入シタモノハ、出入チトメテ效力チ無効ニナラセタモノトイフノデアアル

問 公務所ガ發スル文書ノ封印ヤアツタノモコレニアタルカ。

答 公務所カラ公務所ニ發スル文書ノ封印ナドハ、コノ條ニイフ封印トハチガフコトデアアル。

第六章 逃走ノ罪

逃走トイフハ、コノ章ニシテモ、コトデア、スベテ拘禁ヒラル、モノガ逃走シタモノ

デアアル、スナハチ囚人タルト、囚人タラズトモ法律ニヨツテ拘禁セラレタモノハミナコノ章テ罰スベキデアアル。

第九十七條 既決、未決ノ囚人逃走シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 既決カクテニサイズン ○未決マダサイズンガカカ ○囚人トラハ ○逃走ニシラハ

コノ條ハ 囚人が逃走シタモノヲ罰スルコトヲ定メタノデアアル。

既決ノ囚人デモ未決ノ囚人デモ、ステニ法律ニヨツテ囚人トナツタモノガ、逃走シタトキハ一年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

第九十八條 既決、未決ノ囚人又ハ拘引狀ノ執行ヲ受ケタル者拘禁場又ハ機具ヲ損壞シ若クハ暴行、脅迫ヲ爲シ又ハ二人以上通謀シテ逃走シタルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 拘引狀ヒキトラヘルコトヲイ ○拘禁場オクバシメ ○機具イマシメ ○通謀マウシア

コノ條ニハ逃走スルシカタチアゲテ、ソノ罰ヲ明ラカニシタモノデアアル。
 既ニ裁判ノ確定シタ囚人、マダ確定セズニアル囚人マタハ裁判所カラ拘引狀ヲ發セラ
 レテ引キツケテラレタモノガ、囚人チトラヘテイマシメオク場所、又ハイマシメノタメニ
 ツカフ手錠ヤ捕繩、ソノ室ノ戸ノ錠、前ナドチ損ジヤアツテ逃走スルカ、モシクハ看守
 スルモノニ暴行ヲ加ヘタリ、脅迫シタリシテ逃走シタリ、又ハ二人以上ガ申シ合セテ
 逃走シタモノハ、三月以上五年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

第九十九條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ奪取シタル者ハ三月以
 上五年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 奪取トハ

コノ條ハ囚人チ奪ヒ取ツタモノニツイテノ罰ヲ定メタノデアアル。
 法律命令ニヨツテ拘禁セラレタ囚人チウバヒ取ルモノ、タトヘバソノ囚人ノ頼ミガア
 ツタノカ、又ハソノ囚人チ獄舎ヨリ出シテ苦痛チノガレサセヨウトイフタメニ、看守者
 ノスキチネラウカ、又ハ看守者チオビヤカシタリ、暴行ヲ加ヘタリシテ奪ヒ取ツタモ

ノテ、逃走ヨリハ罪ガオモイカラ、三月以上五年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

問 コノ條ハ第九十五條トハチガフカ。

答 第九十五條ハ執行スルニツイテ妨ゲタモノデアアルガ、コノ條ハスデニ執行シテアル
 モノチ奪ヒ取ルカラ、ソノ罪モヨホド重イコトデアアル。

第一百條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者 逃走セシムル目的ヲ以テ器
 具ヲ給與シ其他逃走ヲ容易ナラシム可キ行爲ヲ爲シタル者ハ三年
 以下ノ懲役ニ處ス
 前項ノ目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ三月以上五年以下
 ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 器具トハ ○給與トハ ○容易ナラシムトハ

コノ條ハ逃走チタスケル罪ニツイテ定メタモノデアアル。
 第一項ハ囚人ノ逃走チタスケル罪デアアル、スナハチ囚人チニ給與セル目的チ、梯子
 カケテヤルトカ、合鍵チアタヘルトカシテ、逃走スルコトチ容易ナラシメ、又ハ逃走ノ

ホウハウシヤ 方法ヲ示シタモノハ、三年以下ノ懲役ニ處スルノデアル。

第二項ハ囚人が逃走ヲクハダテタノニ乗シテ、コレヲタスケンガタメ、ソノ逃走ヲフセ

ル。ア者ニ暴行ヤ脅迫ヲ加ヘテ逃走サセタモノハ、三月以上五年以下ノ懲役ニ處スルノデア

ル。問 コノ條ノ罪ハ逃走シタノト、逃走スルコトガテキナニツタモノテソノ罰ハチガフカ

答 罪ノ輕イト重イトノ別ハアルガ、罪ヲ問ハレヌトイフコトハナイ。

問 前項ニハタゞ三年以下トアリ、後項ニハ三月以上トアルハ何故デアアルカ。

答 前項ニハ一月以上トイフコトハ書イテナクテモ知レタコトデアアル、後項ハ輕クテモ

三月ヨリ少クスルコトハナラヌトイフコトヲ示シタモノデアアル。

第三百一條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘

禁者ヲ逃走セシメタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

【字解】 護送 ○被拘禁者

コノ條ハ看守又ハ護送スルモノガ逃走サセタトキニ罰スル罪デアアル。

法律命令ニヨツテトラヘラレタ罪人、マタハ罪人テナグテモ、ステニ法令ニヨツテ拘禁

セラレタモノナ、看守スル役目ノ人、又ハ甲ノ地ヨリ乙ノ地ニ番ニツイテ送リトケル

役目ノ人が、ソノトラヘタモノナニガシタトキハ、一年以上十年以下ノ懲役ニ處スルノ

デアアル。

問 看守ヤ護送スルモノハ、一時ノオコタリノタメニスルト、ソザトスルト、イツレモ

罰セラル、コトデアアルカ。

答 モトヨリノコトデアアル、ソレ故ニ一年以上十年以下トシテ輕イト重イトノ間が多ク

シテアルノデアアル。

問 護送中ニ奪取セラレタトキ、暴行ヲ加ヘラレ、己ムチ得ザル場合ニテモ、同ジク

ノ罪ヲ問ハル、ノデアアルカ。

答 別ニソノ區別ガ法文ノ上ニナイ以上ハ、タトヒ暴行ヲ加ヘラレテモソノ罪ハ問ハル

ルベキモノデアハナイ。

第三百二條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

コノ章ニアル罪ニオケル未遂罪ハスベテコレヲ罰スルトイフノデアル、ツマリ逃走ニオモキチオイテ刑ヲオモクシ且ツ未遂罪マデモ罰スルコト、シタモノデアル、コレハ逃走ノ多イノチフセケノ一ツデアル。

第七章

犯人藏匿及ヒ證據湮滅ノ罪

コノ章ニハ、犯罪人チカクマツタリ、犯罪トナルベキ證據ヲアトカタモナクシタリスルモノヲ罰スル罪ヲ規定シタモノデアル。

第三百三條

罰金以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シタル者又ハ拘禁中逃走シタル者ヲ藏匿シ又ハ隠避セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

〔字解〕

藏匿 かくかくシ ○隠避 かくれよ

コノ條ハ犯罪人チカクマツタリ、カクレサセタリ、又ハ逃走シタモノト知ツテ、コレヲカクマツタリ、カクレサセタリシタモノヲ罰スルト規定メタモノデアル。

罰金刑ヨリ上ニアタル罪 犯シタモノカ、又ハトラヘラレタモノガ逃ゲバシタモノデア

アルコトチ知りナガラ、ソノタノミニヨツテコレチカクマヒ又ハソノスガタチカクシ、捕ヘラレ見出サレヌヨウニシタモノハ、二年以下ノ懲役ニ處スルカ、又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處スルトイフノデア

問 罰金以上ノ刑トイフトキハ、罰金刑ノモノハ罰セラレヌノデア

答 勿論ノコトデア

問 隠避ノ例ハイカン。

答 タトヘバ、ソノカクレ場所チ人ニカリテヤツタリ、ソノ衣食チアテガツテヤツタリシテ、ソノ罪人ノ便利チハカツテヤルモノデア

問 逃走ノ因トハイカナルモノチサスカ。

答 法令ニヨツテ拘禁セラレタモノガ逃走シタノデア

第四百四條

他人ノ刑事被告事件ニ關スル證據ヲ湮滅シ又ハ偽造、變造シ若クハ偽造、變造ノ證據ヲ使用シタル者ハ二年以下ノ懲役又

ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

〔字解〕

刑事被告事件ケイニニアタルコトデコクツ ○ 證憑シヨウコトナル ○ 酒性滅アトカメンナイ

○ 偽造イツツクル ○ 變造ソノカタナモンクナド ○ 使用ツカ

コノ條ハ、證憑シヨウヒヤウ チナクナラセタリ、又ハ偽造イツツク シタリ、變造ヘンゾウ シタリ、酒造サウゾウ、變造ヘンゾウ ト知ツテツカツタモノヲ罰スルタメニ定メタモノデアアル。

他人ヒトクシケンガ刑事ノ被告事件ヒトクシケンニツイテ、ソノ刑トリスラノガレサセ、又ハ輕クナラセタイトイフタメニ、ソノ罪トナルベキコトヲ取調トリシラブルニ必要デアアル證據シヨウマツタヲ全クナクナラセタリ、又ハソノ證據シヨウノ性質セイシツチカヘサセヨウトシテ、被告ノ利益ヒコクノタメニ證據シヨウヲ偽造イツツクシタリ變造ヘンゾウシタリマタハ他人ヒトクシケンガツクツタ偽造イツツク證據シヨウヲツカツテ被告ヒコクニ人ノ利益ヒコクニヲハカツタモノハ二年以下ノ懲役チョウギカ又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處スルノデアアル。
コノ條ノ主意シユイハ他人ノ罪ツミヲ無罪ムゼイニスルカ、又ハ輕減ケイゲンセントハカルタメニシタモノニ限ルコトデアアル。

第二百五條

本章ノ罪ハ犯人ハンニン又ハ逃走者トウソウシヤノ親族シンゾクニシテ犯人ハンニン又ハ逃走者トウソウシヤ

ノ利益オカノ爲メニ犯シタルトキハ之コレヲ罰セス

コノ條ハ、親族シンゾクニツイテノ規定デアアル。

第百三條及ビ第百四條ニ定メタ罪ツミハ、罪ヲ犯シタモノ、スナハ千罰金以上ノ刑ニアタルモノ、又ハ刑事被告ケイジヒコクニ人、モシクハ逃走者トウソウシヤノ親族シンゾクガ、コノ罪ヲ犯シテカクマツタリ、カクサセタリ、證據シヨウヲナクシタリナドシタトキハ、コレヲ罰セヌコトデアアル、何トナレバ親族シンゾクハ五イガヒニソノ罪マデモカクシアフベキガ人情ニンシヨウデアアルカラ、タメニ罪ツミニ觸ル、トモ道義ミチギニソムイタモノトハイハレヌコトデアアルカラ、カクノゴトク定メタノデアアル。

問 親族トイフコトニ限度ハナキカ。

答 親族トイフハ父母フボ、祖父母ソフボ、兄弟ケイウテイ、姉妹シマイ、子シマ、孫マゴナドノモツトモ親シキモノ、コトデ、俗ソクニイフ親類シンレイトテ、チヂチヒ、イトコナドマデモ、コノ中ニアルノデハナイ。

第八章

騷擾ノ罪

コノ章ニハ多クノ人ガアツマツテ暴動ボウドウチオコシ、世間セケンチサワガシミタルコトノ罪ヲ定メ

タモノデアアル、ソノ委シイコトハ各條テロカルカラ、コ、ニケドクハ説ヌノデアアル。

第六百六條

多衆聚合シテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ騷擾ノ罪ト爲

シ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 首魁ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ卒先シテ勢ヲ助ケタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 三 附和隨行シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

〔字解〕

多衆聚合 オホクアツクニヒト ○暴行 シテアラキ ○脅迫 オオドシ ○騷擾 ミカシ

ウニント ○指揮 ツツシ ○卒先 ササキニ ○勢ヲ助ケ ツツケル ○附和隨行 ナカマニナル

コノ條ハ多クノ人が集ツテ騷擾 テナセシ罰ヲ定メタモノデアアル。

多人數が寄リアツマツテ、暴行チハタライタリ、又ハオビヤカシオドカスヨウナコトナシタモノハ、コレヲ騷擾ノ罪トスルノデアアル、ソノサワガストイフハ、相手方ハ政府

デアラウガ、各府縣廳、郡區役所、裁判所、警察署ナドデアラウガ、又ハ一市一村ガ、他ノ一市一村ニ對スルトキデアラウガ、多ク集ツテ押寄せ、サワギタテルノ騷擾トイフノデアアル、ソノ罪ハ次ノ三項ニソケテ問フコトデアアル。

第一項ハ、ソノ發頭人タルモノハ、一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處スルノデアアル。

第二項ハ、他人チサシヅシタリ、他人ニ先ニタツテ加勢シタモノハ、六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處スルノデアアル。

第三項ハ、ソノ事カラノ是非モ目的モワカラズニ、タダコレチオモシロゴト、シテ仲間ニナツテ暴動チシタモノハ、五十圓以下ノ罰金ニ暴スルノデアアル。

問 彼ノ東京市民が日露談判ノ結果ニツイテ日比谷公園テソウドウシタヨウナノガコノ條ニアタルノデアアルカ。

答 然リ。問 多衆聚合トアルガ五人十人デモ騷動シタモノハコレニアタルカ。答 少數ノ人デハ官廳ニ押ヨセタリナドスルコトハデキヌカラ、何十人何百人トモク

ノ人ノ集ツタコトナイアノデアアル。

問 暴行脅迫ニツイテノ一例ヲ聞キタシ。

答 縣廳ニオシカケテ郡役所ノ移轉地ヲ争ソウタリ、水ヲ争ツテ隣村ニオシカケタリ

彼ノ足尾銅出ノ事件ナドイヅレモコレデアアル。

問 村ノ氏神ノマツリニ、若イモノガ一ツニナツテ、カネテニランダ富豪ノ家ニオシカ

ケタリスルガ如キモコノ條ニヨルカ。

答 一時ノ興ニ乗ジテ爲セシモノハ本條ノ間フトコロデハナケレド、カネテシメシ合

セテ門ヲ打チヤブリ金品ヲネダルガ如キハ、コノ條ニテ間フノデアアル。

第七條

暴行又ハ脅迫ヲ爲ス爲メ多衆聚合シ當該公務員ヨリ解散

ノ命令ヲ受クルコト三回以上ニ及フモ仍ホ解散セサルトキハ首魁

ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ五十圓以下ノ罰金ニ

處ス

〔字解〕

當該 ○解散ラガレテ ○三回 ○仍ホ

コノ條ハ解散ヲ命セラレテモ聞カヌモノヲ罰スル規定デアアル。

暴行 脅迫ヲスルタメニ、多人數ガヨリアツマツテ、マダ暴行ヲ脅迫ヲセヌ前ニ、警

察官ヤ、ソノ他ノ公務員スナハチ知事、區長ナドガ説キサトシテ、多人數ノ寄合ヲ解キ

バラシ、ニナレト命令シテ三々以上ニナツテモ、ソレデモマダ解散セヌトキハ、公務

員ノ鎖撫ヲ承知セヌモノデアアルカラ、ソノ首魁タルホツトウニシテ、三年以下ノ懲役ヲ

又ハ禁錮ニ處シ、ソノ外ノモノハ五十圓ヨリ多カラザル罰金ニ處スルノデアアル。

第九章

放火及ヒ失火ノ罪

コノ章ニハ放火トテ、ツケ火シタモノ、失火トテアヤマツテ火ヲ出シタモノヲ罰スル罪

ヲ定メタモノデアアル。

第八條

火ヲ放ツテ現ニ二人ノ住居ニ使用シ又ハ一人ノ現在スル建造

物、汽車、電車、艦船若クハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ死刑又ハ無期

若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 火ヲ放ツ ○現ニ ○現在ニ ○建造物 ○艦船

○鑛坑コウカウ放火ホウカニカ、ル罰ヲ定メタモノデアアル。

コトサラニ火ヲツケテ、現ニ人ガスマキニツカヒ、又ハ人がイマテルトコロノ建物ヤ、

漁車ヤ、電車ヤ、軍艦、商船、ソノ他ノ船、石炭坑ナドノ鑛物ヲホリダスト
ヨロチヤイタモノハ、死刑方又ハ無期懲役モシクハ五年以上ノ懲役ニ處スルノデアアル。

燒燬トイフハ火力ニヨツテソノ目的トスルモノ、一部ヲナクシテ、ソノ物ガツカハレヌ
ヨウニナツタモノチイフノテ丸デ、ヤケネバナラヌトイフワケデハナイ、シタガツテ既

遂ト未遂トモコレニヨツテツカレルノデアアル。

問 現ニ人ノ住居ニ使用シトイフト、人ノ現在スル建造物トイフトハ、イヅレガコト
ナルカ。

答 住居ニ使用スルトハ、大デモ小デモスマキトシテツカフ家デ、ソノトキニ人ガ居ル
トモ居ラヌトモ、ソレニハカ、ハラヌコトデアアル、マタ現在スル建造物トイフハ

住居デハナクテ、今ソコニ人ノ居ルコトチイフノテ、番小屋デアラウトモ、倉庫デ
アラウトモ、神社デモ學校デモミナコレデアアル。

第九條

火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用セス又ハ人ノ現在セサル建
造物、艦船若クハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處
ス

前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

但シ公共ノ危険ヲ生セシメサルトキハ之ヲ罰セス

コノ條ハ、住居以外又ハ人ノ現在セザルモノチヤキシ罪及ビソノヤキタルモノガ自分
ノモノデアツタトキノ罪ヲ定メタモノデアアル。

第一項ノ人ノ住居ニ使用セズトイフハ、人ノ住居ニ使用セザル場合、又人ノ現在セザル
トキハ、車又ハ船ナドガカラデアツタ場合デアアル、コノ條ハ前條ノ如ク火ヲ放テヤイタ
トテ、ソノ危険ノ度ガ前條ヨリハ輕ク、又財産ヲウシナフコトモ少ナイカラ二年以上ノ
有期懲役ニ處スルノデアアル。

第二項ハ、現ニ人ノ住居ニツカワズ又ハ現ニ人ノチラヌ建造物ソノ他ノモノガ、犯人
以外ノモノデアハナクテ、自分ノモノデアツタトキニハ、六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

ルノデアアル、モツトモ自分ノモノヲヤイテ、ソレガタメニ若シ他人ノ家屋ナドニ火ガヒ
ロガリモセズ、スベテ世間ノアアナゲニ、ナラマコトデスンダナラバ、コレヲ罰入ルコト
ハイラヌトイフノデアアル。

問 現ニ人ノ住居ニツカハヌトハ、不在中ノコトモイフノデアアルカ。

答 不在中ノ住居ナラバヤハリ前條ニヨツテ罰入ルノデアアルガ、コ、ニイフノハ明家
ノコトデアアル。

第一百十條

火ヲ放テ前二條ニ記載シタル以外ノ物ヲ燒燬シ因テ公共
ノ危険ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ
罰金ニ處ス

〔字解〕

公共(オホクニヒト) ○危険(アブナ
イフニオナジ)

コノ條ハ前二條ノ外ノモノヲヤイタトキノ罪ヲサダメタモノデアアル。

前二條ニ記載シタル以外ノモノトハ、畑ノ中ノ番小屋トカ、ソノ他コレニ類シタモノダ
處スルノデアアル。

トヘベ山林ノ竹木、田畑ノ穀物、ツミアゲタ柴草ナドヲヤイテ、ソレニヨツテ公共ノ危
険ヲ生セシメタモノハ、一年以上十年以下ノ懲役ニ處スルトイフノデアアル、舊刑法ニ
ハイオクシクサヒリヨウ
廢屋ト柴草肥料等ヲタクハフル屋舎トイフコトガアルモ、前二條ノ以外ノ物デアアル。
前項ノモノガ自分ノ所有デアツタトキニハ、一年以下ノ懲役カ、又ハ百圓以下ノ罰金ニ
處スルノデアアル。

問 第二項ノ自分ノモノテ、公共ノ危険ヲ生セシメザルトキハ、前條ノ但書ノゴトク
罰セヌコトデアアルカ。

答 モトヨリデアアル。

問 廢屋ソノ他ノモノガ主ノナイモノデアツタトキハイカ。

答 ソノ場合ニハコノ條ノ罪ハ成リタ、ヌモノデアアル。

問 ツミアゲタ柴草トカ、田ノ中ノ小屋トカチ、ソノ持主カラ承諾ヲ得タトキハイカ
ニスルカ。

答 ソレモ罰スベキデハナイ。

第一百十一條

第九條第二項又ハ前條二項ノ罪ヲ犯シ因テ第九條

又ハ第九條第一項ニ記載シタル物ニ延焼シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ前條第一項ニ記載シタル物ニ延焼シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 延焼

コノ條ハ自分ノモチモノニ火ヲツケテヤイテモ、他人ノ所有物ニ危険ヲオヨボスコトガナケレバ、ソノ罪ハモトヨリカルイコトデアレド、若シモコレガタメニ、現ニ人ノスマキニツカヒ、又ハ人ガイマナル建造物、瀛車ナド、モシクハ人ガスマキニツカハズ又ハイマソコニ人ノナマラ建造物ソノ他ノモノニモエヒロガラセタトキハ、コノ條ノ第一項ニヨツテ、三月以上十年以下ノ懲役ニ處セホバナラヌトイフ、デアアル。

マダオノレノ所有ニカ、ル物ニ火ヲツケテ、ソレデ現ニ人ガ住居ニツカヒ、又ハ人ガ現在スル建造物、瀛車、電車、艦船、モシクハ鑛坑、ナフビ人ノ住居ニツカハズ、又ハ人ノ現在セヌ建造物、艦船モシクハ鑛坑ヲヤイタモノハ、第二項ニヨツテ三年以下ノ懲

役ニ處スルトイフノデアアル。

第一百十二條 第八條及ヒ第九條第一項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

コレハ未遂罪ノ罰スベキモノニツイテ定メタモノデアアル。

問 既遂ト未遂トノ見分ケハイカニシテツケルカ。

答 既遂トハ、ステニソノ目的ヲ遂ゲタモノチイフノデアアルガ、放火ニツイテノ既遂トハ、全クソノ目的物スナハチ、家屋、ソノ他ノモノニシテモ、ヤキツクシタノデアハシメテ既遂トイフコトハイハレヌ、タトヘバ家屋ノ軒ニ火ヲツケテ、ソノ火ガバツトモエアガツテ、屋根ウラニモ、棟木ニモツイテホウホウトモエヤケルノハ、マサシク既遂トイハネバナラヌ、サレバ未遂トイフハ、軒先へ枯草ヲツミアゲ火ヲツケタレド、ソノ火ハ一旦モエタバカリデ、ソノ家ニモエウツラヌサキニ消エタルガゴトキチイフノデアアル。

第一百十三條 第八條又ハ第九條第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但情狀ニ因リ免除スル

コトヲ得

〔字解〕 豫備イウ○情状ヨウス

コノ條ハ放火ノ準備ヲスルモノヲ罰スルコトヲ定メタノデアアル。
 本條ノ第百八條又ハ第百九條ノ第一項ノ罪ヲオカストハ、建造物、艦船、鑛坑ナドノゴ
 トキハ、人ノスマキ、モシクハ現在スルオソレガアツテ、コトニハ大切ナ財産デアアルカ
 ラ、コレニ火ヲツケルナドハ、實ニ重大ナ罪トイハネバナラヌ、ソノ重大ナ罪ヲオカ
 サントシテ準備スルモノデアアルカラ、モトヨリ罪アルコトハ知レタコトデアアル、ヨツテ
 ソノ行爲ヲ罰シテソノ害ヲ未發ニフセガントスルノデアアル、スナハチコノ準備ナセ
 シモノハ、二年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル、タゞシ、ソノ情状ニヨツテハ刑ヲ免除ス
 ルコトモデキルトイフノデアアル。

問 豫備トイハカナナルコトチイフカ。

答 枯草ヲツムトカ、石油ヲカケルトカイフノ類デアアル。

問 情状ニヨリ免除スルトイフハイカナナル情状デアアルカ。

答 タトヘバ腹立ノアマリニ、人ヲオドシテヤラウトイフホドノタメニスルモノトカ、

復讐ノ意味ニミトムベキモノガアルトカイフガゴトキ場合デアアル。

第百十四條

火災ノ際鎮火用ノ物ヲ隠匿シ又ハ損壞シ若クハ其他ノ方法ヲ以テ鎮火ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 火災○鎮火用○隠匿○妨害

コノ條ハ鎮火ノサマダゲチナスモノヲ罰スル定メデアアル。
 本條ニイフ鎮火用ノモノトハ、ポンプナドノ火ヲシツメルニ入用ナモノチヌベテ指スコ
 トデアアル、カクノ如キモノチカクスカ、又ハコハスカ、或ハソノ他イカナナル方法チスル
 トモ、ソノ方法ガ鎮火チサマダゲルコトデアルトキハ、一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス
 ルトイフノデアアル。

第百十五條

第百九條第一項及ヒ第百十條第一項ニ記載シタル物自
 己ノ所有ニ係ルト雖モ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ賃貸シ若ク
 ハ保險ニ付シタルモノヲ燒燬シタルトキハ他人ノ物ヲ燒燬シタル

者ノ例ニ同シ

〔字解〕

自己ノ所有^{ジヤン} ○差押^{サヘ} ○物權^{モノク} ○負擔^{アヒ} ○

賃貸^{カシ} ○保險^{キウケル}

コノ條ハ、自分^{ジヤン}ノモノヲヤイテモ、アル場合ニハ人ノ物ヲヤイタトオナ^{スツ}罰ニ處セラルベキヲ定メタモノデアアル。

第九條第一項及第九十條第一項ニカ、^{ジヤン}マタモノガ、自分^{ジヤン}ノモノヲ物デアツテモ、ソノ物件^{ブツケン}ガ、ステニ差押^{サシオサヘ}ヲウケテアルカ、又ハ物權^{ブツケン}ノ目的スナハキ^{テイトウ}抵當ニ入ツテアルカモシクハ質權^{シチケン}ガデキテアルカ、賃貸^{カシ}借^{カクソク}ノ約束ガデキテアルモノトカ、又ハソノ品^{シヤ}ガ保險^{ホケン}ニツケテアルモノデアツタトキハ、自分^{ジヤン}ノモノナガラモ、ソレ^{ケンリ}他人ノ權利^{カク}ヲ害シタリ他人^{ソノガイ}ニ損害^{ソウガイ}ヲホボスモノデアアルカラ、カクノゴトキハ他人^{タニ}ノ物^{モノ}ヲヤイタト同シ例ニヨツテ罰スルトイフノデアアル。

問 物權^{ブツケン}ノ目的ヲ問フ。

答 自分^{ジヤン}ノ物デアツテモ、コレ^{テイトウ}ヲ抵當^カトシテ金錢^{カネ}ヲ借^カリテアルトキハ、ソノ金^{カネ}ヲカヘサ

ヌウチハ他人^{ブツケン}ノモノモ同ジコトデアアル、スナハチソノ物^{ブツケン}ノ權利^{カク}ハ他人^{タニ}ニウツツテチラスレバ、オノレ^{シヨユウ}ガ所有^{シヨユウ}ノ物^{ブツケン}トハイヒナガラモ、ソノ權利^{カク}ハ他人^{タニ}ニアルカラ、ソレヲオクトキハ他人^{タニ}ヲ害^{ガイ}シタモノトイハネバナラヌ。

問 保險^{ホケン}モコレト同シキカ。

答 モトヨリノコトデアアル、何ウナレバタトヘバ自己^{ジコ}ノ家^{イヘ}ヲ火災^{カサイ}保險^{ホケン}ニ付スルカ、保險^{ホケン}會社^{カイシャ}ハソノ家^{イヘ}ヲ目的^{モクテキ}ノ物^{ブツケン}トシテアルコトデアアルカラ、ソレヲ燒^{ムロシ}クトキハ無論^{ムロシ}保險^{ホケン}ノ規則^{キョウ}トシテ保險^{ホケン}ノ契約^{ケイヤク}ハ消滅^{シヨウ}スベキモノデアアレド、時^{トキ}ニヨリ物^{モノ}ニヨツテ契約^{ケイヤク}ノ消滅^{シヨウ}ノミデアキヌコトガアル、ノミナラズ性質^{セイシツ}トシテ他人^{タニ}ノ物^{モノ}ヲヤイタト同ジコトデアアル。

第一百十六條

火ヲ失^{シツ}シテ第九條ニ記載^{キサイ}シタル物又ハ他人^{シヨユウ}ノ所有^{シヨユウ}ニ

係^カル第九條ニ記載^{キサイ}シタル物ヲ燒燬^{シヤク}シタル者ハ三百圓以下ノ罰金^{バツキン}ニ處ス

火ヲ失^{シツ}シテ自己^{ジコ}ノ所有^{シヨユウ}ニ係^カル第九條ニ記載^{キサイ}シタル物又ハ第一百

條ニ記載シタル物ヲ燒燬ニ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者又同シ

コノ條ハ、モト罪ヲオカスノ意思ガアルデハナクテ、タゞアヤマチノタメニ火ヲダシタ場合ノ規定デアアル。

スベテアヤマチトイフハ不注意カフオコル罪デアルカラ、コレヲ問ハズニオクトイフコトハナラヌ、サレバトテ、人トシテアヤマチノナイモノハナクレバ、失火モトヨリコレナシトイフコトハナラヌ、ユエニコレヲ罰スルコトハ罰スルモ、他ノ有意ノ犯罪ノヨリナ刑ニ處スベキデハナイ、ヨツテコノ條ノ如ク罰金ノ刑ニ處スルコト、シタノデアアル本條ノ條文ハ、別ニ説明スルマデモナイカラ、コレヲ略スルコト、スル。

第三百七條

火藥、汽罐其他激發ス可キ物ヲ破裂セシメテ第三百八條

ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第三百九條ニ記載シタル物ヲ損壞シタル者ハ放火ノ例ニ同シ自己ノ所有ニ係ル第三百九條ニ記載シタル物又ハ第三百十條ニ記載シタル物ヲ損壞シ因テ公共ノ危険ヲ

生セシメタル者亦同シ

前項ノ行爲過失ニ出テタルトキハ失火ノ例ニ同シ

【字解】

火藥 火藥ノ類 ○ 汽罐 汽罐ノ類 ○ 激發 激發ノ類 ○ 破裂 破裂ノ類 ○ 過失 過失ノ類

コノ條ハ火藥ナドノハシレルモノヲモツテ放火ニ似タルコトヲシタモノヲ罰スルコトヲ規定シタノデアアル。

本條第一項ハ故ラニスルモ、デアアル、ソノ意ハ、火藥、汽罐、油罐、ソノ他ハゲシク火ヲダス水雷、「ダイナマイト」ナドノゴトキモノヲハシラカシテ、ソノタメニ第三百八條ニハ記載シタモノヤ、又ハ他人ノ所有シテナル第三百九條ニカ、ゲ々建築物、船舶、鑛坑ナドヲコソシタモノハ、放火ノ例ト同ジコトデアアル、又オ、ソノ所有シテナルモノヲ、ヤハリ火藥ヲ汽罐ソノ他激發スベキモノヲ破裂ササテ、ソコナイヤアリ、ソノタメニ公共ノ危険ヲ生セシメタルモノモ、ヤハリ放火ノ例ニヨツテ處分スルノデアアル。コノ第一項ノ行爲が全クアヤマチカラデキタコトデアツタトキハ、失火ノ例ニヨツテ處分スルノデアアル。

問 過失ノ行爲トハイカナルコトナイフヤ。

答 タトヘバ烟花製造者ガ、製造中ニ火ヲ發セシメ、汽罐ヲツカツテ工業ヲシテチルモノガ、ソノ蒸氣機罐ヲ破裂サセタガゴトキハ、モトヨリソノ意ハナイノニ生ジタモノデ過失トイハネバナラヌ、コレガ本條ノ故意ト過失トニヨツテニツニワケネバナラヌコトデアアル。

第一百十八條

瓦斯、電氣、又ハ蒸氣ヲ漏出若クハ流失セシメ又ハ之

ヲ遮斷シ因テ人ノ生命、身体又ハ財産ニ危險ヲ生セシメタル者ハ

三年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

瓦斯、電氣又ハ蒸氣ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮斷シ因テ

人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

〔字解〕 漏出 ○流出 ○遮斷 ○生命 ○死傷 ○比較

コノ條ハ、ガス電氣ノタメニ生ジタル罪ヲサダメタノデアアル。

瓦斯ガモレタリ、電氣ノ蒸氣ガ流出タリスルヨウニシ、又ハソノ出ルミチヲタメキツ

テ、ソノタメニ人ノ生命ヤ身體ヤ又ハ財産ニアナイコトヲ生セシメタモノハ三年以下ノ懲役ニ處スルカ、又ハ百圓以下ノ罰金ニ處スルノデアアル。

モシ第一項ト同ジクワザニシテ、人ヲ死ナセタリ、キズツケタリスルコトニナラセ

タモノハ、傷害ノ罪ニクラベテ、ソノオモキ罪ニヨツテ處斷スルノデアアル。

問 電氣ヲ流出セシムルハ危險ナリヤ。

答 勿論デアアル、電燈ノ線デモ、電氣ガ流れ出ヌヨウニシテアルチ、ソレヲソノツツン

タモノヲトリノケテ、流レ出ルヨウニシテ、コレニ人ヲ觸レシムルトキハ死傷スル

モノデアアル。

問 瓦斯モマタ同ジキヤ。

答 瓦斯ガモレルトキハ、ソノ爲メニ火災ヲオコスコトガアル。

問 過失ヨリ生セシモノハイカニスルカ。

答 コノ條ニハ「漏出若クハ流出セシメ」「之ヲ遮斷シ」トアル、セシメ、遮斷シトイフハソノ文字ノ上ニオイト過失ト見トムルコトハナラヌノデアアル、サレドソノ實際ガアヤマチヨリ生ジ、モシクハ免ルベカラザルコトヨリ生ズルコトモアル、ソコデア

第二編 罪

一六〇

由刑ト罰金刑トニシテ、故意犯ハ自由刑スナハチ懲役ニ、過失ハ罰金刑ニスルノ意テアル。

第十章 溢水及ヒ水利ニ關スル罪

コノ章ニハ溢水ト水利ニ關スル罪ヲ規定シタノデアアル、溢水トイフハ水チアフレカシテ堤防チキツタリ、家屋チナガシタリスルニオヨブコト、水利トハ他河ニ流レテナル川チセイテラガ村ニ引クトイフガ如キデアアル、ツマリ放水ノ罪トソノ性質ハヨク似タモノデアソノ力ガ火ト水トノチガヒノアルマデデアアル、コノ詳細ハ各條ニチイテ知ラレルカラコ、ニハ一イフマデモアルマイ。

第一百十九條

溢氣セシメテ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル

建造物、瀛車、電車若クハ鑛坑ヲ侵害シタル者ハ死刑又ハ無期若

クハ三年以上ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 溢水イツスイレシメテアフレシメテ、人ノ住居ヤ、ソノ現在スルトコロチ水ニツカラシメタモノ

コノ條ハ水チアフレシメテ、人ノ住居ヤ、ソノ現在スルトコロチ水ニツカラシメタモノ

ヲ罰スル規定デアアル。

本條ニイフ溢水セシメトハ、水門チアケテ大水チ出スコトデ、タトヘバ堤防チキツタリ水チセイテアルトコロチトリコワシタリシテ、一時ニ水チタクサンニ出サセルノ類デア
ル、カ、ル所爲ヨリ、現ニ人ガスマイニツカツテナル家屋ヤ、人ガ現在スル建造物タト
ヘバ工場ヤ納屋ノゴトキモノ、汽車、電車モシクハ鑛坑チ水ニツカラセテソノ物チソコ
ナヒ、又ハ流失セシムルガゴトキハ、死刑カ無期ノ懲役カ、モシクハ三年以上ノ懲役
ニ處スルトイフノデアアル。

問 浸害トハ水ニツカラセマデ、アルカ。

答 水ニツカラセテ、ソノ結果ガ家屋ナラバ流レタリ、住居スルコトガナラメヨウニナ
ツタリ、納屋ナラバ物チ入レルコトモナラメヨウニナツタノハ、ソノ程度ニヨツテ

罰スルノデアアル。

問 浸害スル意思テナク、一時ノ戯ル間門チアケタノニ、閉ルコトチソスレタリ、閉
ザカナルヨウニナツタリシテソノ害チ生ジタトキニモコノ條ニヨツテ罰スルノデア
ルカ。

答 コノ條ノ趣意ハアヤマチテハナク、浸害スルトイフ意思ノアツタモノヲ罰スルノテアル。

第二百十條 溢水セシメテ前條ニ記載シタル以外ノ物ヲ侵害シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス
侵害シタル物自己ノ所有ニ係ルトキハ差押チ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ貸貸シ若クハ保險ニ付シタル場合ニ限り前項ノ例ニ依ル
〔字解〕 第百十五條ヲ見ヨ。

コノ條ハ前條ニシルシタルニ外ノモノヲ浸害スル場合ニ罰スル規定ヲ示シタモノデアアル
前條以外ノ物トハ、田圃、牧場ナドテ、ソノ浸害ノ區域ガヒロクシテ公共ノ危険ヲ生セシメタルモノデアアル、ソノ他ノ條文ノラケハ第一項第二項トモニ説明スルマデモナイ、
若シ疑ガハシケレバ問ハレヨ。

問 田畑ナドニ浸水セシメシモ、ソノ農作物ガヤクニタ、又ヨウニナラヌモノデアツテモ本條ニヨツテ罰スルカ。

答 タゞ水ニツカツタバカリテハ害トハナラヌ、タトヘバ稻田ニ浸水セシメテ、フタ、ビモトノヨウニナラヌヨウニナツタモノ、スナハチ稲ノ穂ガ出タトコロヘ泥水ガ入リ込マシテ、折角出タ穂モ實ガイラヌヨウニナツタ場合ナドノ類デアアル、サレバ一時水ニツカツタバカリテハ本條ノ罰スルトコロテハナイ。

問 第二項ノ物權トイフハ第百十五條ノトキノ説明ト同ジコトデアアルカ。
答 然リ。

第二百十一條 水害ノ際防水用ノ物ヲ隠匿又ハ損壞シ若クハ其他ノ方法ヲ以テ水防ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス
〔字解〕 水害ノ際 ○防水用 ○隠匿 ○損壞 ○水防
コノ條ハ水害ノトキニ、水ヲフセグサキダケナシタモノヲ罰スル規定デアアル、ソノ意ハヨクワカツテアルカラ、説明スルマデモナイ。

第二百十二條 過失ニ因リ溢水セシメテ第十九條ニ記載シタル物ヲ侵害シタル者又ハ第百二十條ニ記載シタル物ヲ侵害シ因テ公共ノ

危険ヲ生セシメタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

コノ條ハ過失ニヨツテ溢水セシメシ時ノ罰ヲ規定シタモノデアアル。

アヤマチノタメニ大水ヲ出サセテ、現ニ人ガスマイシタリ、又ハ現ニ人ノナル工場ヲ納屋ナドノ建物、汽車、電車、鑛坑ナドヲ浸害シタリ、又ハソノ他ノ田畑ナドニ浸害チホヨボシテ、公共ノ危険ヲ生セシメシモノハ、三百圓以下ノ罰金ニ處スルノデアアル。

第二百二十三條

堤防ヲ決潰シ、水閘ヲ破壊シ其他水利ノ妨害ト爲ル

可キ行爲又ハ溢水セシム可キ行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役

若クハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

〔字解〕 堤防、○決潰、○水閘、○破壊、○水利、○妨害

コノ條ハ水利ヲサマタゲタル行爲、溢水セシムベキ行爲ヲナセシモノヲ罰スル規定デア

ル。堤防ハ水ノ流失ヲフセギ、マタ水利ノ便ヲ得ルタメニコシラヘタモノデアアル、ソノ堤

防ノ全部ヲキリクヅスカ、又ハ一部ヲコワシ、水門ヤ樋ノ口ナドノ水ヲ引クタメニマウケタル工事ヲアツテ水利ヲ得ルコトノナラヌヨウニシ、又溢水セシムベキシラザナ

セシモノハ、二年以下ノ懲役モシクハ禁錮、又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處スルノデアアル。

問 コノ條ハ、何モ爲ニスルコトハナクシテ爲セシモノガ。

答 多クハオノレノ便益ヲハカルタメニスルモノデ、他人ノ便ヲ害スルシラザデアアル。

問 水利ヲサマタグル行爲ノ例ヲ聞キタシ。

答 タトヘバ新タニ堤防ヲコシラヘタリ、石ヤ土ヲナゲコンデ水ヲセキトメ、オノレノ田畑ヘ引キ入レントスルガゴトキチイフノデアアル。

第十一章

往來ヲ害スル罪

コノ章ノ往來トイフハ、陸路モ、水路モ、鐵道モ、汽車モ、電車ナドモ、軍艦、船舶ナドモ共ニフクンデオオル、スナハチ橋モ港モ、燈臺ナドモコノ内ニアルノデ、スベテノ往

來ニカ、ルコトハ本章ニオイテソノ罪ヲサダメタモノデアアル。

第二百二十四條

陸路、水路又ハ橋梁ヲ損壞及ハ壅塞シテ往來ノ妨害

ヲ生セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
 前項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重
 キニ從テ處斷ス

〔字解〕 陸路ヒトノユキトス ○水路フナ ○橋梁ハ ○損壞ヤブ ○壅塞グサ ○往來

○妨害サマ ○死傷シヤウ ○比較ヒカク
 コノ條ハ往來ニ必要ナルトコロヲシタリ、フサイダリシテ、サマダダスルモノ、
 又ハソノタメニ死傷スルニイタラシメタルモノヲ罰スル規定デアアル。

陸上ノ通行ノ道路ヲコワシタリ、水路スナハチ舟ノ通行スルミチヲフサイダリ、橋ヲコ
 ワシテラタラレヌヨウニシタリシテ、往來スルコトノナラヌヨウニサマダダシタモノハ
 二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處スルデアアル。

前項ノ罪ヲオカシテ、ソノタメニ人ヲ死ナシケリ、キズツケタリスルモノハ、傷害ノ
 罪ニグラベテ、ソノオモイ刑ニヨツテ處斷スルデアアル。

問 道路橋梁ヲ損壞スルトハ、全クコワシテシマフコトデアアルカ。
 答 コレガ程度問題トイフデアアル、カナラズシモンノ全部ヲソコナハズトモ、往來ガ
 デキヌヨウニスルノハコノ罪ガ成リ立ツモノデアアル。

問 水路モ損壞スルコトガテキルカ。
 答 港ナドモ水路トイフデアアルカラ、タトヘバ築港ノ石垣ヲコワシ、棧橋ヲコワスナ
 ドモコレデアアル。

問 陸路及ビ水路ノ壅塞トハ如何。
 答 陸路ニハ大キナ木ヲ掃タヘタリ大石ヲツミカサネタリシテ、ソノミチヲフサグコト
 水路ニテモ同ジク船ノ往來ノナラヌマデニ、ウヅメタリナドスルナイフコトデアアル

第二百二十五條 鐵道又ハ其標識ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ汽車
 又又電車ノ往來ノ危険ヲ生セシメタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ

處ス
 燈臺又ハ浮標ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ艦船ノ往來ノ危険ヲ
 生セシメタル者亦同シ

第二編 罪

一六七

〔字解〕 標識マダシナルモノ ○浮標ウヅバシナルモノ

コノ條ハ、目シルシトナルベキタメニ設クタルモノヲコラシテ、テツボ軍艦商船ナドハ危險ヲ生ゼシメシモノヲ罰スル規定デアアル。

鐵道ヲコラシタリ、鐵道ニ設ケテアル目シルシニナルモノヲコラシタリ、又ハソノ他ノ方法ニヨツテ汽車ヤ電車ノ往來スルニ危險ヲ生ゼシメシモノハ、二年以上ノ有期懲役ニ處スルノデアアル。

燈臺トウダイ又ハ浮標ウヅバシヲコラシタリ、又ハソノ他ノ方法ニヨツテ軍艦ケンカンヤ商船ノ往來ニ危險ヲ生ゼシメシモノモ、第一項ト同ジ罪ニ問フノデアアル。

問 標識マダシヤ浮標ウヅバシナドハ、ソレダケ大切ナモノデアアルカ。
答 鐵道ノ標識ハ、ソレテ汽車ノ衝突シヨウトツヲセギ得ベキモノ、浮標ハカクレ岩イハヲシラセ

ルモノテ船ノ往來ニハモツトモ大切ナモノデアアル。
問 ソノ他ノ方法ノ例ヲ示セヨ。
答 タトヘハ鐵道ニ木ヤ石ヲ横タヘタリ、暗夜ニ燈臺ノ火ヲ消シタリスルガ如キコトヲ

イフノデアアル。

問 鐵道ニハコノ外ニ罰則ハナキカ。

答 鐵道ニオケル犯罪ニハ、明治五年第四百十六號布告ノ鐵道略則、明治六年第一百一號ノ鐵道犯罪罰則ナドガアル、サレバ刑法ニソノ條文ノアルモノハ刑法ニヨリ條文ナキモノハ前ニアル特別法テ罰スルノデアアル。

第二百二十六條 人ノ現在スル瀛車又ハ電車ヲ顛覆又ハ破壊シタル者

ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

人ノ現在スル艦船ヲ覆没又ハ破壊シタル者亦同シ

前二項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

〔字解〕 顛覆テンブクカヘルク ○破壊ハカイ ○覆没フクボツシカヘツテ

コノ條ハ、汽車ヤ汽船ナドヲ、顛覆セシメタリ、沈没セシメタリシタトキノ罪ヲ規定シタモノデアアル。

第一項ハ人が現ニ乗ツテナル瀛車ヤ又ハ電車ヲヒツクリカヘラシメ又ハコラシタモノハ

無期カ又ハ三年以上ノ懲役ニ處スルノデアル。

第二項ハ人が現ニ乗ツテオクル軍艦、商船、漁船ソノ他イカナル船ニテモ、覆没セシメたり、又ハ破壊シタモノモ、第一項ト同シ罰ニスルノデアル。

第三項ハ、前ノ二項ノ罪ヲオカシテ、ソレニヨツテ人ヲ死ヌルヨウニナラセタモノハ、死刑カ又ハ無期ノ懲役ニ處スルノデアル。

問 人ヲ傷ツケタモノハ、ソノ罪ヲ問ハヌノデアルカ。

答 明カニハ規定シテハナケレド、第二百二十四條ノ末項ノ例モアレバ、無論ソノ罪ヲ問フベキコトデアル。

第二百二十七條 第二百二十五條ノ罪ヲ犯シ因テ汽車又ハ電車ノ顛覆若クハ破壊又ハ艦船ノ覆没若クハ破壊ヲ致シタル者亦前條ノ例ニ同シ

第二百二十五條ノ罪ハ、タゞ危険ヲ生ゼシメタ場合デアレド、コノ條ニハソノタメニ汽車又ハ電車ノ顛覆モシクハ破壊、又ハ艦船ノ覆没モシクハ破壊ヲナセシモノハ、ソノタメニ人ヲ死ニ致スコトモアルカラ、前條ノ例ニヨルトシタノデアル、ツマリ本條ガ前條ト

チガフトコロハ、現ニ人ノ在ルトノミアツテ、ソノ他ノ場合ガ前條ニナカツタタメニ別ニ規定シタノデアル。

第二百二十八條 第二百二十四條第一項、第二百二十五條及ヒ第二百二十六條第一項、第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

コノ條ハ別ニ説明スルマデモナイコトデアル。

問 重罪ニモ未遂罪ノ罰セヌモノガアルカ。

答 無論ノコトデ、ソノ罰スベキハ一定シテナイカラ、各章ニツイテソノ罰スベキモノヲ定メタノデアル。

第二百二十九條 過失ニ因リ汽車、電車又ハ艦船ノ往來ノ危険ヲ生セシメ又ハ汽車、電車ノ顛覆若クハ破壊又ハ艦船ノ覆没若クハ破壊ヲ致シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
其業務ニ従事スル者前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ三年以上ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

〔字解〕 過失^{カシツ} ○業務^{ギョウム}ノツト ○從事^{テスルモノ}

コノ條ハ過失ニヨレル罪ヲ罰スル規定デアアル。

アヤマチノタメニ、^{キシヤ} 瀛車、電車又ハ^{ケンカン} 軍艦ソノ他ノ船ノ往來ノ危險ヲ生ゼシメタリ、又ハ^{ケンヤ} 瀛車、電車ナヒツクリカヘシタリ、コワシタリ、^{カンセン} 艦船ヲシヅマセタリ、モシクハコワシタモノハ、五百圓以下ノ罰金ニ處スルノデアアル。

ソノ罪ヲ犯シタモノガ、^{ギョウム} 業務ニ從事シタモノ、スナハチ^{テツドウ} 鐵道ノ目ジルシテツカサドルモノト力、^{ウツクシユ} 運轉手デアルトカイフガゴトキモノデアツタトキハ、三年以下ノ禁錮カ、又ハ千圓以下ノ罰金ニ處スルノデアアル。

問 ^{カシツ} 過失ニヨツテ^{ドウロ} 道路^{スイロ} 水路ノ往來ヲ妨^{オウライ} 妨アルコトガアルカ。

答 タトヘバ^キ 木ヲ伐^キ ラントセシモノガ、^{ケンガイ} 案外ニソノ木ガ道ニタフレタリ、川ノ中へ倒レタリシテ、ソノタメニ^{ハヤ} 早クソノ木ヲ片ツクルコトガデキズ、タメニ^{リク} 陸路又ハ^{スイロ} 水路ノ往來ヲサマタゲタリ、^{ケンケン} 危險ヲ生ゼシメタリスルコトハ、ナカク^{スク} 少ナイコトデハナイ。

問 第二項ハ ^{シヨクム} 職務上ノ過失ニトシマラルカ。

答 モトヨリ^{フナユク} 職務上ノ不注意カラオツタコトデアアル、コノ次^{ツギ} ハイサ、カ酷ナヨウデアアルガ、^{シヨウライ} 將來ニカ、ル不注意カラシメントセシヨリ、^{オセ} カク重クシタモノデアアル

第十二章 住居ヲ侵ス罪

コノ章ハ人ノ^{スマキ} 住居シテナルトコロチ、ミダリニ^{オカ} 侵入シタモノヲ罰スル規定デアアル、^{ゼンタイ} 全体人ノスマイハ一ノ^{シヨウカク} 城郭トモイフベキモノデ、^{ヤス} 安ンジテ^{ミンシヨク} 眠食スルモノデアアルニ、ミダリニ人ガ入り込^{イコ} 込ンデハ安心シテ^{ミンシヨク} 眠食スルコトモナラヌカラ、^{トク} 特ニコノ章チマウケテ^{アンヤイ} 安寧ヲ保護シタモノデアアル。

第三百三十條

故ナク人ノ^{ヂユウキヨ} 住居又ハ人ノ^{カンシユ} 看守スル^{テイタク} 邸宅、^{ケンゾウ} 建造物若クハ^{カンセン} 艦船ニ^{シンニウ} 侵入シ又ハ^{ヨウキユウ} 要求ヲ受ケテ其場所ヨリ^{タイキヨ} 退去セサル者ハ三年以下懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

〔字解〕 故ナク^{ケナク} ○看守^{カンシユ} ○邸宅^{テイタク} ○侵入^{イリコム} ○退去^{タイキヨ} ○要
求^{モト}

コノ條ハ故ナクシテ人ノ住居ナドニ侵入シ又ハ要求ヲウケテモ退去セヌモノヲ罰スル規定デアアル。

何ノワケモナイノニ、人ノスマイシテナルトコロ、又ハ人が番ナシテナルヤシキヤ、ソノ他ノ工場、倉庫ナドノ建物、若クハ軍艦ヲ船ノ中ニ侵入ツタリ、又ハ出テユクヨクニ要求セラレテモ、ソノ場所ヨリノキ去ラヌモノハ、三年以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處スルデアアル。

問 故ナクトハイカナルコトカ。

答 ソノ家ノ人又ハ看守人ニ入ラセヌトイフニ、ソノ意ニソムクコトデアアル。

問 自分ノ家ヲ人ニ貸シテアルトキニモ、コノ罪ヲ構成スルカ。

答 スデニ人ニ貸シタ以上ハ無論ノコトデアアル。

問 侵入トハイカニシテ入ルデアアルカ。

答 他人ノ權利ヲフミニシルノテ、無斷テダシヌケニ來ルガゴトキデアアル。

問 晝ト夜トノワカチガアルカ。

答 分チハナイ。

問 邸宅トハ如何。

答 ナシキデアツテ、人ノ家屋ノ構ヘ内デアアル。

問 要求ヲ受ケテ退去セヌトハ、イカナル場合ナイフカ。

答 タトヘバ正當ノワケガアツテ來タモノデアツテモ、退去セヨト要求セラレタニモカ、ハラズ退去セヌノハ、他人ノ權利ヲ害スルモノデアアルカラ、侵入罪トシテ問フノデアアル。

第三百三十一條 故ナク皇居、禁苑、離宮又ハ行在所ニ侵入シタル者

ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

神宮又ハ皇陵ニ侵入シタル者亦同シ

【字解】 皇居カノオスマイ ○禁苑オニハサキ ○離宮カノオナリニナルトコロ ○行在所ヘイカン

ナルトキニオダチイリニナルトコロ ○神宮イセシメテイ

此條ハ、皇居ソノ他ニ侵入シタモノヲ罰スル規定デアアル。

故ナクシテ皇居、禁苑、離宮、マタハ行在所ニ侵入シタモノハ三月以上五年以下ノ

懲役ニ處スルノデアル、コノ條ニ定メタ場所ニハ、シユエイ守衛スナハチ、マモツテ番チンテナルモノガアル、ソノモノノ許可ヲ得ズシテ入ルヲ侵ムトイフノデアル。

第二項ノ神宮又ハ皇陵コウリョウモマタ同ジコトデアルカラ、第一項ト同ジ罪ニスルノデアル、ソノラケハ第七十四條ヲ見レバワカル。

問 皇陵ナドニハ立入ルコトヲ禁止スルコトガ揭示シテアルガ、モシコレ等ノ場所バシヨヲ搦示モナク、番人モ居ラヌトキニ、門ヲコエタリ、塙カキチクバツタリシテ入ルトキハ、

ヤハリコノ條ニ問ハル、カ。

答 カクノゴトキハ事實ノ問題デアルガ、前條又ハ本條ノ規定スルトコロデハナイ、シタガツテコレヲ罰スルコトハナラヌノデアル。

問 前條ニアツタ侵入ニシテ、豫審判事ガ家宅搜索ノタメニ入りコミ、サエンサ巡查ガ犯人ノ逮捕ノタメニ入りコムハ問フトコロデナイカ。

答 故ナクシテ入ツタモノデナク、又法律ガ侵入權ヲミトメタトキハ罪ヲ問フベクテナ

イコトハ勿論ノコトデアル。

第三百三十二條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

コノ條ハ未遂罪ヲ罰スルノデアル。

侵入罪ノ未遂ハ、ドコマデトイフコトガワカリカネルガ、ソノ門ニ入ツテトガメラレ

タニモカ、ハラズ、無理ニオシ入ラントシテ、禁止セシモノニ對抗セシガゴトキハコレ

デアル。

モシ侵入セントシテ門前モンゼンテサシトメラレタヨウナ場合ニハ、未遂トモイフコトハナラ

ノデアル。

第十三章

秘密ヲ侵ス罪

コノ章ニハ秘密ニカ、ル罪ヲ定メタモノデアル、秘密トイフハナイシヨゴトトイフコトデ、他人ノ聞カセタリ、見サセタリシテハ、信用ト面目ニ關スルコトデアルカラ、コレヲカクシテ、ソノカクシタコトチアラハニスルノガコノ章ノ秘密チオカストイフノデアル。

第三百三十三條

故ナク封緘シタル信書ヲ開披シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

〔字解〕 封緘フウシツメチ ○信書シヨウショ ○開披カイヒ

コノ條ハ、封フウノシタ手紙テガミナヒラケコトヲ罰スル規定デアアル。

開封スベキヲケモノナク、權利モナイモノガ、封フウノシタテガミナヒライタモノハ、一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處スルデアアル。

問 家族ノモノガソノ家内ノアル人ニアテテ手紙ヲ開封スルモコノ條ニアタルカ、

答 家族トイヘドモ、至急ヲ要スル件タルコトガシルシテアルカ、又ハソノアテ名ノ人が不在デアツタタメニ開クモノハ本條ノ問フトコロデハナイ、タトヘ親展ノ文字ノ

アルモノモ同ジコトデアアル。又商店ナドニテ、ソノ主人ノ名アテノ手紙ヲ店員ガ

開封スルハ、コノ條ノ外デアアルガ、親展ノ文字ノアルモノハ、コレヲ開クコトハナ

ラヌコトデアアル。

問 官吏ガ職務上ニカイテスルコトハコノ外デアアルカ。

答 勿論デアアル、タトヘ郵便局員ガ普通ノ手紙ニ金錢ガ封入シテアルモノト疑フト

キ、マタハ監獄ノ官吏ガ囚人ノ信書ヲ開封スルガゴトキノ類デアアル。

問 開封ノ外ハ罪トナラヌカ。

答 然リ。

問 信書ヲカクシタリ、ヤブツタリスルガ如キモコノ例デアアル。

問 電信モ信書ノ内デアアルカ。

答 然リ。

第三百三十四條 醫師、藥劑師、藥種商、産婆、辯護士、辯護人、公

證人又ハ之等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタル事ニ付キ

知得タル人ハ秘密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以

下ノ罰金ニ處ス

宗教若クハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其

業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ニ秘密ヲ漏泄シタルト

キ亦同シ

〔字解〕 醫師イシ ○藥劑師ヤクザイシ ○藥種商ヤクシユシヨウ ○産婆サンバ ○辯護士ベンゴシ ○辯護人ベンゴニン ○公

證人シニウニン 又ハ之等コレラノ職シヨクニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタル事ニ付キ

知得タル人ハ秘密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以

下ノ罰金ニ處ス

宗教若クハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其

業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ニ秘密ヲ漏泄シタルト

キ亦同シ

○宗教シユウキヨウ 若クハ禱祀キヒノ職シヨクニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其

業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ニ秘密ヲ漏泄シタルト

キ亦同シ

○宗敎シユウキヨウ 若クハ禱祀キヒノ職シヨクニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其

業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ニ秘密ヲ漏泄シタルト

キ亦同シ

○宗敎シユウキヨウ 若クハ禱祀キヒノ職シヨクニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其

業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ニ秘密ヲ漏泄シタルト

キ亦同シ

○宗敎シユウキヨウ 若クハ禱祀キヒノ職シヨクニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其

業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ニ秘密ヲ漏泄シタルト

コノ條ハ、ソノ役目ニアル人が、ソノ取扱フタコトチモラス罪ヲ定メタノデアアル。
 醫師ガ病人カラ自分ノ肺病デアルコトチ人ニ知ラスナド頼マレ、藥劑師ガアル人ノ
 タメニ普通デナイ藥ノ調合シタコト、藥種商ガ人ノ面目ニカ、ルヨウナクスリチ賣ツ
 タコト、産婆ガソノ取扱ツタ産婦又ハ出生兒ノコト、辯護士ヤ辯護人ヤ公證人ガソノ
 役目ニヨツテ、取扱ツタコトチ、ワケモナクシヤベリタテ、ソノ本人ノ秘密チモラ
 ストキハ、六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處スルノデアアル。

第二項ハ神官僧侶モシクハソノ他ノ祈禱ナシタリ、マジナヒチシタリスル職ノモノガ
 ワケモナクソノ取扱ツタコトニツイテ、已レノ知ツタ人ノ秘密チモラシタモノモ第一項
 ト同ジコトデアアル。

問 コノ條ハ、ソノ本人ヨリ秘密ニシテ頼マレタトキニ限ルコトデアアルカ。
 答 依頼セラレシト否トノ區別ハナイコトデアアル。

第三百二十五條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

コノ章ノ罪ハ親告罪トシテ、ソノ本人カラ裁判所又ハ警察署ニ告訴スルヲ待テハジメ
 テソノ罪ヲ論ズルコトデアアル、サレバ本人ガ妨ゲナシトシ又ハユルシタモノハ、コレチ

第十章

阿片煙ニ關スル罪

コノ章ハ阿片ノ取締チ嚴ニスルタメニ設ケタモノデ、阿片チ吸フコトニツイテノ罪ナ
 定メタノデアアル。

問 何故ニ阿片ニ限ツテカク嚴重ニスルカ。

答 阿片ニハ毒ガアル、ソシテ一度コレチ吸フトキハソノ味ノアスレラレマカラ、ツヒ
 ニ人チ癡疾トナラセルニイタルカラ、ソノ風習ノヒロガランコトチフセガントシ
 タノデアアル。

第三百二十六條

阿片煙ヲ輸入、製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ

以テ之ヲ所持シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 輸入 輸入ノコトヲ指シ、製造 製造シタルモノ、モトチカヒ ○販賣 販賣スルコト
 所持 所持スルモノ

コノ條ハ阿片煙草チ輸入シタリ、製造シタリ、又ハ販賣シタリ、モシクハウリダス目的
 デ持ツテナルモノチ罪スル規定デアアル。

阿片煙草ノ原料ヲワガ國ニ輸入シタリ、ソノ原料ニテ製造シタリ、又ハ販賣シタリモシクハ販賣ノ目的ヲ所持シテナルモノハ、六月以上七年以下ノ懲役ニ處スルトイフノデア

ル。所持トイフト、所有トイフトハキガフカ。

答 所持トハ今手ニ持ツトイフコトデ、カナラズシモ自分ノモノトノミ限ツタコトデハナイ、所有トイフワガモチモノデ、カナラズ他カラ買入タカ、モラツタカシタモノデナクナラヌ。

第二百三十七條

阿片煙ヲ吸食スル器具ヲ輸入、製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 吸食 アヘンタバコ ○器具 ドウ

コノ條ハ阿片煙ノ器具ニツイテノ罰則デアアル。

阿片煙ヲスフタメニ用ユベキ器具ヲ輸入シタリ、製造シタリ、又ハ販賣シモシクハ販賣

ノ目的ヲ所持シテナルモノハ、三月以上五年以下ノ懲役ニ處スルトデアアル。

第二百三十八條

税關官吏阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ輸入シ又ハ

其輸入ヲ許シタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

コノ條ハ、税關ノ官吏ガ前條ノゴトキ行爲ヲナセシトキニ罰スルノ規定デアアル。

税關ノ官吏ナルモノハ、輸入輸出ニカ、ル税則ノ事務ヲトリアツカフモノデアアル、トコ

ロテソノ輸入輸出ノ品ニハ、コレヲ禁止スルモノモアル、スナハチ阿片煙ノゴトキハソ

ノ輸入ヲ禁ゼラレタモノデアアル、ソレニモカ、ハラズ、阿片煙ヤ、阿片煙ヲスフタメニ

用ユル器具ヲ輸入シタリ、マタハソノ輸入ヲ禁ゼラレタモノハ、職務上ソノ罪ハ重イコト

デアアルカラ、一年以上十年以下ノ懲役ニ處スルトイフノデアアル。ツマリオカスニヤヌク

シテフセグニカタイカラノコトデアアル。

第二百三十九條

阿片煙ヲ吸食シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

阿片煙ヲ吸食スル爲メ房屋ヲ給與シテ利ヲ圖リタル者ハ六月以上

七年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 房屋ハ○給與ヘル○利ヲ圖リ

コノ條ハ阿片煙ヲスフタモノ、又ハスフタメニソノ座敷ヲカシアタヘタモノヲ罰スル規定デアアル。

第一項ハ阿片煙ヲスツタモノハ、三年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル、
第二項ハ阿片煙ヲスフタメニ、ソノ事情ヲ知りナガラ、利益ヲ得ンタメニ、座敷ヲカシ
アタヘタモノハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

第四百十條 阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ所持シタル者ハ一年以
下ノ懲役ニ處ス

コノ條ハ、單ニソノ器具方、又ハ阿片煙ヲ持ツテナルモノヲ罰スルノデアアル。
自分ニ吸フノ目的デアルトモ、又ハ人ニアタヘル目的デアラウトモ、ソレ等ノコトニハ
論ナク、タゞ現ニソノ品ヲ持ツテ居ルモノハ、一年ヨリ多カラザル懲役ニ處スルノデア
ル。

第四百十一條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

コノ章ノ未遂罪トイフハ、ホゞ次ノゴトキ場合チイフノデアアル。
一、輸入ノ場合ニハ、税關ニオイテ發見セラレテ、輸入ノ目的チハマサゞリシ場合デア
ル。

二、製造ハ、器械ノ用意チシテ、ステニ着手シタトコロチ、取オサヘラレタトキナド
デアアル。

三、販賣ノ未遂ハ、ステニ賣ラン、買ハウト約束バカリシテ、マタソノ品物ヲ引渡サ
ヌ間ニ發見セラレタトキナドデアアル。
四、吸食セントスル未遂ハ、ステニ器具ノ用意シテ、コレカラ吸ハントスルトキニ發
見セラレタヨウナチイフノデアアル。

第十五章 飲料水ニ關スル罪

コノ章ニハ、飲水ニカ、ル罪ヲ規定シタノデアアル。

第四百十二條 人ノ飲料ニ供スル淨水○汚穢シテ因テ之ヲ用フルコ
ト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ

罰金ニ處ス

〔字解〕

飲料^{モノ}ニ○供スル^{ガアテ}○淨水^{ナキレイ}○汚穢^ス○用フル能ハサル

ツカフコト
ガデキヌ

コノ條ハ飲料水チケガス罪ヲ規定シタノデアロ。

人々^ノ飲料^ニ

ニアテ、ナル、キレイナ水^チ、イロ^ノ不潔^ナモノヲ入レテキタナクシ

ツノタメニツカフコトガデキヌヨウニナラセタモノハ、六月以下ノ懲役カ又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處スルノデアロ。

問 コノ條ハ一己人ニツイテイフノカ、又ハ公衆ニツイテイフノカ。

答 單ニ人ノトアル以上ハ、公衆デアツテモ一人デアツテモ同ジコトデアロ。

問 淨水^トハ井戸水チイフカ。

答 井戸水バカリテハナイ、器物^ニ入ツタノモ同ジコトデアロ。

第四百十三條

水道ニ因リ公衆ニ供給スル飲料ノ淨水又ハ其水源ヲ

汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以上

七年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕

水道^ニ○公衆^ニ○供給^{スル}○水源^ノ○汚穢^ス

コノ條ハ公衆ノ飲料トスルモノト、水道ニヨルモノトヲ規定シタノデアロ。

水道ニヨツテオホクノ人ノ飲料トスル淨水カ、又ハソノ水道ノ水源チケガシテ、ソ

ノタメニ公衆ノモノガ用ヒントシテモ、用ヒラレヌヨウニナラセタモノハ、六日以上七

年以下ノ懲役ニ處スルノデアロ。

問 刑ノ科シカタノカク輕重アルハイカナルワケカ。

答 水道ノ途中カラシタノハ輕ケレド、水源^ノシタノハ重ク、又貯水池ナドチケガシテ

ソノ日數ノ多少ノアルトキノゴトキハ、オノヅカラ輕重ガナクテハナラヌコトデア

ル。

第四百十四條

人ノ飲料ニ供スル淨水ニ毒物其他^ノ人ノ健康ヲ害ス可

キ物ヲ混入シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 毒物^{トナルモノ}○健康^ヲ○混入^ス

コノ條ハ淨水ニ毒物ヲマゼタモノニツイテノ罰ヲ定メタノデアアル。
 人ノ飲料トスル淨水ニ毒トナルベキモノヤ、マタハ人ノ健康ヲ害スベキモノスナハチ
 毒物トイハズ、硝酸ヤ、硫酸ノゴトキモノ、害ニナルトイフハ毒ニアテラル、ホドノモ
 ノ、コレ等ヲマゼ入レタモノニハ三年以下ノ懲役ニヨツテ處斷スルトイフノデアアル。

第四百十五條

前三條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者傷害ノ

罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

コノ條ハ、前三條ノ罪ヲオカシテ、ソノタメニ人ヲ死傷スルニイタラセタモノヲ罰スル
 定メテ、ソノ意ハ説明スルマデモナイ。

問 死傷トイフトキハ、病ヲ生スルコトモフクムカ。

答 モトヨリノコトデアアル。

第四百十六條

水道ニ因リ公衆ニ供給スル飲料ノ淨水又ハ其水源ニ

毒物其他人ノ健康ヲ害ス可キ物ヲ混合シタル者ハ二年以上ノ有期
 懲役ニ處ス因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年

以上ノ懲役ニ處ス

コノ條ハ、第四百十四條ト同シコトデアツテ、タゞ水道ニヨツテ公衆ニ害ヲアタヘタ
 トイフダケガチガフノデアアル、ソシテソノ罪ハモトヨリ同條ニ比シテハ重イカラ二年以
 上ノ有期懲役ニ處スルトシタノデアアル、モシソノタメニ人ヲ死スルホドニナラセ又ハ
 死セシメシトキハ、死刑カ又ハ無期モシクハ五年以上ノ懲役ニ處スルコトデアアル。

第四百十七條

公衆ノ飲料ニ供スル淨水ノ水道ヲ損壞又ハ壅塞シタ

ル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕

損壞シヨクナヒ ○壅塞シヨクナヒ

コノ條ハ水道ヲコソシタリ、水ノ出ヌヨツニフサイダモノヲ罰スル定デアアル。
 公衆ガ飲料ニソナヘル淨水ノ水道ヲコソシタリ、又ハ水ヲフサイダリスルトキハタ
 チマチ水ガスクナツテ困難ヲ生ズルモノデアアル、ノミナラズソノ害ガヒロイカラ、ソノ
 害ハ前ノ各條ニケラベテ死ニイタスガ如キコトハナケレド、一年以上十年以下ノ懲役ニ
 處スルトイフノデアアル。